No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
1	総合政策部	企画政策課	継続	自治基本条例の推進	新宿区自治基本条例の講演会等を開催し、更なる条例周知に努める。	事業の実施	新宿区自治基本条例の講演会等を開催し、更なる条例周知に努める。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 地区協議会、自治基本条 例を推進する区民の会等	治基本条例施行以降)	生かなか	協働・連携を図って進めてさ	連携・支援の仕組み 作り(今後区として 協力できるところは 積極的に支援して いべ。)	その他	新宿区の自治の推進に取 組。	新宿区の自治を推進するために区民 の参加は不可欠であり、今後様々な団 体(個人)と連携し、取り組んでいくこと が必要。	
2	総合政策部	企画政 策課	その他	総合計画及び実行計 画の策定	平成30年度から始まる新たな総合計画及び第一次実行 計画の策定を行う。	政策の方針 立案	地域説明会、パブリック・コメントを実 施。	町会自治会 地域団体協力団体など) その他(区民、在動・在学、 来街者)	平成28年4月	事業協力	計画の策定にあたり区民参加が重要であるため。	その他(計議会運営、説明会の実施)	その他(区民 討議会は無 作為抽出。地 域説明会等 は希望者)	総合計画や第一次実行計画 の策定に向けて、地域課題 や施策の方向性について意 見を述べていただく。	総合計画及び第一次実行計画策定に あたり、多様な手法により多くの区民からご意見をいただくことにより、地域課 題や区民ニーズを的確に反映すること ができる。	
3	総合政策部	区政情報課	実計継続	多様なメディアを活用 した区政情報の提供・ 発信	区政情報サービスの充実。	事業の実施	新宿区地域ポータルサイト「しんじゅく ノート」の運営。(サイトの管理運営・保 守、コンテンツ取材・編集・配信等)	その他(㈱フューチャーリン クネットワーク)	平成21年9月 からでしんじゅ くノート」は21 年11月仮公 開、22年2月本 公開)	事業協力 情報提供・ 交換	地域・民間・行政情報を一体 的に配信できる地域ポータ ルサイルの構築・運営のため の企画提案プロポーザルで 募集。	行政情報提供 広報PR面での協力	プロボーザル	新宿区地域ポータルサイト 「しんじゅくノート」の運営(サイトの管理運営・保守、コン テンツ取材・編集・配信等)。	民間企業と協働することで、区だけで は発信できない店舗情報、ロコミ情 報、広告を掲載することができる。	THE REPORT OF THE PARTY OF THE
4	総合政策部	区政情報課	継続	区政普及のための出 版物の発行及び配布	新宿区くらしのガイド、新宿 区地図、グラフ新宿区等を発 行・配布し、区政情報、区の 歴史・産業等の情報を提供 する。	事業の実施	くらしのガイド制作にあたり、広告の募集・掲載における業集方法や広告主 中内容の審査基準等について、事業者の男かりを活用している。なお、事業者の第十方仏告を掲載することの負担するが行経費の削減を図っている。(くらしのガイドの制作は隔年で実施している。29年度中に制作予定)	度)は(株)サンケイリビング新	平成19年4月 ※くらしのガイ ド2007年版か ら	委託	冊子の魅力向上と制作経費 削減に向けた検討。	行政情報提供 委託・助成等 その他(行政情報部 分の原稿作成、校 正)	プロボーザル	紙面構成の提案、特集記事 の原稿作成と編集、医療機 関情報・広告の収集と編集、 印刷。	効果:制作経費の削減。	2016年版(平成28年版)くらしのガイド
5	総合政策部	区政情報課	その他	広聴活動 (若者の区政参画に向 (けた広聴活動推進)	区内在住の18歳から39歳の 若者が、区政への関心を高 め、区政への関わりを高める きっかけづくり・揚づくりを目 的とする。	事業の実施	しんじゅく若者会議の開催による区長 との意見交換等、インターネットによる 意識調査の実施	その他(区民)	平成29年4月	情報提供· 交換	これまでの広聴活動において 若年層の区政参加が課題 となっていたため		公募 その他(無作 為抽出による 募集 )	しんじゅく若者会議への出席 しんじゅく若者意識調査への 協力	区政全般について、若年層の意見・要望を反映すること	平成29年度しんじゅく若者会議の様子 (平成29年7月29日開催)
6	総務部	総務課	実計継続	平和啓発事業の推進 (平和派遣者との協働 事業)	平和啓発の推進。	策定	平和啓発事業の計画・実施 (平和派 遺報告会、平和講演会、映画会、すい とんの会、平和マップウォーキング等)	その他(新宿区平和派遣 の会)	平成2年	共催	平成2年に平和派遣者で会を発足し、区と協働で報告会 を開催するようになった。	情報収集 行政報序報提供 広会議作業場所提供 イベント会等 人員の応援	その他	事業の企画、地域でのPR、 会場準備、当日の進行、講 節との調整等。	準備段階での支援を区が行い、当日 は会が主体となって実施している。 双 方の役割分担は明確であり、スムーズ に運営されている。	

			天司**	*夫11司四尹未、祂院**	・28年度継続事業、その他・・・	<b>朳焼・兄担し</b> に	よる励闘争来									
No.	部	課	事業の種類が	* 事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
7	総務部	総務課	継続	成人の日のつどい	成人を迎えた著者たちの門 出にあたり、区内在住の新成 人が集い、成人の日を祝う。	事業の実施	地区育成委員会、明るい選挙推進委員、通訳ボランティア等の区民ボランティアは協力をしてもらい、事業を実施する。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他(地区育成委員会、 明るい選挙推進委員等)	昭和44年度	事業協力	不明	連携・支援の仕組み作り 信報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場電保等 機材貸出等 委託・助成等	公募 その他(ボラ ンティア募 集)	通訳、会場整理、受付等。	地区青少年育成委員会や区民等のボ ランティアの方に、会場整理、受付、 手話通訳、着けば等の協力してもら ことで、区職員だけでは人手が足りな い部分を補っていただき事業を円滑に 実施することができる。	0000
8	総務部	総務課	: 継続	たばこ商業協同組合への事業助成	路上喫煙禁止や喫煙者のマナーの向上を図るとともに、 吸い殻のボイ捨てのないされ いなまちづくりを進める。	市業の中状	環境美化活動、喫煙者のマナー向上 啓発活動。	地域団体(協力団体など) その他(新宿文京たばこ商 業協同組合)	平成3年度	事業協力	不明	連携・支援の仕組み 作り 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他	区は、団体に助成金を交付 し、団体は当該助成金を利 用した容発キャンペーン等を 実施することにり、路上喫 煙の禁止や喫煙マナー向上 の働きかけを、直接、喫煙者 に行っている。	効果:たばこのボイ槍てのないきれい なまちっぱりを進めることができる。 課題:健康志師の高むり等により、たば ご販売数が数年前に比べると減少し小 売店も減る傾向にある中、より効果の が、環境集化活動、容够活動のあり 方を、区と団体でともに考えていくこと が必要。	
9	総務部	総務課	: 継続	新年賀詞交歓会	新年にあたって、区内各種団 体の役員等を招待して、新年 の質調を交載し、併せて区政 の発展を祝う。	事業の実施	名誉区民による舞台披露、新宿区合 唱連盟による歌唱、江戸消防記念会 による未造り。	地域団体(協力団体など) その他(名誉区民、新宿区 合唱連盟、江戸消防記念 会)	昭和41年度	事業協力	不明	事業企画への参加	その他	区が主催する式典で、相手側の名誉区民や団体自身が 主体とかご乗台(領目)を 披露する。区は舞台披露に 要する会場や設備を整える。	上記団体等の協力を得ることは、新年 を祝い、互いの親睦を深める場として 効果的である。	
10	総務部	税務課	継続	税に関する正しい知識 の普及啓発	税務行政の協力団体への助成を通じた。税知識の普及ならびに納税思想の普及・啓発。	事業の実施	納期内納税等、各種広報活動、中学 生を対象とする税の作文の募集・展 示。	地域団体(四谷稅務署管 内納稅貯蓄組合連合会、 新宿納稅貯蓄組合連合 会)	昭和26年	事業協力	区税の納期内納付及び区税の納税推進に関する事業への補助を指揮に関する事業への補助を開けた、納税に対する意識の高揚を図っていく必要が生じたため。	広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他	税知識の普及ならびに納税 思想の普及・啓発。	納税貯蓄組合連合会は、税知識の普及や納税思想の普及 停客のために 区の税務行政の協力団体として様々 な事業を行っており、このような団体へ の助成により、税の正しい知識の普及 啓発に大きく寄与している。	税の作品展 (区役所本庁舎1階ロビー)
11	総務部	危機管理課	実計継続	安全推進地域活動重 点地区の活動強化	安全で安心して暮らせるまち づくりの推進のため。	策定	区が主催する防犯リーダー実践整・地 域安全マップ作成研修会・防犯活動 推進連絡会のほか、各種防犯資器材 等の配布を実施して、重恵地区の防 犯意識と防犯力の向上に努める。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	平成15年6月	事業協力	新宿区民の安全・安心の推 進に関する条例の施行。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政材貸出等 委託・助成等	提案·特込	各種団体の区域内における 自主防犯活動の実施。	区だけでは、犯罪件数の減少や体感 治安の向上は難しい。そのため、重点 地区の各種団体との協働により、防忍 意識と防犯力の向上が見込まり。 京地区の活動を活性化させるために、 各種譲習会。 那を会での内容や、重 点地区への支援の方法について熟考 していく必要がある。	
12	総務部	危機管理課	継続	事業所と地域の連携推進	事業所における防災対策の 強化と地域連携の仕組みづ くりを推進する。		事業所における防災対策の強化と地 域連携の仕組みづくりの推進。	地域団体(協力団体など) その他 (新宿駅周辺防災対策協 議会)	(区による母体	会·協議会	平成13年度の区による母体 となる団体の設立。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報時限面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(要 綱)	新宿駅周辺の地域連携によ る防災対策及び帰宅困難者 対策推進への参画。	新宿駅周辺の事業者間で問題意識や 課題の共有が図られるようになるとも に、訓練等を行政と事業者等が連携し て実施することにより、地域全体での 防災意識の向上が期待できる。	

No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
13	総務部	危機管理課	継続	防災区民組織の育成 211組織	防災区民組織に対して、組織強自の防災活動自主防 操強自の防災活動自主防 災割線・勉強会・資機が成金を交付す ることにより、組織の育成及 び活動能力の向上を図り、地域における巨防災体制の 確立・強化を目的とする。	事業の実施	防災区民組織に対し、活動助成金を 交付する。	その他 (防災区民組織(町会自治 会等)	平成11年4月	事業協力	各防災区民組織からの申込 みによる。	行政情報提供 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等	その他(申込 み)	災訓練及び防災勉強会等の	災害用備蓄物資遷定等の助言及び防 災訓練等の指導・協力により、各地域 の防災力向上が図られる。一方、地域 防災の担い手の高齢化・偏在化は大 きな課題である。	
14	総務部	危機管理課	継続	安全で安心して暮らせ るまちづくりの推進	安全で安心して暮らせるまち づくりの推進のため。	事業の実施	防犯カメラ補助金の助成、警察等との 各種キャンペーン、落書き消去剤の貸 与、各種犯罪被告防止啓発物品の配 布と実施して、区内の防犯意識と防犯 力の向上に努める。	地域団体(協力団体など)	平成15年6月	事業協力	新宿区民の安全・安心の推 連に関する条例の施行。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 機材貸出等 委託・助成等	提案·特込	各種団体の区域内における 自主防犯活動の実施。	区だけでは、犯罪件数の減少や体感 治安の向上は難しい、そのため、区内 の各種団体との協働により、防犯意識 と防犯力の向上が見込まれる。防犯力 表ラの裁置を連進していくともに、協 働による活動を、いかに効率化・活性 化させていくかが課題である。	
15	総務部	危機管理課	継続	防災会議等の運営等	東京都地域防災計画の修正 内容及び最新の情報等を新 宿区地域防災計画に反映さ せること。 区の地域に係る防災に関す る重要事項を審議すること。	政策の方針	新宿区地域防災計画を修正する。 区の地域に係る防災に関する重要事 項を審議する。	地域団体(協力団体など) その他(四谷消防団、キン 消防団、新宿消防団、新 宿区医(新宿尾河師 会、自主防災租職構成 者、学識経験のある者)	平成8年6月	情報提供・ 交換	新宿区地域防災計画の修正 区の地域に係る防災に関す 乙重要事項の審議。	連携・支援の仕組み 作り	その他(区で 指定)	正を図る。 区の地域に係る防災に関す	防災会議での修正方針を基に新宿区 地域防災計画の修正、区の地域に係 る防災に関する重要事項の審議など を行うことで、防災力を向上させる。	
16	総務部	危機管理課	継続	災害時要授護者対策 の推進	「新宿区災害時要接護者名 薄)整発者へ家具転削防止 対策合行力。主た、要配慮者 向けに要配慮者防災活動マ ニュアルル・さ大地震に備え て」の改定と配布を行う。	事業の実施	「新宿区災害時要援護者名簿」登録者 に対して、家具転倒防止対策を行う (器具5点まで無料)。	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(警察署、消防署) 各町会、各避難所管理運 営協議会、警察署、消防 署等	平成19年4月	事業協力 情報提供・ 交換	災害時要援護者の支援体制づくり。	連携・支援の仕組み 作り 広報PR面での協力	その他	事業の周知協力。	災害時要接護者名簿への登録勧奨を 行うとともに、制度に対する理解を広く 求め、地域の支援体制を整備する。	
17	総務部	危機管理課	継続	家具類転倒防止対策の推進	地域防災計画に掲げる安全 な都市づくりの実現のため に、具体的な地震対策とし て、家具類転倒防止対策を 推進する。	事業の計画策定	家具類転倒防止対策の推進。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他(消防署等関係機 関) 各町会、各避難所管理選 常協議会、民生委員・児童 委員、消防署等	平成23年10月	情報提供• 交換	事業の周知を図る。	行政情報提供	その他	事業の周知協力。	地域団体や組織を通じ、様々な機会 を提えて家具転削防止の重要性につ いて普及啓発を図ることができる。	
18	総務部	危機管理課	継続	防災思想の普及	防災週間事業(防災講演会) や防災譲座の開催及で防災 再用子やパンフレット等 の配布を行い、区民の防災 意識の向上を図る。	事業の計画	防災譲演会については、企画運営の 専門事業者と連携して実施する。	その他(委託業者)	不明	委託	専門事業者との連携等によ り、一層効果的な講演会が 実施できるため。	連携・支援の仕組み 作的報PR面での協力 態額会会場確保等 委託 助成等 人員の応援	その他(見積 競争)	講演会の企画運営。	専門事業者のノウハウの活用により集 客力が高まるとともに、効果的な防災 啓発を行うことができる。	

No.	部	課	事業の種類炎	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
19	総務部	危機管理課	継続	災害訓練等の実施	区民一人ひとりが災害発生 時において、自分や家族の 安全を守るための行動を考 えると共に、地域防災力の強 化を図る。	事業の実施	事業の実施。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボラシティア(個人・団体) 防災区民組織、防災関係 機関、学校、事業者、避難 所運営管理協議会等	不明	実行委員会・協議会	不明	連携・支援の仕組み 作り 事業企画 への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他(地縁)	中心的な技術を未たしている。 る。	地域住民、事業者、学校、防災関係機関が連携し、地域のでは一般での実情に応じた防災 関が連携し、地域の実情に応じた防災 期減を継続して行うことで、災害等を 生時の人的物的被害を減らすことが可 能どなる。運営組織の高齢化と若年層 の参加の促進が課題である。	
20	総務部	危機管理課	継続	備蓄物資の購入及び 備蓄倉庫の維持管理	災害時、備蓄物資の円滑な 供給に資するため、消費期 限等が到来する物質の更新 及び物資を保管する各備蓄 倉庫の維持管理を行う。	事業の実施	備蓄物資の運搬等において、委託業 者と調整して効率的な作業を行ってい る。	その他(委託業者)	不明	委託	専門業者に委託等を行うこと で、物質を効果的、効率的に 運搬できるため。	備蓄物資と倉庫の 管理等	その他(見積競争)		専門業者に委託等を行うことで、物資 を効果的・効率的に運搬できる。	
21	総務部	危機管理課	継続	防災活動拠点の維持 管理	災害時の応急活動拠点として、防災施設の管理運営を 行う。	事業の実施	防災施設の管理運営(維持修繕工 事、資材運搬)を、業者が行う。	その他(業者)	不明	委託	建築物の維持管理を、専門 知識及び技術のない職員の みで行うのは困難なため。	委託・助成等	その他(見積競争)	工事、運搬等の現場作業。	工事、運搬等を業者が行うことにより、 適正な維持管理が行われる。	
22	総務部	危機管理課	継続	各種団体への事業助 成(防火防災協会 3 協会)	区内の防火防災協会が実施 する地域住民に対する防火 防災事業を支援し、災害に 強い地域防災体制を構築す る。	事業の実施	補助対象事業に係る経費の2分の1以 内を補助。	地域団体(協力団体など) 四谷防火防災協会、牛込 防火防災協会、新宿防火 防災協会	平成3年度	事業協力 情報提供・ 交換	防火防災知識の普及、啓発 を効果的に行うため。	行政情報提供 委託·助成等		防災週間、火災予防運動等 の広報事業。	区、消防署、防火防災協会の三者が 協力・連携することにより、効率効果的 な防災知識の普及啓発を行えるととも に、強固な地域防災体制が構築でき る。	
23	総務部	危機管理課	継続	各種団体への事業助 成(防犯協会 4協会)	区内の防犯協会に対して助成金を交付し、地域の防犯 活動を支援することを目的と する。	事業の実施	補助対象事業に係る経費の2分の1以 内を補助。	地域団体(協力団体など) 地域団体(協力団体など) 場会、所容防犯 協会、戸域防犯協会、四 谷防犯協会	昭和39年度	事業協力 情報提供・ 交換	不明	行政情報提供 委託·助成等	その他	防犯知識の普及、広報。	防犯知識の普及、啓発という目的に対 して、警察と連携して広報等を実施。	MENNAMEST OF STATE OF
24	総務部	危機管理課	継続	等の確立(消火器の配	震災時及び平時の火災に対 する初期消火態勢を確保す るために、消火器の維持管 理等を行う。	事業の実施	住民の所有の土地に消火器を配備する。	その他(区民)	不明	事業協力	地域配備消火器を設置し初 期消火体制を整備するた め。	その他 (消火器の設 置と維持管理)	その他(申し 出)	消火器の設置場所の提供。	地域配備消火器をより多く配備するこ とで地域の初期消火体制等が確保さ れる。	

			実計•••	実行計画事業、継続・・・	28年度継続事業、その他・・・	新規・見直しに	よる協働事業		平成29年度より	戸加りにす	ж				励働事業促薬制度を活用して事業を表	me or a second
No.	部	課	事業の種類楽	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
25	総務部	危機管理課	継続	等の確立(各種水利の	小型消防ポンプの水利として 活用する小型防火貯水槽及 び水利標識の維持管理を行 う。	事業の実施	消防団へ小型消防貯水槽の点検を委 託する。	その他 (消防団)	不明	委託	消防団は地域の住民であ り、また、地域防災のリー ダーであるため。	委託·助成等		区内に設置している小型貯 水槽を点検する。	小型ボンブに精通し、地域に密着した 組織である消防団に点接を委託するこ とで、震災時の初期消火体制がより強 固になる。	
26	総務部	危機管理課	継続	地域の初期消火体制 等の確立(各種水利の 維持管理(井戸))	災害時の生活用水・消防水 利を確保する。	事業の実施	民間所有の井戸を災害時協定井戸に 指定する。	その他(区民)	不明	事業協力	災害時の生活用水・消防水 利を地域で確保するため。	委託·助成等	提案·特込	区と協定を締結し、災害時に は生活用水等として区民等 へ提供する。	災害時に不足する生活用水・消防水 利の確保ができる。	
27	総務部	危機管理課	継続	地域の初期相欠体制等の確立(小型消防ポ	防災区民組織に配備している小型消防ポンプの保守点 検を行い、地域の初期消火 体制を確立する。	事業の実施	消防団に小型消防ポンプの保守点検 を委託する。	その他 (消防団)	不明	委託	消防団は地域の住民であ り、また、地域防災のリー ターであるため。	委託·助成等	その他	小型消防ポンプの点検。	消防団は消防ポンプの操作・機能等を 熱知していることから、適正な点検を行 うとができる。また、小型消防ポンプ の配置位置等を把握することにより、 災害時の迅速な初期消火が実施でき る。	
28	総務部	危機管理課	継続	助成(消防団への事業	消防団の各種防災事業の支 援を通し、地域防災力の向 上を図る。	事業の実施	消防団活動における管理運営助成及 び消防団福祉共済団体保険料の負 担。	その他 (消防団)	不明		消防団活動の充実・強化を 図り、地域防災力の向上を 図るため。	委託·助成等	その他	消防団員への教育訓練、地 域住民への防災訓練指導、 消防団員募集活動を通じ で、地域防災力の向上を図 る。	地域防災のリーダーである消防団活動を支援することにより、地域防災力の向上が図られる。	
29	総務部	危機管理課	継続	消防団活動への振興 助成(消防団用具等の 購入)	消防団活動に必要な資器材 等を助成することにより、消防 団の育成及び活動能力の向 上を図ることを目的とする。	事業の実施	各消防団へ必要な資器材等を助成す る。	その他(消防団)	平成8年11月	その他(資 器材助成)	消防団の活動能力等の向上 を図り、地域の安全・安心を 確保するため。	委託·助成等	その他	助成された資器材を活用し、 活動能力の向上を図る。	消防団の活動能力が向上し、地域防 災力の向上が図られる。	
30	総務部	危機管理課	継続	消防団活動への振興 助成(優長消防団員表 彰等(優良消防団員表 彰等))	消防団員表彰等を通じ、消 防団員の意識向上を図る。	事業の実施	優良消防団員への表彰、消防団操法 大会での区長賞の授与等。	その他 (消防団)	不明	その他(表 彰)	消防団員の意識高揚を図る ため。	その他 (表彰)	その他	優良消防団員として、表彰されるように消防団活動に精励すること。	消防団員表彰等を通じ、消防団員の 意識向上が図られた。	

			<b>美</b> 司 ***	夫们訂 <b>四</b> 争来、枢統**	・28年度継続事業、その他・・・	新規・兄担し≀	-よる励制争来								脚両手来近来的交を信用して手来を入	
No.	部	課	事業の種類楽	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
31	総務部	危機管理課	継続	消防団活動への振興 助成(優良消防団員表 彰等(消防団員家族観 劇会))	消防団員とその家族に対する慰労。	事業の実施	消防団員とその家族を観劇会等に招待する。	その他 (消防団)	不明	その他(招待)	各消防団員とそれを支える 御家族に区として感謝の意 を表すため。	その他 (招待)	その他	観劇会への参加を通じ、消防団活動への意欲を持ってもらうこと。	各団員の献身的な地域貢献の姿勢と 高い防災意識、共助意識、また、それ を支える家族・敬意と慰労の意を表 し、消防団の意識の向上が図られる。	
32	総務部	危機管理課	その他	地域防災の担い手育 成事業 (※地域防災の担い手 育成)	若年層、外国人、要配慮者 等幅広い層への防災思想の 普及及び地域防災の担い手 育成。	事業の計画 策定 事業の実施	多様な層への防災思想の普及(しん じかく防災フェスタの企画・実施)、地 城防災の担い手育成(勉強会の企画・ 実施)。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア NPO 障害者団体 その他(一般社団法人ビー スポート災害ボランティア センターなど、民間事業 者)	平成28年4月	委託	多様な層への防災思想の普及及び地域防災の担い手育 及及び地域防災の担い手育 成という事業目的の造成に 向け、区と協働事業者が、そ れぞれが持つ強みを活かし て事業を実施することとなっ たため。	情報収集 行政情報提供	提案·持込	防災イベントの実施及び地 域防災の担い手育成の勉強 会の企画・運営。関係機関と の調整。	外国人、乳効児、要配慮者、学生、災害ボランティブ等、様々な主体とのつながのを持つ区内の団体との医輸により、それぞれの団体の専門分野を生かし、多様な層への防災意識の普及啓装が可能となる。また、地域の値の見える関係が推進され、自助、共助による地域防災力が向上する。	しんじゅく防災フェスタ2016ステージの様子
33	総務部	危機管理課	実計	マンション防災対策の充実	マンションにおけるマンション 管理組合などを中心とする自 主防災組織等の体制づくりを 強化するなどし、災害対応力 の向上を図る。	事業の実施	高層マンションが多数立地する区の特性をふまえ、その特存の課題等を検討したうえでガイドラインを策定し、地域の防災力の総合的な向上につなげる。	その他(各マンション管理 組合・避難所運営管理協 議会等)	平成28年4月	情報提供• 交換	事業の特性上、マンション管 理組合等協働の相手との協 力が不可欠なため。	ガイドライン策定・マ ニュアル改訂 長周期地震シミュ レータ訓練の実施	その他	マンションにおける自主防災 訓練や自主防災組織の結 成。	マンション居住者一人ひとりの防災対 策の充実及び組織化によるマンション 防災の強化が図られる。	
34	総務部	危機管理課	その他	新宿駅周辺都市再生 安全確保計画の推進	新宿駅周辺地域の防災力を 向上させる。	事業の実施	都市再生安全確保計画の拡充、新宿 駅間辺地域の防災対応体制の構築、 普及等。	地域団体(協力団体など) その他(地域事業者)	平成26年3月	共催 実行委員 会・協議会 事業協力	都市再生緊急整備協議会に よる都市再生安全確保計画 の作成、都市再生安全確保計画 施設に関する協定制度の創 施設に関する協定制度の創 都市再生特別措置法の一部 を改正する法律が平成24年 3月30日に成立、7月1日に 施行されたことによる。	事業企画への参加 情報収集	その他	協議会に参加し、新宿駅周辺地域の防災事業に取り組む。	事業者の活動により、新宿駅周辺地域 の防災力を向上させる。	
35	総務部	危機管理課	実計その他	客引き行為防止等の 防犯活動強化	公共の場所における客引き 行為等を防止し、区民生活 の平穏を保持し、安全で安 心な地域社会の実現を図 る。	事業の実施	「新宿区安全・安心パトロール隊」業務 委託・客引きしない宣言店周知イベント。	町会自治会 地域団体 その他(東京青年会議所、 商店街振興組合、警察)	平成28年4月	委託	新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関す る条例の施行。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 広報PR面での協力 イベント会成権保等 委人員の応援	プロポーザル	パトロール業務従事。	地域団体・警察と連携して客引き行為 等の防止活動を実施している。今後、 悪質・巧妙化する客引きに対し、少な い権限の中でどのように取締りを行っ ていくかが課題となる。	FIOPISHE!
36	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	継続	公衆浴場の支援(公衆 浴場設備費等助成)	浴場組合が実施する活性化 モデル事業に補助することに より、利用者増加を図り安定 的な浴場経営を支え、転廃 業を防止し区民の入拾の機 会を確保することを目的とす る。	事業の実施	東京都浴場組合新宿支部が実施する区内公衆浴場の活性化のための事業に補助する。	地域団体(協力団体など) 東京都公衆浴場業生活衛 生同業組合新宿支部	平成24年4月	事業協力	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部からの要望による。	広報PR面での協力	その他(要綱)	区イベントへの協力。	公衆浴場設備の老朽化や経営者の高 が、後継者不足など、公衆浴場経 営は今後も厳しい状況にあると予想さ れる、利用者の並大を図るための経営 備更新の費用や公衆浴場活性化のた の事業に補助金を欠付するとどで、 区民の入浴機会の確保、健康増進や 地域コミュニティの存続を担う公衆浴 場の乾寒変の防止を図りたい。	

			大川…	大门川四ず未、他机	・28年度継続事業、その他・・・	初成・兄担し!	よる励闘争来									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
37	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	実計継続	協働推進基金を活用したNPO活動資金助成	NPOの社会貢献活動に資金助成を行い、NPOの財政 金助成を行い、NPOの財政 活活かした区民サービスの向 上を図る。	事業の実施事業の評価	区民・事業者等からの寄附金を活用した「新宿区協働推進基金」により、登録 NPOに対し、区民を対象とした非営利 活動事業に資金助成を行う。	NPO(新宿区登録NPO法 人)	平成16年7月	事業協力 情報提供・ 交の他(事 業費補助)	16年3月に策定した「新宿 区・地域との協働推進計画 の仕組みづくり推進プランの 具体化を図るもので、多くの 区民・事業者によって支えら れた基金の活用により、NPO の専門性、柔軟性を活かし た事業を支援し区の課題解 決を図る。	連携・支援の仕組み作り行政情報提供 に報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	AS WE	う形でボランティア参加をしてもらい、NPOは、区民を対象とした社会貢献事業を実施する。	効果: NPO活動への資金助成により 財政基盤の強化と、NPOが持つ先駆 性・専門性などを活かした事業の支援 により区民サービスの向上が図れる。 課題: 新規団体の発掘、助成対象団 体の拡大、趣旨普及のさらなる促進。	Company of the compan
38	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	実計継続	協働支援会議の運営	区の各分野でNPO等との協働を推進するための仕組み べりと具体的な問題を協議 する場として協働支援会 議」を設置・運営する。	政策の方針 立案 事業の計画 事業の実施 事業の評価	NPO活動資金助成の審査、協働事業 評価と協働を推進するためのしくみづ くり。	社協 NPO その他(公募区民) 協働支援会議	平成16年7月	その他(委員会形式の会議体)	平成16年3月に策定した「新宿区・地域との協働推進計画」の仕組みべり推進プランの具体化を図るもので、協働を推進するための仕組みっくり及び協動の過程で生じる具体的な問題を協議する場として「中間支援組織」の役割を果たす機関としての会議体を設置し、協働を推進する環境を整えるものである。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 会蔵作業場所提供 その他(事務局とし て会議を運営)	公募 その他(選 任)	な問題を協議して報告する。 また、NPO活動資金助成の 審査、協働事業提案制度の 課題検証・検討、協働事業	効果:会議の専門性を活かした助言を 受け、協働推進の課題の改善をするこ とにより、NPOとの協働事業が拡大し、 区民サービスの向上が図れる。 課題:協働事業の評価等を踏まえた新 宿区にふさわしい協働のあり方。	
39	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	継続	新宿NPO協働推進センターの管理運営	新宿NPOネットワーク協議会 と連携して、区内の社会貢献 活動団体のネットワークづく り、地域活動情報の発信、団 体の相互支援、地域展題の 解決、人材育成の支援を行 う。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	施設の貸出しの他、社会貢献活動に関する情報の収集・発信、各種相談、 NPOの活動基盤を強化し自立性を高めるための講座、地域団体や企業と NPOとの交流事業を実施。	その他(指定管理者)	平成25年4月	共催 実会・業 に 要 を 業 に 報 協 協 提 一 で 機 施 協 協 提 行 機 施 協 協 提 行 機 施 協 協 も 、 と 業 託 報 人 、 し 、 し 、 し 、 し 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と	指定管理者の指定。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 機材貸出等 委託・助成等	プロポーザル	施設の管理運営・指定管理 事業の実施。	効果:社会貢献活動団体が、情報共 有・連携・協力していてことにより団体 活動の充実と安定、発展を図ることが できる。また、講座支施に際しては、 皮内NPOのニーズに即した事業実施が 可能になる。 課題:センター稼働率の向上。	
40	地域振興部	地域 <sup>コ</sup> ミュニ ティ課	継続	協働促進のための情報提供	区内において社会貢献活動を行うPPOや様々と地域団 体等との協働の取り組みを推 進し、多くの地域課題の解決 を図るための活動拠点として 設置。	事業の計画 策定 事業の実施	公募Lた区民とNPO活動資金助成事 業·協働事業提案制度実施事業等を 取材し、協働事業普及啓発冊子を作 成。	ボランティア(個人・団体) 公募区民	平成21年10月 試行実施(傷 働事業普及啓 発冊子作成)		協働推進基金・協働事業の 趣旨普及を図るにあたって、 その対象である区長とともに 取材・冊子作成をすること で成立すること で、 市子の作成が期待でき るため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等	公募	編集講座への出席、取材記 事作成・レイアウト検討。	効果:区民目線で読み手にとってわかりやすい冊子の作成ができる。公募区 民が取材活動を通じて、NPO活動・協 勝事業への関心が高まる。 課題:公募区民の確保。	
41	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	実計継続	協働事業提案制度の 推進	新宿区協働事業提案制度 は、NPO等の専門性や柔軟 性等を生かした事業の程案 を募集し、新宿区をNPO等が 信船側の基末原則(平成16 年3日策定・新宿区・地坡と の極無推進計画)に基づい て事業に取り組むことで、地 域課題の効果的・効率的か 解決を図ること、また、適切か の確実に事業を行える自立 性と実行力のあるNPO等の 育成を促進することを目的と する。	立案 事業の計画 策定 事業の実施	度からの新総合計画の策定に向け て、これまでの協働事業制度を見直	町会自治会 地域団体(協力団体など) バPO その他 ((NPO法人や地域活動団 体等の社会貢献活動団 体)	平成18年6月	事業協力 季報提供• 交換	平成16年3月に策定した「新宿区・地域との協働推進計 商区・地域との協働推進計 両の具体化を分的推進でも 働支援会議において審議が され、平成18年3月導入に ついて報告書の提出を受け た。	連携・支援の仕組み 作り 事業企無への参加 情報収算を提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	運定された堤楽事業につい て区と協働で実施する。	効果: NPO法人、ボランティア団体、 地域団体等の社会貢献活動団体が、 専門性や柔軟性を活かして区と協働し で事業を実施することで効果り、物率 的な解決を図り、多様化する地域の課 選や区氏ニーズに対応することができ る。 課題: 事業実施効果の把握力法。	
42	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	住居表示の実施・維持 管理	判りやすい住所表記にする ために、住居表示を実施し、 区民の利便向上を図ってい く。	事業の実施	街区案内板をNPOとの協働により、新 しいものに建替えていく。	NPO 特定非営利活動法人日本 ソフトインフラ研究センター	平成19年4月	委託	近隣区及び他課(危機管理 課等)への協働提案による。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	提案·特込	街区案内板の設計・設置・維 持管理。	NPOとの協働による案内板の設置・維持費用は広告収入によるが、広告主が見つからないものも多く、新規設置件数が伸び悩んでいる。	

			7CH1	大门时四乎未入船机	・28年度継続事業、その他・・・	MINE JULIEU	- より面剛于木									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
43	地域振興部	地域コ ミュニ ティ課	継続	地域活動への支援	地域のコミュニティづくりとコ ミュニティ活動を活性化する こと。	事業の実施	地域行事等の情報収集・提供を目的 にインターネットが接続できるパション の貸出しを可制機の貸出し及び地域 活動援助物品として地域のイベントや コミュニティ活動等で利用できる物品 の貸出し及び管理。	地域団体(協力団体など)地域センター管理運営委員会	平成元年9月	委託	指定管理者制度導入。	広報PR面での協力 機材貸出等 委託・助成等	その他(非公募)	物品の官理及い買出しに保	通常の勤務時間外の対応が可能。 事業内容及び貸出物品の適定につい て、より広く地域の意見を反映する方 法の検討。	
44	地域振興部	地域コ ミュニ ディ課	継続	地域センターの管理運営	地域センターを設置し、会 議、集会その他文化的活動 等の場を提し、区民和日 の交流を通じた地域における 区民のふれあいと連帯意識 の形成を図る。	事業の計画 策定 事業の実施	地域センターの施設貸出、コミュニティ 事業の実施。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委 員会	平成18年4月	その他(地) が運定であった。 をは理定であり選定でも理員会 が運行であり置が を表示しています。 を表示しています。 では理ができます。 では理ができます。 では理ができます。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	地域センター管理運営委員 会が指定管理者に指定され たため。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	募)	地域センターの施設貸出、コ ミュニティ事業の実施。	地域センター管理運営委員会は地域 の多様な立場の委員で構成されてお り、地域に挑差し、利用者の立場に 立ったサービスが提供されている。	センターまった
45	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	スポーツ環境会議の運営	平成24年度に策定した「新宿 区スポーツ環境整備方針」に 基づき、区のスポーツ環境を 支える。区民ノスポーツ団体・事業者・学識等によって構成 方で、スポーツ環境会議と 設置し、現状施謀や意見交 接を行うともに、社会的な変 化に手が区に一大の多様 化にも対応できる体制づくり を検討する。	事業の実施	区のスポーツ環境における現状確認・ 報告・意見交換。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ポランティア(個人・団体) その他 学識、委員協議会、スポーツ 推進委員協議会、レクリ エーション協会、町会連合 会、高齢者ケラブ(障害者 団体連絡協議会、青少年 育成委員会、小学校PTA 確合会、中学校PTA協議 会、事業者、公募委員	平成25年10月	情報提供· 交換	「新宿区スポーツ環境整備 方針」の策定。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供	公募 その他 (要綱で団体 を指定)	「スポーツ環境整備方針」に 基づく、区のスポーツ環境推 進に配慮すべき役割・責務 の実践報告。	会議での意見を踏まえ、機断的に情報を共有し、スポーツ環境の現状確認を行うとともに、社会的な変化に伴う区 民ニーズの多様化にも対応できるスポーツ環境推進の体制づくりを検討。	
46	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	運動広場の開放	北新宿公園多目的広場、新宿ここから広場多目的運動 広場のほか、都立月山公園 (格根山地区) 多目的運動 成場、北部大学真田堀運動広場、上智大学真田堀運動広場。 場により、運動広場をネ ボーツの場として開放することを通して、区民のスポーツ 活動を支援します(新宿未来 創造財団による管理)。		新宿区の事業としてグラウンドを使用 するための協定を民間企業と締結し、 運動広場として無料で屋外運動施設 登録団体へ貸出しを行っています。	その他 (株式会社コーチング・スタッフ)	平成21年10月	事業協力	旧疫輸中学校(大智学園)の グラウンドの改修工事の終 丁。	その他(区民に運動 広場として提供す る。※実際の事務は 新宿未来創造財団 に委託)	その他(クフ	運動広場として、グラウンドの	平成26年度 利用件数75件 利用者数1,900人 平成27年度 利用件数69件 利用者数2,446人 平成28年度 利用件数86件 利用者数3,246人 株式会社コーチング・スタッフと連携をし、今後も協定、要綱に基づき区長への開放をしてい、。開放可能の上ので、。関係可能のような民人の不足の、同様などのスポーツ振興を図る。	
47	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	区民ギャラリーの管理 運営	区民の文化活動、学習活動 等により創作したものを展示 し、又は発表する場を区民に 提供することにおり、民民の 創作意欲の促進及び文化・ 学習活動を支援する。	事業の実施	区民ギャラリー利用者懇談会の開催。 区民ギャラリーの運営等について、利 用者の意見や要基を開くとさは、利 用者間の交流を図ることにより利用者 サービスの充実や利用率向上を図る。	地域団体(協力団体など) 登録団体、一般利用団体 等	平成16年4月	事業協力 情報提供• 交換	指定管理者制度導入を契機 に協働を開始。	情報収集行政情報提供	その他	区民ギャラリーの運営につい て、利用者側からの意見、要 望を提案する。	区民ギャラリーに関連する団体、個人 の連携を深め、より良い管理運営を行 うことができる。	
48	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	生涯学習館の管理運営	区民が学び、集い、文化的 活動等に親しむことができる 機会放び場所を提供し、生 選挙者の状態を図ることを目 的に選賞している。	事業の実施	指定管理者の企画・提案により実施する事業として実施している「生涯学習 館まつり」で、館長をコーディネーター 役として、参加希望団体の代表学によ る「実行委員を形式により、団体同士 の意見と交流を重視した生涯学習館ま つりを運営している。	その他(生涯学習館登録)団体)	平成20年4月	実行委員 会·協議会	整験団体同士の連携と交流 を深めることを目的として、公 益財団法人新宿末来制造財 団が各登録団体に提案し た。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等	小声	実行委員会に出席すること により 登録団体同士の連携	H26 開催日数10日間 参加団体数238団体 来場者数12.136人 H27 開催日数10日間 参加団体数221団体 来場者数12.555人 H28 開催日数10日間 参加団体数21団体 発着数11.555人 参加団体数1全体の登録団体数の約33% 参加団体数1全体の登録団体数の約33% 加する整団体が固定化していることが襲 即である。このため、周知や声掛けに力を入 れ新たた団体の参加を促していく必要があ ると考えている。	T#2548

			大川…	大门 川 四 尹未、他机…	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	初水・元旦しい	よる間側手来									
No.	部	課	事業の種類炎	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
49	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	新宿コズミックスポーツ センターの管理運営	区民に、生涯学習・スポーツ の場を提供し、生涯学習・ス ポーツに関する活動を行う団 体を育成し、支援するとに より、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図ることを 目的としています。	事業の実施	財団補助金事業の講座(ガーデニング)の受講生が、講座終了後も活動できる場としてボランティアグループを結成し、コペミックセンター前で終結反。 また体育協会加盟団体による各種スポーツ教室を実施している。	ボランティア(個人・団体) レガスガーデニングクラブ	ガーデニング: 平成23年4月、 各種スポーツ 団体:平成18 年4月	事業協力 その他 (ガーデニ ング講後の メデシンティ アグルー ブ)	財団補助金事業の講座 「ガーデニング」。	会場作業場所提供 機材貸出等 その他(施載材料を 指定管理料で提供)	その他 (ボラ ンティア)	り、季節ごとの植え替え等、	効果:講座終了後の仲間づくりと活動 の場をボランティアに提供できる、ス ボーツ人口の増に影がる。 課題:ボランティアメンバーの入れ替え が出来ず、同一人物に偏ってしまう。	
50	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	公園内運動施設の管理運営	新宿広立公園条例第2条の2 及び新宿区立处正寺川公園 条例第2条の2に基づき、連 動施設の管理に関する事務 について定めており、新宿区 立公園内の運動施設におい て、運動施設の利用に関す ること、スポーツ活動及びレク リエーション活動を行う団体 の育成、支援及び連携に関 すること、利用者への助言、 指導及び相談に関することな どを目的としています。		登録利用団体等の意見を取り入れ、 冬季夜間時間延長を実施する。	その他 (運動施設登録利 用団体)	平成25年11月	そ録をは、その他のでは、その利のでは、その利のです。会の主義のでは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	毎年実施する利用者懇談会における意見交換。	その他 (懇談会を開 催し意見を聞く)	提案·特込		効果:指定管理者と利用者との意見交 接により、より良い施設運管となる。 課題:懇談会出席の登録団体が毎年 同じところになる傾向があり、新たな団 体が出席するような工夫が必要。	
51	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	大久保スポーツブラザ の管理運営	区民に、生涯学習・スポーツ 及び相互交流の場を提供 し、生涯学習・スポーツに関 する活動を予づ関体を育成 し、支援することにより、区民 ととした生涯学習・スポーツの 振興を図ることを目的として います。	事業の実施	財団補助金事業の講座(ガーデニン グ)の受講生が、講座終了後も活動で 会る場としてポンティアグループを結 成し、大久保スポーツブラザ前で鉢植 えの草花を育てている。		平成23年4月	その他 (ガーデニ ング講座 終了後の ボランティ アグルー ブ)	財団補助金事業の講座 「ガーデニング」。	会場作業場所提供 機材貸出等 その他(施抜材料を 指定管理料で提供)			効果:講座終了後の仲間づくりと活動 の場をボランティアに提供できる。 課題:ボランティアメンバーの入れ替え が出来ず、同一人物に偏る。	
52	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	中強羅区民保養所の管理運営	神奈川県箱根町にある保養 施設「中強羅以民保養所」 (箱根つつはおを運営)、区 民の健康回復・増進や慰安 を図ることを目的としていま す。	事業の実施	区内に活動拠点を置く団体と連携し、 宿泊者を対象とした懐古布教室、無料 寄席などのイベントを実施しています。	ボランティア(個人・団体)	平成17年4月	事業協力	指定管理者と実施団体との協議。	広報PR面での協力	提案•特込	教室、イベント等の事業の実 施。	効果:利用者満足度の維持に寄与。	
53	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	区民健康村の管理運営	区民健康村は、区民が豊かな自然の中でくっろぎ、様々な運動が体験化、区民相互成を通じて人々とおれあい、心身の健康を増進し、明日への活力を生み出す場となることを目的とする。	事業の実施	宿泊者向けのコンサートや絵本の読 み聞かせ等のイベントを実施。参加は 無料。	地域団体(協力団体など) その他(都内の演奏団体)	平成15年4月	事業協力	指定管理者と実施団体との協議。	その他(窓口でのチ ラシ配布による周 知)	提案・特込	各種イベント等の実施。	効果:利用者満足度の向上。	
54	地域振興部	生涯学習スポーツ課	夫司	スポーツ体験支援 (※新宿スポーツ環境 推進プロジェクト)	本質的なスポーツ体験の機 会を提供することによって、 子ども達の持つ可能性の最 大化を目指す。	策定	複数のプロフェッショナルなアスリート・ 指導者によるスポーツ体験教室、セミナー、多文化交流イベントの開催及び 地域のスポーツ団体等との幅広い連携。	域スポーツ推進クラブ	平成27年4月	その他(新 宿区協働 事業による 協働事業)	宿区協働事業提案制度」に 提案した当該事業が平成27 年度実施事業として採択を	情報収集 行政保 行政保 所での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援		協働事業者として、契約書に 従い、協働事業の安定的か つ効果的な運営を図ること。 事業の実施に関し、必要な 調整を図ること。 事業の実施に関し、必要な 人材の確保を図ること。 区に対し、協働事業に関して の専門的知識や情報及び手 法を提供すること。	効果:事業者は、多岐にわたる体験競技の選択及びスポーツアスリートの招聘など、民間の手法による自由な事業 展開が可能であり、一方で行政は、保有している区有之ポーツ施設の有効活用及び広報手段の提供など、それだれの役割を違成することで目的に沿った事業実施が期待できる。 課題:地域で活動しているスポーツ団体との連携を上手へ図り、事業の効果を地域へ波及させる必要がある。	

_			7CH1	人口口口子从八元元	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	4017AC 7GELOT					_	ı				
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
55	地域振興部	多文化共生推進課	実計継続	ネットワーク事業の推進	地域住民や活動団体が参加 できる事業を企画するとも に、情報交換や団体部介の できる場を提供することで、 顧の見えるネットワークを構 象見えるストリークを構 象見えるオットワークを構 業できる場の創出を図る。	事業の実施	新宿区多文化共生連絡会・多文化防 災ネットワークの運営、連絡会イベント の企画開催。	社協 町会自治会 地域団体協力団体など) 町内の・外国人支援 NPO・外国人フェニティ等 ボランティア NPO	平成18年1月	情報提供• 交換	多文化共生のまちづくりを推 適古るためには、日本人・外 国とを含めた地域住民や、 ボジンティア、事業者、学 校、行政等が連携することが 必要不可欠であるため。	連携・支援の仕組み作り情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提保等 その他(事務局とし て連絡会を運営)	その他	多文化共生連絡会の活動を 適じて情報交換や意見交 機、相互のネッワーク作りを 連め、参加団体それぞれが 連携に多文化共生の活動 に取り組む。	ネットワークの構築によって、多文化共 生関連団体等との情報交換を通じた 連携を図ることができる。	
56	地域振興部	多文化共生推進課	継続	日本語学習への支援 (※外国人の子どもの 学習支援等)	新宿区で生活する外国人の 言語に対する不安を取り除 き、日本語を用いてコミュニ ケーションをしながら地域で 安定的な生活がおくれるよ う、日本語学習の機会の充 実を図る。	事業の実施	日本語教材・資料の整備、新宿区日本 本語ネットワークの開催、新宿区日本 語教室の開催。	ボランティア(個人・団体) その他(公益財団法人新 宿未来創造財団 日本語 ボランティア)	平成18年4月	委託	日本語教室の地域展開等を 図るうえでは、多くの日本語 ボランティアを確保する必要 がある。	広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等		教材・資料の選定、日本語 教室等の運営。	同財団は約150名の日本語学習ボラン ティア(子ども日本語教室も含む)登録 を有し、反とボラシティア間で運営方 法、カリキュラなをご贈生うを能力、更 には、ボランティア間の調整及びネット ワーク化のクウハウを有しているため、 効果的な運営が可能になっている。	
57	地域振興部	多文化共生推進課	継続	地域国際交流事業	外国人と地域住民とが幅広 い分野で交流を行うことによ り、国際交流を促進させ、多 様な文化の相互理解を深め るため。	事業の実施	国際交流事業、共催・後援事業(国際 交流イベント等)、多文化共生関連会 議等・の出席、ふれあいフェスタへの 参加。	地域団体(協力団体など) NPO その他(公益財団法人新 宿未来創造財団)	平成17年4月	共催 事業協力 情報提供・ 交換	区民に対しより多くの国際文 化に触れる機会を提供する には、独自事業を企画すると 同時に、区内団体(民間)へ PO等)の国際交流関連事業 との協働や支援(後援・共 催)が効果的であることから。	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等	提案•特込	国際交流事業の企画実施等。	共催・後援名義の承認を通じて区内団 体(民間、NPO等)の国際交流関連事 業を支援することは、区民に対しより多 くの機会提供になるだけでなく、活動 している団体の活性化に繋がる。	2402-V
58	地域振興部	多文化共生推進課	継続	しんじゅく多文化共生 ブラザの管理運営	日本人と外国人との交流を 促進し、文化、歴史等の相互 理解を深め、多様な文化を 持つ人をが共に生きる地域 社会の形成に資するため、し んじゅく多文化共生プラザを 運営する。	事業の実施	しんじゅく多文化共生プラザの運営。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 新宿区多文化共生連絡会	平成17年9月	事業協力 情報提供・ 交換	区の多文化共生・国際交流 の拠点となるしんじゅく多文 化共生ンラザの運営には、 外国人コミュニティ団体や外 国)支援団体等との情報交 接や、相互の事業協力が不 可欠なため。	連携・支援の仕組み 作り業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	公募		新宿区多文化共生連絡会のネットワー クを活用した効果的な情報提供・交換 を行うことができる。	W SERVICE OF THE PROPERTY OF T
59	地域振興部	多文化共生推進課	継続	外国人への情報提供	外国人が必要とする生活情報・行政情報を多言語で提供することを目的とする。	事業の実施	外国人向け生活情報ホームページ・ 外国語版SNSの運営、外国語の報紙・ 生活情報紙・新宿生活スタートブック の発行。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) PO その他(外国人コミュニティ 団体・日本語学校等)	平成17年	事業協力 情報提供・ 交換	外国人への情報提供にあ たっては、区施設だけでな く、様々な団体等を通じて広 く情報を発信する必要がある ため。	行政情報提供	その他(区か らの協力依頼 による)	外国語広報紙・生活情報紙 等の配布協力。	外国人コミュニティ団体・外国人支援 団体のほか、外国人が多く集まる飲食 店や日本語学校と連携することで、区 施設を利用する機会の少ない外国人 に対して6行政情報や生活情報を提 供することができる。	OR AT THE PARTY OF
60	地域振興部	多文化共生推進課	継続	外国人相談窓口の選 営	多言語で生活相談ができる 恋口を設置し、新宿区で暮ら 寸外国人の生活不安等を取 り除くことを目的とする。	事業の実施	区役所本庁舎1階及びしんじゅく多文 化共生プラザに、多言語で生活相談 に対応する外国人相談窓口を設置・ 運営する。	その他(公益財団法人新 宿未来創造財団)	平成3年	委託	公益財団法人新宿未来創造 財団は、(財)新宿区生涯学 着財団と(財)新宿区化り 新宿区化り 新宿区化り 販会流財団との統合により設立 立された財団であり、両財団 が実施している。 その実練や経験により行政 情報等に精通した相談員の 確保が行えるとなから、同財 団と連携した運営を行っている。	行政情報提供 委託·助成等		相談員の確保、外国人相談 窓口(2ヵ所)の運営。	行政情報に精通した相談員が確保されており、外国人からの幅広い相談内容に対応することが可能となっている。	

			夫司…	关11 司回尹来、祂就**	・28年度継続事業、その他・・・	利別・兄担しい	よる助則学来									
No.	部	課	事業の種類楽	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
61	地域振興部	多文化 共生推 進課	継続		外国人学校に在籍し、経済 的理由で就学が困難な児 童・生徒の保護者・補助金 を交付し、その負担を軽減す る。	事業の実施	外国人学校に通う児童・生徒の保護者 に対する補助金の交付。	その他(外国人学校(東京 韓国学校ほか5校))	昭和58年4月		対象者への事業周知及び申請に係る取りまとめをする必要があるため。	行政情報提供 委託·助成等	その他(対象 校への依頼)	児童・生徒の保護者に対する事業の周知、申請書類等のとりまとめ。	学校を通じて対象者一人ひとりに対し 事業周知が行えるため、申請漏れの 防止や申請書類の提出における事務 の簡素化が図れる。	
62	地域振興部	東京オット 東京デット・パット リンピック リンピ 催当 課	実計継続	聚舞伎町ルネッサンス の推進 (TMOの運営 支援)	歌舞伎町ルネッサンスの目指す「誰かな心して楽しめ るまりの実現に向け、歌舞伎町ケウン・マネージメント(T MO)が進めるまちづくりを支援する。	東正	歌舞伎町タウン・マネージメントは、地 元町会・商店街振興組合、民間事業 者、警察・消防等の関係機関により構 成されており、変しない。 が掲げる目標を実現するため、情報発 信事業、地域活性化事業、安全・安心 事業、まちつくり事業を、官民一体と なって実施しています。	その他(歌舞伎町タウン・マ ネージメント(TMO))	平成20年4月	実行委員会・協議力 ・協議力 ・協議力 情交換 の他(後 援)	平成17年1月に歌舞伎町ルネッサンス協議会が発足し、歌舞伎町を再生する取り組 みまり取りませまった。 東海伎町を再生する取り組 みがら始まった。まちづくりを効果的に進めるための 活動主体として、TMOの発 足が必要とされた。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報存職提供 広な機子の協力 方な報子を開発での協力 な会議へペント会場確保等 機計・助成等 人員の応援	その他	歌舞伎町を「誰もが安心して 楽しめるまち」、再生するた めに、情報を信事業、地域 活性化事業、安全・安心事 業、まちづくり事業を実施す る。	TMOが、歌舞伎町を再生するために 地元商店街・町会・事業者など関係機 関が実施する取組みを取りまとめ、相 互につなげる役割を来たすことで、歌 痩伎町ルネッサンスに向けたまちづく りがより効果的・効率的に実施できて いる。	The second secon
63	地域振興部	東京オッンピックリンパー リンピックリンピー 東担当 乗	実計継続	歌舞伎町活性化プロジェクトの展開(公共空間・施設等の活用) ※旧四谷第五小学校 を拠点とした古本興業 グループ東京本部との 連携を含む。	地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行力 機関等、様々な活動主体と 連携・傷力しながら。まち全 体から、年間登山た「膨力 いの創出」と「新たなな化の 創造・発信」を進めることで、 歌舞伎町・ネッサンスの目 指す「エンターテイメントン ティ」を実現する。	立案 事業の計画 策定	歌舞伎町タウン・マネージメントや地元 商店街振興組合・町会のほか、事業者 等が実施する各種ペントの企画立案 や事業実施の支援、及びペント会場 や会議室等の確保などを行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(歌舞伎町タウン・マ ネージシペン、歌舞伎町商 店街接興組合、歌舞伎町 二丁目町会、事業者等)	平成17年1月	実行委員会・協議会・協議力 ・協議力 ・協議力件・ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	地元商店街振興組合・町 会、事業者等が、「エンケー デイメントラディ歌舞伎町」 の実現に向け、公共空間・施 設等でのイベントを開催した いとの要望が出てきたため。	連携・支援の仕組み作り。事業企画への参加情質政果、経験では、一個での場別情報提供を議場での場合での場合、大会で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	その他	歌舞伎町タウン・マネージメ ントを中心として、地元商店 街振興組合・町会、事業者、 関係行政機関等がよれぞれ の立場で役割分担し、歌舞 伎町の活性化に貸する取組 みを実施する。	平成28年度は、ゴシラロードやシネシ ティ広場。区立大久保公園等の公共 空間・施設等で開催した各種イベント に、過去最高となる年間約60万人が歌 舞伎町に訪れたことから、着実に賑わ い創出の成果が出ている。 平成28年4月にリニューアルオーブン フェや各種イベントを開催している。平成29年度からは国の制度の活用を目 指すなど、さらなる賑わいの創出を 図っていく。	TOHO CINEMA
64	地域振興部	四谷特 別出張 所	継続	地域協働事業への支援(四谷)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援することにより、地域住民の交流参加の促進と 連帯感の醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対する助成制度。	地域団体(協力団体など) NPO NPO法人市民の芸術活動 推進委員会 NPO法人四谷伝統芸能振 興会 四谷ひろば運営協議会	平成15年5月	事業協力 情報提供・ 交換他(助 の交 付)	広報、ホームページ、チラシ 等による公募に対する申請。	広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材食出等 委託・助成等	公募	事業の企画・立案・実施。	地域のコミュニティ団体等の活動を支 接することで、地域住民の交流参加の 促進と連帯感の醸成を図ることが期待 できる。	NPO法人市民の芸術活動推進委員会主催のにども図工室」
65	地域振興部	四谷特 別出張 所	実計継続	まちづくり活動助成(四谷)	地区協議会の地域課題への 取り組みを支援する。	策定 事業の実施	まちづくりを考える事業・健康で安心 なコミュニテイづくりを考える事業・生 活環境及びまち美化を考える事業・ 地区協議会の広報事業。	地域団体(協力団体など) 四谷地区協議会	平成19年4月	事業協力 情報提供・ を の金の を の の で 付)	地区協議会まちづくり活動支 接補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画 への参加 情報政集 行 報報 PR 面での協力 分 報子 を 会 で、 と 会 で、 と 会 で、 と と は 、 と は 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	その他(要綱 で規定)	事業活動を企画・立案し、実 施する。	地域住民の地域活動の活性化と地域課題解決の促進。	左=「内藤とうがらしの育成事業」で 栽培した色鮮 やかなとうがらし 中=四谷まら歩き 右=シニア健康体操・高齢者ストレッチ教室
66	地域振興部	四谷特別出張 所	継続	四谷ひろばの維持管理	廃校となった学校跡地を地 域住民・団体等との協働によ り地域のひろばとして活用す る。	事業の実施	参加と恊働によるひろば事業の安定 的な運営を図る。	地域団体(協力団体など) ポランティア NPO 回谷ひろは運営協議会、N PO法人市民の芸術活動 推進委員会、NPO法人日 本グッドトイ委員会	平成20年3月	事業協力 情報提供・ 交換 その他(財 産貸付)	区実施計画及び地区協議会 からの提案。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 その他(維持管理事 務の実施)	提案·特込	区との協定に基づき、ひろば 事業を担う。	地域文化発信の場を目指して地域住 民とNPO団体との協働でひろは事業 を推進することによって、都市型ミュ ニティの創出や新たな交流と活力が生 まれることが期待できる。	

			Ди1	XIIIII T X CHEM	・28年度継続事業、その他・・・	WINE PLECK	か ジ 間 即 尹 木									
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
67	地域振興部	四谷特 別出張	継続	コミューティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュ ニティの活性化に向けた総 合的な支援を行うため設置し た。	その他(非常勤職員 任用)	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミューティ活動への 支援。	コミューティ推進員が地区協議会の活動内容を把握し、効率的な運営と課題 解決に向けた取り組みを支援すること で事業を円滑に進めることができる。 地域コミューティの活性化に向けた総 合的支援の担い手として、大きな効果 が出ている。	四谷のお宝さがし 花いっぱい運動
68	地域振興部	箪笥町出 装所 張所	継続	地域協働事業への支援(箪笥町)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	地域団体(協力団体など) 牛込箪笥地域センター管 理運営委員会 新小川町自治会	平成15年5月	事業協力 情報提供・ を必要を を を の他 の を の を の や の や の や の や う く く く く く く く く く く く く く く く く く く	広報、ホームページ、チラシ 等による公弊に対する申請。	広報PR面での協力 委託・助成等	公募	事業の企画・立案、実施・選 営、報告等。	地域のコミュニティ団体等の活動を支援することを通じて、地域社民の交流 接することを通じて、地域社民の交流 参加の促進と連帯感の醸成が期待できる。 平成30年度から新たな助成制度に移 行となる予定である。	バス研修会 (潮来)
69	地域振興部	箪笥町 特別出 張所	実計継続	まらづくり活動助成(箪笥町)	地区協議会による地域課題 の解決に向けた取り組みを 支援し、活動の充実を図る。		地区協議会の運営を支援及び活動を 啓発するまちづくり活動支援補助金を 交付する。	地域団体(協力団体など) 箪笥地区協議会		実行委議会・協協分 員会事情務を表 事情交の他の交 の他の交 付)	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報情報提供 広広報PR面での協力 大な報PR面での協力 大な報PR面での協力 な会議へで、ト会場確保等 機材貸出等 後 大きないた場合。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は 大きないた。 は たった。 は たった。 は たった。 は たった。 は たった。 は たった。 は たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も たった。 と も と も と も た も と も と も と も と も と も と も	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	軍笥地区協議会の活動が活性化することにより、同協議会を中心とした軍笥 地区の課題解決力向上が期待される。 平成30年度から新たな助成制度に移行となる予定である。	野菜の水耕栽培ワークショップ(緑化推進分科会)
70	地域振興部	箪笥町出 張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。		地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成19年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュ ニティの活性化に向けた総 合的な支援を行うため設置し た。	その他(非常勤職員 任用)	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	地域内の各コミュニティ団体の活動支 提と横の連携を円滑上推進していく上 で、潤滑油的な役割を果たし、大きな 効果が出ている。	地区協幹分科会カーブミラー清掃に従事する権進員
71	地域振興部	榎町特張 所	継続	地域協働事業への支援(複町)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	地域住民及び団体等が広く交流でき る事業の実施。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 江戸川小学校納涼盆踊り 早稲田ミュージックラボ	平成15年5月	事業協力 情報提供• 交換	広報、ホームページ、チラシ 等による公募に対する申請。	行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	事業の計画・実施。	地域住民の交流する場の拡大と、地域でミュニティの向上が期待できる。	
72	地域振興部	榎町特 別出張 所	実計継続	まらづくり活動助成(復 町)	地区協議会の地域課題への 取組みが、自主的かつ効果 的に行えるように支援する。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	地区協議会の運営を支援及び活動を 容発する。 ・地域活性事業 ・安全・安心事業 ・環境美化事業 ・ふれめい事業	地域団体(協力団体など) 榎地区協議会		情報提供・	地区協議会まちづくり活動支 接補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行数報P配面での協力 会議作業場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	補助を行うことにより、地区協議会の自由な発想と創意工夫を生かし、これまで以上に自主的かつ主体的な取り組みができる。	

			<b>夫</b> 訂•••	夫们訂四争来、枢机**	・28年度継続事業、その他・・・	釈焼・兄担しい	-よの励制争来								脚脚手来近来的及を信用して手来を外	
No.	部	課	事業の種類差	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
73	地域振興部	榎町特別出張 所	* 継続	コミューティ推進員の活 動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ・地域コミュニティ活動への総合支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成29年4月		地域コミュニティの活性化に 向けた総合的な支援を行う ため設置した。	その他(非常勤職員任用)	公募	地域コミュニティ活動への総合支援。	地域住民の地域活動の活性化と地域 課題解決の促進。	nanneon
74	地域振興部	若松町 特別出 張所	継続	地域協働事業〜の支援(若松町)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対する助成制度。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ・戸山ハイツ南地区自治会 ・市谷台町町会 ・若松町町会	平成15年5月	情報提供・ 交換 その他	広報、ホームページ、チラシ 等による公募に対する申請。	広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	事業の企画・立案・実施。	地域のコミュニティ団体等の活動を支援することで、地域在民の交流参加の 促進と連帯感の醸成を図ることが期待 できる。	
75	地域振興部	若松町出		まちづくり活動助成(若 松町)	地区協議会による地域課題 解於に向けた取り組みを支援する。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	地区協議会に対し、活動経費を助成するとともに、事業の運営等への支援を行う。	地域団体(協力団体など) 若松地区協議会	平成19年4月	実行 実行 実行 実報 実報 接 の の の の の の の の の の の の の	地区協議会まらづくり活動支援補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報での集 行政情報提供 広新界配での協力 大会議代学場場での協力 大会議代 り成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	地区協議会の自主的な活動を推進 し、地域課題に対する地域の主体的 な取り組みを進展することができる。	
76	地域振興部	若松町出張所	継続	コミュニティ推進員の活 動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置レ以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	効果:コニューティ推進員が地区協の各分科会の活動が容を全て把握しており、各部の維いを引きを表しており、という、 ・事業を計画的に進めることができた。また、 若地地域センターや新宿区社会補出協議 会、商店会等との調整役となることで、連携 事業を円清に進めている。	
77	地域振興部	大久保 特別出 張所	: 継続	地域協働事業への支 援(大久保)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	町会自治会	平成15年5月	事業協力 情報提供・ 交換 その他(助 成金の交 付)	広報、ホームページ、チラン 等による公募に対する申請。	委託・助成等	公募	事業の企画・立案、実施・選営、報告等。	地域住民へのPRをより広く行うことで、 地域住民の交流参加促進と地域の活 性化に繋がる。	
78	地域振興部	大久保 特別 張所	: 実計 継続	まちづくり活動助成(大 久保)	地区協議会による地域課題 の解決に向けた取り組みを 支援し、活動の充実を図る。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	地区協議会の運営を支援し、活動を 啓発するまちづくり活動支援補助金を 交付する。	地域団体(協力団体など) 大久保地区協議会		実会事情交 会事情交 会 議力 供 総 協 提 他 の 金 助 付 ) ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	地区協議会まらづくり活動支 提補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 人会議化・助成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	地区協議会の活動により、地域課題の 解決に向けた主体的な取り組みを推 進できる。	

			关司***	大门 可四 尹未、他机…	・28年度継続事業、その他・・・	柳郊・兄担しい	よる励制争来									
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
79	地域振興部	大久保 特别出 張所	継続	コミュニティ推進員の活 動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員任用)	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	コミュニティ推進員の設置により、地区 協議会を効率的に運営でき、地域の 活性化に向けた総合支援の担い手と して十分に機能している。	
80	地域振興部	戸塚特 別出張 所	継続	地域協働事業〜の支 接(戸塚)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	町会自治会 高田馬場三丁目光和会、 諏訪町会、高田 馬場町会	平成15年5月	事業協力 情報提 校 を の他(助 交 その金 の (付)	広報、ホームページ、チラシ 等による公募に対する申請。	委託・助成等	公募	事業の企画・立案、実施・選 営、報告等。	地域住民の交流促進、地域活動の活性化、地域の連帯感の醸成。	
81	地域振興部	戸塚特 別出張 所	実計継続	まちづくり活動助成(戸 塚)	地区協議会による地域課題 の解決に向けた取り組みを 支援し、活動の充実を図る。	策定	地区協議会の運営を支援及び活動を 啓発する。 まちづくり活動支援補助金を交付す る。	地域団体(協力団体) 戸塚地区協議会	平成19年4月	実行委議力 委議力性・ 会事情交の金 の金 の金 の金 の の の の の の の 付 )	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報で収集 行政情報提供 広報PR面での協力 大会議化・動成等 機材貸出成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	地域課題の解決に向けた地域住民・ 団体の自主的且つ主体的な活動が、 より実行力を持って取り組まれている。	
82	地域振興部	戸塚特 別出張 所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミューティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員任用)	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	地区協議会に関連する事務や地域コ ミュニティ活動の支援について専従の 職員を充てることにより、区の地域コ ミュニティへの支援の充実を図ってい る。	Les Barres
83	地域振興部	落合第 一特別 出張所	継続	地域協働事業への支 援(落合第一)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 落合第一地区交歓会・落 合強を青てる会・伊那市と の交流を深める落合の会・ 上落合東町会青壮年 部・上落合東町会	平成15年5月	事業協力 情報提供・ 交換 他(助 成金の交 付)	区広報、チラシ等による公募 に対する申請。	事業企画への参加 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 人員の応援		事業の企画・立案、実施・選 営、報告等。	地域住民の交流参加の促進と地域活 動の活性化、連帯感の醸成。	
84	地域振興部	落合第 一特別 出張所		まちづくり活動助成(落 合第一)	地区協議会の地域課題への 取り組みを支援する。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	活動費用として、事業実施に対する助成。	地域団体(協力団体など) 落合第一地区協議会	平成26年4月	実行委員会·協議会 事業報提供· 交換	援補助金交付要綱に基づく	事業企画への参加 情報収集 行政保存 行政保存面での協力 会議作業場所提供 イベント会場 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他	事業の計画、実施。 地域への啓発活動。	地域課題への取り組みにより、自主的 かつ主体的な活動を行うことができる。	110

			7CH1	大门时四乎未入险机	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	MINE JULIEU	- より面剛于木									7
No.	浩	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
85	地域振興部	落合第 一特別 出張所		コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュ ニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	効果:地域住民の交流促進や住民自 身の課題解決に向けた取り組みへの 支援、住民による事業企画へのサポー ト面等で大きな効果が期待できる。	
86	地域振興部	落合第 二特別 出張所	継続	地域協働事業〜の支援(客合第二)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	町会自治会等 (1)中落合三丁目辻町会 (2)落合銀和町会 (3)上落合一央町会 (4)上落合三丁目町会 (5)西落合町会 (6)西落合町会 (6)西落合のロウィン実行 変員会	平成15年5月	事業協力 情報提供・ 交換の他(助 成金の交 付)	広報、ホームページ、チラン 等による公募に対する申請。		公募	事業の企画・立案、実施・選 営、報告等。	地域のコミュニティ団体等の活動を支 接することを通じて、地域住民の交流 参加の促進と連帯感の醸成が期待で きる。	
87	地域振興部	落合第 二特別 出張所	実計継続	まちづくり活動助成(落合第二)	地区協議会による地域課題 の解決に向けた取り組みを 支援し、活動の充実を図る。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	地区協議会の運営を支援及び活動を 啓発するまらづくり活動支援補助金を 交付する。	地域団体(協力団体など) 落合第二地区協議会	平成19年4月	実行。 ・ ・ ・ 業報換 他の の の の の の の の の の の の の の	地区協議会まらづくり活動支 接補助金文付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力供 公議PFを場場での協力 イベント会場 機材貸助成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	地域住民が広く地域課題の共有を図 り、課題解決に向けた取り組みにつな げることができる。	
88	地域振興部	落合第二特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミューティの活性化を行うため、 1名を配置レ以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミューティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	定例的な会議のほか、地区協議会が 実施する様々なイベントを通じて委員 から厚い信頼を得ており、地区協議会 の円滑な運営に大きく寄与している。	
89	地域振興部	柏木特別出張所	継続	地域協働事業への支援(柏木)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ活動の充実と支援。	町会自治会 地域団体(協力団体など) 連域団体(協力団体など) 西新宿七丁目町会青年 語、北新宿四丁目町会、 北新宿四丁目ラジオ体操 会	平成15年5月	その他(補助金の交付)	公弊に対する申請。	広報PR面での協力 委託・助成等	公募	事業の計画、実施。	住みよいまちづくりに向けた区民主体 の活動を促進。 地域住民の交流参加と連帯威の醸 成。	
90	地域振興部	柏木特別出張所		まらづくり活動助成(柏木)	地区協議会が行う地域課題 への取り組みを支援する。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	活動費用、事業実施の助成。	地域団体(協力団体など) 柏木地区協議会	平成19年4月	実行委員会・ 事情報 事報 り 変 り の の の の の 付 )	地区協議会まらづくり活動支援補助企文付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 人会議化・動成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画、実施。	地域課題の解決に向け、地域の自主 的な活動として実施するための補助金 として効果がある。また、地域住民の住 民自治に対する意識の充実・高揚を 図ることができる。	

			天司***	大门 可四 尹未、他机…	・28年度継続事業、その他・・・	初州・元直しい	よる助制学来									
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
91	地域振興部	柏木特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活 動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員	公募		地区協議会の運営に大きな役割を 担っており、地域の協働、連携に大き な効果をあげている。	
92	地域振興部	角筈特別出張所	継続	地域協働事業への支 援(角筈)	地域のコミュニティ団体等の 活動を支援し、地域住民の 交流参加の促進と連帯感の 醸成を図る。	事業の評価	コミュニティ団体等が実施する地域住 民及び団体等が広く交流できる事業 に対し助成金を交付する。	その他(角客地域センター 管理運営委員会、西新宿 サッカークラブ、彩墨はが き絵の会)	平成15年5月	事業協力 情報提供・ 交換 その他(助 成金の交 付)	広報、ホームページ、チラン 等による公募に対する申請。	行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	事業の企画・立案、実施・運営、報告等。	効果:地域住民の交流参加の促進と 連帯感の醸成が期待できる。 課題:応募団体が固定化している。ま た、事業の内容がマンネリ化している。	
93	地域振興部	角筈特別出張所	実計継続	まちづくり活動助成(角 管)	地区協議会による地域課題 の解決に向けた取り組みを 支援し、活動の充実を図る。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	地区協議会の運営を支援及び活動を 啓発するまらづくり活動支援補助金を 交付する。	地域団体(協力団体など) 角等地区協議会	平成19年4月	実行協議力 会・業報操 他(補 交の の 交 付)	地区協議会まちづくり活動支接補助金交付要綱に基づく 交付申請。	連携・支援の仕組み 中等業企画への参加 情報で収集 行政情報提供 広報PR面での協力 大公議PR電での協力 大会議代等会場確保等 機材貸助成等 人員の応援	その他(補助金交付要綱)	事業の計画・実施。	効果:地域住民が広く地域課題の共 有を図り、解決に向けた自主的かつ主 体的な取り組みが期待できる。 地型ここ数年、委員の固定化や活動 のマンネリに、主体性の不足が見られ る。新たな人材の発揚を試みているも のの、新規の人材獲得には結びつい ていない。	わいわい地域交流! 昔のはなしおれこれ
94	地域振興部	角筈特 別出張 所	継続	コミュニティ推進員の活 動	地域内のコミュニティ事務の 円滑な執行及び地域コミュニ ティ活動の総合支援を行うた め。	事業の実施	地域コミュニティの活性化を行うため、 1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	その他(公募) コミュニティ推進員	平成24年4月	その他(非 常勤職員 任用)	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(非常勤職員	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への 支援。	効果:地域住民の交流促進や住民自 身の課題解決に向けた取り組みへの 支援、住民による事業企画へのサポート 高等で大きな効果が期待できる。 課題:地区勢の業務に時間がとられ、 なかなかその他のコミュニティまで支援 を広げることが難しい。	Man of the state o
95	文化観光産業部	文化観光課	実計継続	文化体験プログラムの 展開	区民の自主的な文化・芸術 活動を活発化し、地域文化 の活性化を図るため、区内で 活動する文化芸術団体や芸 術家などと連携し、区氏が低 康で気軽に文化芸術が体験 できる機会を提供する。	策定	ノログプム内谷の快刊・伏足、蔣明・云	地域団体(協力団体など) 公益社団法人日本芸能実 演家団体協議会ほか	平成18年4月	委託	区と地域団体等との協定等。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等 人員の応援	(事業執行に 相応しい事業	プログラム企画、講師の選 定、会場の確保等。	(課題)利用率拡大に向けて引続き取り組む必要がある。	
96	文化観光産業部	文化観光課	継続	乳幼児文化体験 (※乳幼児文化体験事 業)	わらべうたのワークショップ等を通して、文化の香り高い新宿に誇りを持ち、新宿をごふるさとして自ら地域の一員として発信していける人材を育成するともに、安心して予育てをし、生活できる環境をつくりあげる。	事業の実施	乳幼児を持つ親子を対象としたわらべ うたワークショップ・舞台劇の鑑賞。	NPO NPO法人あそびと文化の NPO新宿子ども劇場	平成22年4月	委託	協働事業提案制度に基づき 採択。	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応接	委員会目的	事業の企画調整・実施。	協働の相手方の専門的なスキル、ノウ ハウ、ネットワーグ等の活用により。参 加者の満足度の高い事業の実施がで き、事業目的の递成に資することがで きる。	DAST SETTED  THE SET OF THE SET O

※事業の種類 平成29年度より追加した事業 協働事業提案制度を活用して事業を実施した事業 実計・・・実行計画事業、継続・・・28年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業 相手方の 協働の方法 事業の内容 協働の相手 事業開始時期 協働の形態 区の役割 相手方の役割分担 協働・連携の効果・課題 事業イメージ写真 車業を 事業日的 協働のきっかけ 車携・支援の仕組み 地城団体 文化芸術振興会議から「10 文化芸術活動団体に対する活動・発 新宿のまちの魅力の掘り起こ 事業の計画 月から11月を文化月間として、新宿のまちが持つ文化 協議会による事業の組み立て、ガイド 拉举公 事業企画への参加 文化観 と創造、「私たち区民」の文 協議会への参加、文化芸術 表の場の拡大、相互の関わりによるシ ナル細 新宿フィールドミュー 平成23年10月 事業協力 ブック・ホームページによろイベント情 吉報収集 97 光産業 と芸術活動の更なる活性化 イベントの実施、広報宣伝協 ナジー効果の確保、区民の鑑賞の機 事業の実施 報の発信、鉄道事業者等へのパブリジ 光課 アム事業の展開 的な魅力を集中的・連続的 **丁政情報提供** 継続 と図り、「文化芸術創造のま 文化芸術活動団体、各種 力等。 会の拡大等、文化芸術振興基本条例 事業の評価 ティの実施等。 こ発信していくこと」という提 な報PR面での協力 新宿」を実現する。 実行委員会、学校、企業 の実効性を高めることができる。 言を受けた。 会議作業場所提供 込色事業者,鉄道事業者,大学,商丁 会等の協力を得て実施された。本事業 に付随した関連イベントも催され、28年 度は3日間の開催期間中に16,000人 地域住民が主体となり実行委員会を 組織し、企画・運営している染色の催 広報PR面での協力 が来場し賑わいを見せた。 地域住民: 工房が集まる落合・中井を 地域団体(協力団体など) ズの役割を除いた事業実施 事業の計画 ・の他(開催会場と 主体となって企画・運営することで ケ化観 染のまち」として根付かせ、 ボランティア(個人・団体) 継続 - ○ ①妙正寺川の川面に反物を架け渡す 平成22年2月 共催 光産業 染の小道 団体からの提案による。 いろ妙正寺川の河 提案·持込 に係るすべての企画・運営・ のネットワークを活かした事業実施が 国内外へ広く発信し、集客す 可能となっており、住民どうしの交流促進にもつながっている。また、主催者 川のギャラリー」 ||法の許可申請・ 事業の実施 経費負扣 とで、地域の活性化や染 「染の小道」実行委員会 ②商店街の各店舗の軒先に暖簾を飾 用料免除申請) 色業の発展につなげる。 5「道のギャラリー」 自身の広報活動に加えて区がパブリ /ティの協力をすることで、さまざまな ディアで取り上げられ宣伝効果が上 がっている。 ①新宿主ちフェス:一般社団法人新宿 政策の方針 観光振興協会が多彩なイベントを開 町会自治会 事業企画への参加 伝統ある9つの主要かば早ま その他 (宝行 区民や来街者の交流を促進 催。伝統あるファッション、グルメ、パ 地域団体(協力団体など) な報PR面での協力 事業者のアイディアや、専門的なスキ つりにおいて、新宿の魅力を 委員会目的 、『「新宿力」で創造する、 事業の計画 ーマンスを通じて、新宿のまちがも その他 実行委員 議作業場所提供 ル・ノウハウの活用により、区民にとっ 発信するため、区民団体や 光産業 継続 大新宿区まつり 昭和55年10月 に賛同する 事業の企画調整・実施。 ベント会場確保等 者及び各種 光課 こすらぎとにぎわいのまち』を )多様性を展開。(共催) 会·協議会 て満足度の高いイベントが実施可能と 区内事業所等と区が連携し 創り上げる。 事業の宝施 ②ふれあいフェスタ: NPO・ボランティ 実行委員会等 委託,助成签 イベントを実施してきた。 団体) ア等の区民団体、官公庁等がブース 事業の評価 (員の応援 やステージに出展・出演(主催) 区内で行われている文化芸 区の文化芸術活動について、文化芸 術活動を可視化・顕在化す 文化芸術振興に関する事業につい 術活動団体等の多様な主体がイベン 私たち区民」を基本と により、文化芸術振興基 、後援・共催名義の使用承認を積極 自主的な文化芸術活動の展 文化観 条例制定と総合計画に掲げ その他(情 る「文化芸術創造のまち新 トを実施するとともに、行政はその活動 文化観 100 光産業 継続 した文化芸術活動の可 本条例(以下、条例)で規定 事業の実施 内に行い、広報しんじゅく・区ホーム 地域団体(協力団体など) 平成22年4月 広報PR面での協力 提案・持込 開、及び区民等への文化芸 光課 の情報発信等、側面支援することで、 視化・顕在化 「る「私たち区民」を基本とし ページのイベントカレンダー等を活用 宿」の実現を図るため。 術に触れる機会の創出。 区の文化芸術振興を進めることができ た着実な文化芸術振興を発 て文化芸術活動の紹介を行う。 信する。 即今施設整備其全 夏目漱石生誕150周年にあ たる平成29(2017)年9月24 夏目漱石記念施設整備基金を設置す 日の開館に向けて新宿区立 とで、新宿区のみならず全国の激 実計 その他 (基金への 夏目漱石記念施設整備基金 その他(基金設置) 文化観 漱石山房記念館の整 漱石山尾記今館を整備し 夏目漱石記念施設整備基金への寄 その他(任意 夏目漱石記念施設整備基金 石愛好家や文化振興に理解のある企 (夏目漱石記念施設整備 事業の実施 平成25年7月 101 光産業 区民の地域への愛着の誇り 光課 への寄付。 の寄付) 業等が、寄付という形で本事業に参画 への寄付。 継続 基金への寄付者) 寄付) と育むとともに、区の文化発 できる。今後もイベント等で広く周知を 信や観光・交流の拠点とし 活用するため。 小説家林莘美子が建てた住 を公開し、直筆原稿や愛 ボランティア(個人・団体) 林芙美子記念館ガイドボランティアに 文化網 林芙美子記念館の管 用品等を展示し、郷土の記 施設の魅力向上、来館者増利用者サービスの向上ができ、来館者 文化観 102 光産業 継続 事業の実施 よる展示解説等を行う。 平成4年3月 事業協力 林荃美子記今館の開館 事業企画への参加 提案・持込 理運営 意として共有・継承すること 林芙美子記念館ガイドボラ の獲得につながる。 で、区民の文化の向上及び 文化の発展に寄与する。

民間の保有する文化資源や産業資産

ミニ博物館として整備・公開してもら

清産を 現他で所有者・経営者等の

活力を取り入れた協働・連携による文

化行政を推進することができる。

よって周知・公開を行うことで、民間

ミニ博物館の設置、運営。

で 新宿区域にある条件か立化

#### 平成29年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 平成29年度より追加した事業 協働事業提案制度を活用して事業を実施した事業 実計・・・実行計画事業、継続・・・28年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業 相手方の 協働の方法 事業の内容 協働の相手 事業開始時期 協働の形態 区の役割 相手方の役割分担 協働・連携の効果・課題 事業イメージ写真 事業名 事業目的 協働のきっかけ 選定方法 洋画家、佐伯祐三のアトリエ を一般に公開するとともに、 ボランティア(個人・団体) 文化観 E伯祐三に関する様々な情 佐伯祐三アトリエ記念 落合アトリエ記念館ガイドボランティア 佐伯祐三アトリエ記念館の開 事業企画への参加 提案・持込 施設の魅力向上、来館者増利用者サービスの向上ができ、来館者 文化観 103 光産業 継続 報を発信することで、地域の 事業の実施 平成22年4月 事業協力 光課 館の管理運営 による展示解説等を行う。 落合アトリエ記念館ガイド の獲得につながる。 で化や歴史に対する区民の ボランティア 愛着と誇りを育み、地域の文 上の振興と発展に寄与する 洋画家、中村彝のアトリエを 記念館として整備・保存し、 ボランティア(個人・団体) 施設の公開による活用・情報発信を行うことで、地域の文 中村彝アトリエ記念館 落合アトリエ記念館ガイドボランティア 施設の魅力向上、来館者増利用者サービスの向上ができ、来館者 ケ化観 中村彝アトリエ記念館の開 継続 事業の実施 平成25年3月 事業協力 事業企画への参加 提案・持込 104 光産業 の管理運営 による展示解説等を行う。 落合アトリエ記念館ガイド Pや豚中に対する区民の愛 ボランティア 情と誇りを育み、地域文化の 振興と発展に寄与する。 平成23年度に創設された地 地域で守られてきた文化資源に関し" 域文化財制度に基づき、地 連携・支援の仕組み 公募 は、古くから知られていた社寺等の文化財とは異なり、地域に根ざした情報 域で守られてきた文化資源を (文化財協力員) その他(広く 地域文化財の候補となる文 情報提供・新宿区地域文化財制度の創 情報収集 地域文化財の発掘及 地域文化財の候補となる文化資源の 掘り起し、専門的な調査や文 一般からの情 報提供や申 供、申出。 の掘り起しが不可欠である。こうした情 光産業 継続 事業の実施 平成23年4月 び発信 掘り起こし。 交换 化財保護審議会からの意見 **丁政情報提供** 報の掘り起こしには、文化財協力員や 聴取を経て、区地域文化財 (個人·団体·企業等) 広報PR面での協力 出) 地域住民からの情報提供が、極めて に認定する。 有効である。 区民共有の財産である文化財を、区民ボ ティアである文化財協力員とともに保護及 び普及・活用を進めていくことは、区民にこれ財を通じて地域への愛着を深めてもらう 区との協議により決定された 区民ボランティアである文化 連携・支援の仕組み 各年度の活動計画に沿っ いう観点から重要な事業である。また、地域 こ根ざした情報の収集という観点からも有象 文化財協力員(区民ポ 財協力員の参画を得て、区 区内の文化資源の掘り起こし、文化財 ボランティア(個人・団体) て、区内の文化資源の掘り 文化観 04事業「区民とすすめる文化 な事業と考えられる。一方、区の歴史・文化 事業の企画・運営を行う公益財団法人新宿 文化観 シンティア)に トスダ 広 106 光産業 継続 内の文化資源の掘り起こし や現地標示の現況調査、文化財調査 平成17年4月 その他 記こし、文化財や現地標示 光課 の文化資源調査等の 財ガイドの養成」。 、文化財の保存や普及・活 や公開事業等の補助。 文化財協力員 議作業場所提供 の現況調査、文化財調査や 未来創造財団の新宿歴史博物館にも区内 の文化財や郷土資料の普及を担うガイドボ 田等を推准する その他 公開事業等の補助等の事業 マイアがおり、双方を兼務する人も多いから、役割分担や連携についても視野 こ参加する。 に入れながら、より活動実態に即した展開を していくことが求められる。 新宿の歴史・文化資源を「ま 地域団体(協力団体など) 文化芸術活動団体、企業等と連携し の記憶」として多くの人々 ボランティア(個人・団体) 民間企業、他自治体 文化観 新宿歴史博物館の管 共有し、未来へ継承してい 展示会や講座、講演会等を実施する。 多様な事業の開催ができ、来館者の 博物館のPR、来館者増大。 継続 事業の実施 平成元年1月 事業協力 新宿歴史博物館の開館。 事業企画への参加 提案・持込 107 光産業 こめ、資料の収集・保存・調 博物館ボランティアによる展示解説等 理運営 獲得につながる。 博物館ボランティア 査・研究、情報発信や展示 公開等を行う。

連携・支援の仕組み

な報PR面での協力

. 方政情報提供

委託·助成等

二博物館の設置

区内に所在する文化資源及

『地場産業・伝統工芸等の

見場を3二博物館として整備

、区民の身近な文化遺産と

て公開する。

事業の実施 ミニ博物館の設置・運営・利用。

ミニ博物館設置者・運営

者・利用者)

平成3年4月

(設置・運

営・利用)

文化網

光産業

ケ化観 継続

ミニ博物館の充実

			大川	大门川四子木、旭州	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	MAL ALECT	- 5 J M M + 7K									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
109	文化観光産業部	文化観光課	継続	一般社団法人新宿観 光接興協会への事業 助成	一般社団法人新宿観光振興 協会(以下「協会」)という。)の 行う情報発信等の観光事業 に対する助成。	事業の実施	観光情報の発信、イマントの開催等の区として推進すべき観光振興事業とついて、補助 全等を支出している。協会において、観光 金等を支出している。協会において、観光 情報誌の中版、ホームページの温度等の事 表を企業、学校・商店街・地域団体等の協 力の下、実施している。 また、区補助金等を光当していないが、例 新宿御卓、海の能息及び「新省まりコスイ (旧新宿書将天里」)を実施している。区はイ ントに対し、仮報宣伝や当日後半等の協 力をしている。(従、新宿御卓、泰の新能」としている。 29年度は今後の力を検討するの事能と、 が新さかコステストの大会とは、 が新さかコステストの大会とは、 が新さかコステストの大会とは、 の一般では、 の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を	その他 (一般社団法人新宿観光 振興協会)	平成26年4月	共実会事委情交そ助に事催行・業託報換の金よ業託報換の金よ業権の金よ業権の金の金を開かる。	官民協力のもと観光接興に 取り組む目的で、平成26年 4月に協会を設立した。	広報PR面での協力 助成等 人員の応援	その他	協会において、観光振興事業の実施に際地では、会員企業を始め、地域の官僚店、大規模商業施設・鉄道事業を登りませた。 大規模商業施設・鉄道事業を登りませた。 で行っている。 は企業や「協働」で観光情報 誌を作成、企業や「実行金」 員会を組織し、主催イベントの企画・運営・実施。他団体 の全画・運営・実施。他団体 の主催イベントなり主催・	協会の実施する観光振興事業に対し、助成等を行い、協会のもつ会員企業を始めとする、民間事業者や学校、地域団体とのネッリーやを活用した新規性の高いさまざまな観光事業の展開が可能となっている。区値管では実施が図れ、魅力的なコンテンツの観光事業が可能となった。今後、協会において、さらに協力団体の視野を広げていけるとよい。	新宿. <sup>1014</sup> まちフェス 第一回 第一回 第一回 第一回 第一回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二
110	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿区文化芸術振興 会議の運営	区の文化芸術の振興に関す る基本的事項について調査 審議するため。	政策の方針 立案 事業の計画 策定 事業の評価	区内の文化芸術活動等を特続的・継 統的に促進していくために、文化芸術 活動等の調査検討を行う。	地域団体(協力団体など) その他(文化芸術振興会 議委員)	平成22年9月	情報提供• 交換	新宿区文化芸術振興基本条 例第17条による新宿区文化 芸術振興会識の設置。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	その他(区民委員は公募)	諮問事項の審議。	区政への区民意見の反映。	
111	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿文化センターの管理運営		策定 事業の実施	区民ニーズに沿った文化芸術団体、 民間企業等と連携し、公演やコンサー ト等を実施する。	その他(指定管理者)	平成18年4月	委託	指定管理者制度が導入されたことによる。	連携・協力の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	指定管理者として施設を管 理運営するとともに、文化芸 術擬興のための事業を実施 する。	利用者サービスの向上ができ、稼働率 の向上につながる。また、区の文化芸 術振興に着与することができる。	
112	文化観光産業部	文化観光課	実計その他	無料公衆無線LAN環 境の整備	区内の公共的空間で訪日外 国人旅行者や国内旅行者 が、区内の観光情報を容易 に入手できるよう、アクセスポ イン小を整備する。これにより 利便性を高めるとともに、区 内での回遊性を向上させるこ とを目的とする。	事業の実施	アクセスポイントの運用、観光情報(コ ンテンツ)の管理。	地域団体(新宿観光振興 協会) その他(東日本電信電話 株式会社・エヌ・ティ・ティ・ ブロードパンドプラット フォーム株式会社)	平成28年4月	事業協力 委託	新宿クリエイターズフェスタ協 賛において、相手方からの 提案があったため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等 人員の応援	提案•特込	新宿観光振興協会:地域や企業の枠組みを超えた「AL L新宿」の取組みを活かした 新宿の観光情報(ニンテンツ)の提供。 NTTグループ:光回線やア ウセスポイントの提供、技術 的助言。	(課題) 訪日観光客への周知力強化。	Shinjuku Wi-Fi FREEWI-Fi SSIDShinjuku Free Wi-Fi
113	文化観光部	文化観光課	継続	観光関連団体との事業 連携・情報交換	新宿の持つ歴史・文化・産業人材等の多様な資源を 諸用することにより、国際性・ 多様性等の区の強みや魅力 を横継的に区か、外に発信 し、観光により地域活性化を 図る。		・新宿御苑 森の新能・・・新宿御苑で 能の公演を行う。 ※29年度は検討の結果中止。	地域団体(一般社団法人 新宿観光振興協会)	平成26年9月	共催	区内の国民公園である新宿 御苑では、一般に公演での 利用は禁じわれているが、区 が春た事能の実行委員会に が存む事能ですることにおり、 新宿郷板の利用が可能となり、郷布の幽宮な空間気の 中で、伝統芸能である能の 空流を行うという、地域の要 望が実見した。	広報PR面での協力 人員の応援	提案·特込	協賛企業・協力企業の募集 及び連絡調整。 事業企画および運営。	新宿御苑での能の公演という特別な内容から、多くの方に足を運んでいただいであった。野外での公演ということで、当日の天候やデング熱の流行で、当日の天候やデング熱の流行を場合で、替用値できなから生もあり。そういった場合の代替措置を含めた対応は今後の課題である。	森の新能
114	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿クリエイターズ・ フェスタの開催	①アートを通して新宿の魅力づくり、イメージアップを図り、新たな賑わいと活力づくりに 取り組む。 ②新宿駅周辺の公共の空間、施設、民間施設等を活用し、様々なアートイペントを開 着が文化・芸術に触れる機会を提供する。 ③イベントを通して、多くのアーティストに発表、発信の場を提供する。	水足	地元商店街振興組合、特別協賛企業 役員の代表者に、区も加わり実行委員 会を組織し、アートイペントを企画「開 値する。 ①著名アーティストによる作品展 ②子ども参加型のアート体験プログラム ③学生や君手アーティストによる作品 展、販売イペント ④アーティストと協賛企業とのコラボ レーションなどによる、まち中アート展 示	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人) NPO その他(アーティスト、地元 商店街飯興組合、協賛・協 力企業、大学・専門学校 等)	平成23年10月	実行委員会 ・業品 方 等業 計 提供・ 交換	歌舞伎町ルネッサンスの目 指す「新たな文化の創造・発 信」順動い、ベソリを進める ため、多様な文化・芸術を育 お新宿の遺伝を活かした アートイベントを、官民一体と なって開催したいといり区の 呼び掛けた取り組みを進めてき た関係各団体が応じたこと。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	その他(アー ティストは継 続参加または 提案、協賛企 業は継続また は新規開拓)	・実行委員会:フェスタの企画や予算・決算等の協議・ ・協賛・協力企業: 協賛金の 提出、会場・個品の提供。 ・アーティスト:アート作品の 制作・展示。 ・イベントの企画・運営。 ・スタッフ従事。 ・広報宜伝、	7回目の開催となり、観覧者数やイベント数も増え、夏の一大アートイベントとして定着しつつある。 今後も引続き、新宿の立地を活かし、より多くの民間企業の 鉱力を第合ともに、話題性のあるイベ ントを企画・運営し、周知していくことが 課題である。	

			关司…	夫们訂 <b>四</b> 争来、枢統**	・28年度継続事業、その他・・・	初焼・兄担しi	-よる励制争来								脚脚手来近来的及を信用して手来を外	
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
115	文化観光産業部	産業振興課	継続	産業振興会議の運営	区長の附属機関として、産業 振興会議を開催し、産業板 興金より一般地ようととし に、効果的・効率的に施策を 実施していくための検討を行 う。	政策の方針 立案 事業の評価	産業振興施策の検討、区長への報 告。	その他(学識経験者,区民, 事業者,商店会,產業経済 団体,金融機関,教育機関) 商店会建合会,決定協議会,但制,數本関連団体協 議会,東京商工会議所,東 京三協信用仓庫,西京后信 用金庫,早稲田大学	平成23年8月	その他(審議会)	区の産業振興に関する基本 的な考え方を示す新宿区産 業振興基本条例を平成23 年4月1日に施行し、この条 例の規定に基づく区長の附 属機関として開始した。	情報収集 行政情報提供	公募 その他(団体 推薦)	会議への出席、意見交換、 報告書作成等。	産業振興施策の有効性について意見 を頂き、現行施策の改善につながっ た。 今後は、更に実行性の伴った議論が 求められる。	
116	文化観光産業部	産業振興課	継続	産業コーディネーター の活用	産業振興施策における各種 事業間の連携、産業関係者 の相互交流を促すなど産業 コーディネート機能を十分に 発揮できるように具体的な推 変及び取り組みへの補完を 行う。	策定	産業振興施策等の実施及び改善に関 する提案。 各事業の審査会委員として参加。	その他(学識経験者)	平成15年4月	その他(委嘱)	平成15年7月30日に、新宿 区は立数大学と区内産業の 話性化、新産業の創造等の 地域産業の発展を目的とし た協定を締結したこと。	連携・支援の仕組み作り行政情報提供	介)	事業同の連携、産業関係者 の相互交流を促すなど産業 コーディネート機能を十分に	効果…専門的知識や経験に基づく各 審査会における採択・成果検証等や 具体的提案に基づく産業振興施策の 実現。 課題…時代・環境変化に伴い、コー ディネーターを刷新していく必要があ る。	
117	文化観光産業部	産業振興課	継続	優良企業表彰	経営革新や経営基盤の強化 に取り組む中小企業を対象 に表彰を行い、中小企業の 自助努力を支援することで、 区内中小企業の活性化を図 る。	策定	他の模範となり、地域産業の発展に貢献している区内企業を表彰し、企業の自助努力を支援する。	その他(東京商工会議所 新宿支部)	平成12年4月	共催	双方中小企業支援を行う団 体として、各者の強みを活か した事業を協働することで効 果的に区内企業への支援を 行う必要があったため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等 その他(事業に係る 事務)	てい他の人力	事業周知、審査会への参加、事業委託費の一部経費 負担。	効果:連携することで、事業者への周 知強化予な様々な観点から効果的に事 業態化予なとができる。 課題: 区内の産業実態に合わせた形 での表彰コンセプトについて協働して 検討する必要がある。	「新省区級大会主」 表彰文
118	文化観光産業部	産業振興課	継続	地場産業団体の展示 会等の支援	地揚産業団体の事業経費助成により、地場産業の活性化 を図ることを目的とする。	事業の実施	地場産業団体が自主的に行う展示会 等の事業実施の助成を行う。	地域団体(協力団体など) 新宿区染色協議会、一般 社団法人新宿区印刷・製 本団体協議会	平成17年4月	事業協力	昭和52年に染色、印刷・製本業を地場産業と位置付け、地場産業のPR、採興を目がしたフェアを区主催で実施し、地場産業団体に協力または共催で実施していた。	行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(地場産業団体)	自主事業として企画立案し、 実施する。	区の助成、情報提供等により、意義の ある事業を実施することが可能となっ ているが、団体構成員の減少と時代の ニーズに合わせた事業の在り方が課 題。	
119	文化観光産業部		その他	生鮮三品小売店活性 化事業	生鮮ニ品業界の自主的な取 り組みを支援し、小売店の活 性化と区民の消費生活の充 実を図る。	事業の実施	連絡会運営支援、無のおろし方教室 の実施、会員への研修。	その他(業界団体) 新宿区生鮮三品小売店連 絡会	平成9年4月	事業協力	産地直送販売奨励事業補助 金の終了に伴い新宿区生鮮 三品特販組合 現、生鮮三品 小売店連絡会)が設立され、 組合事務所を区(産業振興 課)に置いたことによる。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント参場確保等 場所を場場確保等 委託・助成等	その他(過去 からの経緯に よる)	魚のおろし方数室の材料等 準備、講師。	連絡会の自主的な取り組みを支援することで、小売店が活性化し、区民の 消費生活の充実につながっている。	
120	文化観 光産業 部	産業振興課	実計その他	商店街ホームページ活性化事業 (※商店街ホームペー ジ活性化事業)	新宿ルーベを区内商店会に 浸透させ、区内商店会のITリ テラシーの向上を図る。	事業の実施	①新宿ルーベ内の区内商店会のベージ作成・更新支援。 ジ作成・更新支援。 受新宿ルーベ内の区商連・区内商店 会ページ向けイベント取材・記事作成・更新。	NPO (特定非営利活動法人 団塊のノーブレス・オブリー ジュ)	平成27年4月	委託	協働事業提案制度に基づく。	連携・協力の仕組み作り 事業企画への参加委託・助成等	公募	①新宿ルーベ内の区内商店 会のページ作成・更新支援。 会の受力の区商連 会のでから、 の新宿ルーベ内の区商連 と内商店会ページ向けイベント取材・記事作成・更新。	新宿ルーベを区内商店会に浸透させ、区内商店会のITリテラシーの向上 を図る。	新加加 Loupe

No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
121	文化観光産業部		継続	消費者讓座	消費者教育の一環として、学 習の場を提供し、消費者の 権利を自覚した「かしこい消 費者」を育成するために実施 する。	事業の計画 策定	消費者譲座を年8回開催(556回は 連続譲座(消費者大学」を実施)。	地域団体(協力団体など) 新宿区消費者団体連絡会	平成20年4月	委託	区からの提案。	広報PR面での協力 会議作業場所提供 会べい人会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	その他(業者 指定)	事業の企画調整・実施。	消費者団体の専門性を活かし、より消 費者のニーズに即した課座を実施でき る。 また、課座の準備、実施を通じて団体 活動の活性化を図ることができる。	
122	文化観光産業部	消費生活就課	継続	消費生活展 (消費生活ンンポジウ ム)	消費者団体の日頃の学習や 活動成果を発表する場として、消費生活展を開催する。 また、区民に対し消費生活に 関する情報性や普及形象 を行い、消費者としての意識 の向上を図る。	策定 事業の実施	イベントの企画調整・実施。	地域団体(協力団体など) 消費者団体・グループ (新宿区消費者団体連絡 会、その他推薦・公募団 体)	平成19年4月	実行委員 会·協議会	区からの提案、団体からの推 薦、公募。	事業企画への参加 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	公募 その他(区か らの提案、団 体からの推 薦)		消費者団体の研究成果を、区民に広 (情報提供することで、消費生活に関 する知識を深めることができる。 区が活動発表の場を提供することで、 団体の自主的な活動の活性化を図る ことができる。	
123	文化観光産業部	消費生労武課	その他	消費生活地域協議会 の運営	消費者教育及び消費者安全 の確保など消費者支援を推 連するとともに、効果的・効率 的に施策や事を実施して いくための協議を行う。	立案 事業の計画	消費者教育及び消費者安全の確保な ど消費者支援施策の検討。	社会福祉協議会 町会自治会 町域団体(協力団体など) その他(学識経験者,非護 土,公募区民,商店会,教育 機関,福祉機関)	平成27年7月	実行委員 会·協議会	平成24年施行の消費者教育 の推進に関する法律に基づ く消費者教育推進地域協議 会として設置した。	作り	公募 その他(団体 推薦)	会議〜の出席、意見交換 等。	効果的な消費者教育の推進、及び消 費者安全の確保の推進について、関 係機関と意見交換を行うことにより、連 構造化及び施策の推進を図ることが できる。	
124	文化観光産業部	消費生労武課	継続	消費者情報の提供	「かしこい消費者」を育成する ため、商品・サービスをはじ めとした消費生活に関する情 報提供を行うと同時に、消費 者としての調金啓発し、消費 者としての製金啓発し、消費 する。		消費生活情報誌「くらしの情報」の紙面づくり。	その他(新宿区消費者団 体連絡会)	不明	その他	消費者団体の自主的な活動 を促進するとせに、その活動をPRL、消費者活動を行 う区民の拡大を図るため。	広報PR面での協力	その他	消費生活情報誌「くらしの情報」の紙面づくり。	消費者団体の自主的な活動を促進するとともに、その活動をPRL、消費者活動を行う区民の拡大を図ることにつながっている。	SOLOMINE  23 SET
125	文化観光産業部		その他	消費者活動事業助成 等	消費者団体の鍵全かつ自主 的な活動を促進するととも に、消費者活動を行う区民の 拡大を図ることを目的とする。	事業の計画 策定 事業の実施	①消費者団体等が行う公益性のある 事業に、その費用の3分の2の範囲内 で助成する消費者活動促進等率業助成。②一般消費者向けバス見学会。 ③協働による悪質商法追放キャン ベーンの実施。	その他(新宿区消費者団 体運絡会、区内消費者団 体)	平成19年4月	共催 事業協力	消費生活パス見学会や悪質 商法追放キャンペーンなどを 協働して行うことにより、より 多くの区民に啓発活動がで きるため。	行政情報提供 広報PR面での協力 会業佐業担託提供	公募 その他(業者 指定)	消費者団体の研究成果を、 区民に広く情報提供すること で、消費生活に関すっちると を深めることができる知識 を深めることができる。 区が活動発表の場を提供することで、団体の自主的な活動の活性化を図ることができる。	消費者団体の研究成果を、区民に広 (情報提供することで、消費生活に関 する知識を深めることができ、 区が活動発表の場を提供することで、 団体の自主的な活動の活性化を図る ことができる。	
126	文化観光産業部	消費生労支援課	継続	消費生活相談	消費生活相談室を設置して、消費生活相談員が消費生活相談員が消費生活を設に力たる苦情、相 該に対して助う。情報機能、 相手力事業者とのあい旋交 歩を行うほか、とは他動風があいたの弁護士による来所相談的 支施上でいる。 実施している、被害の早期発見、被害の 回復、二次被害防止 亡主眼 を置いた悪質商法被害のよりな 支援事業を行っている。	事業の実施	「新宿区悪質商法被害防止ネットワー 夕」を構築し、被害の通報、周知、予防 活動を行う。	その他(関連相談機関、区内介護事業者等)	平成17年10 月	情報提供• 交換	関係機関が連携することにより、悪質菌法被害的止に効 果的に取り組むことができる ため。	情報収集	その他	悪質商法被害の区への情報 提供、区民への注意喚起。	関係機関との連携で、悪質商法の被害者の早期発見ができ、今まで消費 生活相談することの無かった方が相談 につながるようになった。また、悪質商 法か事例を情報提供することで、関係 機関の対応が迅速になった。	

			2461	241781	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	ATTAC SCIENCE	- 0. 0 100 HO T /K					•				
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
127	文化観 光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費生活センター分館 の施設利用	各会議室等を、消費者団体 の自主的活動や消費者活動 を目的とした学習等の場として では、消費者の安全で 安心な消費生活を支援する ために必要な情報を提供する コーナーを設置する。	策定	利用者懇談会での情報交換・意見交換。情報提供コーナーでの消費者団体作成資料の展示。		平成21年4月 (センター機能 が移転し、分 館となる)		利用者懇談会で消費者団体 連絡会や地域社民と情報交 操・意見交換を行い、より利 用しやすい施設づくりを目指 すため、消費生活に関する 情報を広く周知するため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供	公募その他	施設を利用する立場からの 意見を述べることで、施設利 用の改善ができる。 消費が高齢の成果を 展示することで、消費生活に 関する情報を広く周知するこ とができる。	異なる立場からの意見を交換すること で、施設の改善ができる。	
128	福祉部	地城福祉課	継続	新信区民生委員児童 委員協議会(各種団体 への事業助成)	新宿区民生委員·児童委員 協議会研修補助金	事業の実施	福祉団体の円滑な事業の推進を図る ための研修等事業助成。	その他 (民生委員・児童委員協議 会(10地区))	昭和44年	その他(研修補助)	地域と行政との要として活動 するため、民生委員・児童委 員の資質と専門性を高める 必要があるため。	委託・助成等	その他(10地 区民児協)		民生委員・児童委員の資質の向上が 図られている。	
129	福祉部	地域福祉課	継続	高齢者在宅サービスセ ンターの管理運営	介護保険法に基づく通所介 護事業が適切・効果的に行 えるよう、高齢者在宅サービ スセンターの管理運営を行 い、介護を受する在宅の高 齢者及びその家族への福祉 向上を図る。	事業の実施	指定管理者によるボランティアの受入 れ。	地域団体(協力団体など) ポランティア(個人・団体) 小桜会・ハワイアンパンド 「フラワーレイ・カナカ」等	平成10年4月 (百人町高齢 名センター) 平成13年2月 (東戸山高齢 者在宅サービ スセンター)	その他(ボ ランティア)	社会福祉協議会ボランティア センターからの紹介(介護支 援表すシテイポイント事業を含 も)や指定管理者が運営す る他施設からの紹介。	連携・支援の仕組み 作り	その他(社協 ボランティア センターから の紹介)	日常活動では、利用名へのお茶だしや、入浴後の整髪のお手伝い等。	地域の施設として、区民の方にやりがいのある活躍の場を提供することで、区民の方の生きがいづくりに役立っている。それが利用者サービスの向上を図ることにもつながっている。より多くの方の活躍の機会を創出し、利用者との社会的交流の場を地域に遭元できるように、どのような形でボデンティアと協働を進めていくか更に検討していく必要がある。	
130	福祉部	障害者福祉課	継続	職害児等タイムケア事業	障害児(小・中・高校生)を対 象とした放課後等の日中活 動支援	事業の実施	除害児支援にノウハウを持つ社会福 社法人に対し、安定した運営が確保で きるよう運営経費の一部を補助する。	地域団体(協力団体など) 社会福祉法人新宿あした 会	平成19年4月	事業協力	障害児の保護者、その保護 者が組織する団体からの放 課後支援の要望。	会議作業場所提供 委託・助成等	提案•特込	籐害児支援事業の実施	障害児等の放課後・学校長期休業中 の日中活動の場の提供や、交友範囲 の拡大と社会生活上のマナーの習 得、常時介護する保護者の休息の効 果がある。	
131	福祉部	障害者福祉課	継続	高次脳機能障害者支援事業 援事業 (終高次脳機能障害者 支援協働事業)	高次脳機能障害の当事者・ 家族の生活を支援する	事業の実施	高次脳機能障害の当事者・家族の生 語を支援するための3つの事業の実施 1 相談事業 2 居場所づくり事業(デイサービス) 月 2回 3 研修事業 年1回	NPO (特定非営利活動法人 VIVID(ヴィヴィ))	平成25年4月	委託	協働事業提案制度による提案	行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	提案·特込		高次脳機能障害者への支援について 検討するための基礎資料として、対象 者数を把握し、障害当事者や家族の 生活一一ズを把握することができる。 現時点での相談事業、居場所で公り 事業の利用者における区民の比率は 半数程度であるため、27年度から保健 センター等での出張和談を年2回実施 することとした。因内で活動をアビール し、さらにニーズを掘り起こす必要があ る。	
132	福祉部	障害者福祉課	継続	自発的活動支援	障害者の自立と社会参加を 促進する自主活動を援助す るため助成金を交付し、障害 者福祉の増進を図る。	事業の実施	区内に住所を有する障害者のために 次の各号のいずれかに該当する事業 を行うものに助成金を交付する。 ①学習及び所修事業 ②調査研究事業 ③福祉教育及び容発事業 ④福 社器具及び福祉器材の開発、整備等 に関する事業 ⑥他の模範となる事業 ⑥その他区長が認めた事業	その他 (新宿区協働支援会議委 員のうち1名)	平成25年4月		助成金配分委員会に、外部 委員1名を加えたこと	広報PR面での協力 委託・助成等	調整課長に	員として、申請事業に助成金	平成24年度より助成金配分委員会に 新宿区協働支援会議委員のうち1名を 加えることによって、助成金交付の審 者について、より公平性が保たれること となった。	

			Диг	XIIIII + X CHEAR	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	#179C 7GECT	- V J 100 HO 7 /K									
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
133	福祉部	障害者福祉課	継続	こころのパリアフリーの 促進	障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、ころ の相互理解を深め、ころ のバリアプリーを促進するた め、障害者週間(12月3日~ 9日)を中心に啓発事業を開 催する。	事業の計画 策定 事業の実施	障害者週間のうち2日間、新宿駅西口イベントコーナーにおいて、障害者が 制作した作品を販売する障害者陥祉 施設共同バザール、障害者作品展を 行う。同時に障害への理解を深めるためのイベントを開催する。また、ギャラ リーオーガードみるっくでも障害者作 品展を約1か月間開催する。また、ギャラ サール・障害者作品展は、参加施設・ サール・障害者作品展は、参加施設・ サール・障害者作品展は、参加施設・ サール・環音者作品展は、参加施設・ サール・環音者作品展は、参加施設・ また。 動労者・仕事支援センターに委託す る。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(協力企業) ファミリーマート、側下CA、 新宿区勤労者・仕事支援 センター等	平成28年11月	会・協議会	障害理解を促すためには、 当事者からの発信が必要と の考えに基づき、実行委員 会形式となった。協力企業に ついては、歴に賛同した 企業からの提案による。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等 人員の応援	その他(区内 障害者福祉 施設等の有	新宿区勤労者・仕事支援センター・イベント当日までの 実務を業務委託行委員会: 共同バザール・障害者作品 展の企画運営 社会福祉協議会:車椅干の 貸出、広報PR面での協力 協力企業:役務、物品、金券 等の提供	参加団体で組織される実行委員会で の運営により、障害当事者が主体的に 活躍する場を創出できる。また、民間 の業の協力を得ることで一般来場番を 集客増が可能となる。障害当事者に とっても社会的関わりを広げることによ る活動の意欲増進につながる。	
134	福祉部	障害者福祉課	継続	在宅重度心身障害者 への助成(緊急通報シ ステム)	障害者本人の安全性を高め るため。	事業の実施	①東京消防庁と緊密に連携し、利用 者の安否を確認 ②安否状況を区、東京消防庁等に連 絡すること。	ボランティア(個人・団体)	平成4年7月	事業協力	一人暮らしの身体障害者等 の緊急時に対応するには、 対象者の隣人・知人が最も 好ましいため。	委託·助成等	その他(利用 者の申請によ る)	者等の緊急時の地域の協力 員として、初期対応を行うこ	最も迅速に利用者の緊急時に対応できる効果がある。しかし、管理料が高く、協力員の成り手が少ないことが課題である。	
135	福祉部	障害者福祉課	継続	視覚•聴覚障害者支援 事業	観覚解害者又は聴覚障害者等の地域生活の円滑化と社会参加の向上を図る。	事業の実施	新宿区社会福祉協議会の1階にある 視覚・聴覚障害者交流コーナーの運 営を委託している。	社会福祉協議会	平成24年4月	委託	障害者への支援に精通し、新官 区型録手話通常者連絡会会育 成してきた新宿区社会福祉協議 会が事業を受出、実施すると で、視覚・聴覚障害者への実態 にあった。効果がすービスを実 施できるため、また、本事業は新 宿区社会部は総会、はの視覚・障害者交流コーナー・聴覚障害 者交流コーナー・で行うた。勃 官区社会福祉協議会が運営・管 理するに相応しいため。	委託・助成等	その他 (特命 随意契約)	<ul><li>(4)相談、助言、情報提供 サービス</li><li>(5)講座・講習会の開催及び</li></ul>	社会福祉協議会の持つネットワークを 活用し、グループ活動の講教や支援 負の協力を得る措施し、 でいる。今後も協働を推進し、利用 者にとって有意義なコーナーとなるよう 取り組んでいく。	
136	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	いきいきハイキング	野山等を散策することにより、 高齢者の体力の保持増進と 健康に対する意識の高揚を 図り、あわせて参加者相互の ふれあいを促すことを目的と する。	事業の計画 策定 事業の実施	に目信のある高齢者を東京近県の状	NPO NPO法人新宿区レクリ エーション協会	昭和46年度	委託	日本ウオーキング協会の企 画変員を務める区民代項:新 宿区ウオーキング協会会長) から健康づくりに最適なツー ルとしてウオーキングを提案 された。	イベント会場確保等 人員の応援	その他	案。②事前実地踏査の同	レクリエーション協会のスタッフはウ オーキング、ハイキングに長じているた め、参加者が安して参加できる。参 加者の仲間づくりやハイキング愛好者 への参加を促すことで、ハイキングを 通じた健康保持が進められる。	And the state of t
137	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	敬老事業	敬老会、ことぶき祝金により 長寿のお祝いを行う。	事業の実施	敬老会: 77歳以上の方を敬老会の催 しにご招待する。 ことぶき祝金: 節目の年齢の高齢者の 方に祝金を贈呈する。	敬老会:新宿いきいき体操	敬老会:昭和 46年度 ことぶき祝金: 平成8年度	事業協力委託	敬老会:会の演目の中に区 民に参加いただくことで楽し く親しまれる会とするため。 ことぶき祝金:敬老のお祝い として戸別訪問を実施してい るため。	事業企画への参加 行政情報提供 イベント会場確保等	その他	敬老会の演目への出演、こと ぶき祝金の配付。	ことぶき祝金の対象者増による民生委 員の負担の増大。	
138	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	ことぶき館の運営	高齢者が健康で生きがいの ある生活が送れるよう、高齢 者相互の心の交流を深める 「憩いの場」を提供する。	事業の実施	60歳以上の高齢者相互の交流を図り、健康でいきがいのある生活を送れるよう、談話室や娯楽室を設置する。	その他 (各館の自主事業運営委 員会)	平成4年度	共催 委託	ことぶき館、児童館の開館自 拡大に伴い、土日祝日の施 設の有効活用を図ることを目 的に地域や利用団体の推薦 を記します。 は、事業を行うこととなっ た。	作り 会議作業場所提供 イベント会場確保等	その他		利用者の代表の委員による企画であり、館の利用者の二人でに合った催し を開催している。	

No.	部	課	事業の種類炎	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
139	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	シニア活動館の管理運営	シニア世代を含む高齢者が ボランティアなどの社会貢献 活動の拠点として活用できる 施設として設置・運営する。	事業の計画 策定 事業の実施	①シニア世代等が行う社会貢献活動 その他の地域活動に関すること②シニ ア世代等を対象として行われる介護予 防に資する活動、体力の向上を目的と た活動、文化活動を心を健康及 び福祉の増進に向けた活動に関する こと。	その他 (指定管理者)	平成21年4月	その他	ことぶき館の機能転換により、指定管理制度を導入したことから。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力	公募 プロポーザル	指定管理者として施設を管理運営するとともに、社会質 減・介護予防のための事業 を実施する。	各指定管理者による独自の魅力ある 事業展開がなされている。また、区民 ボランティア等と共催で事業を実施す るなど、地域との協働も推進されてい る。	
140	福祉部	地域包括ケア推進課		地域交流館の管理運営	地域における高齢者の仲間 づくりや介護予防などに取り 組む場となる施設として設 置・運営する。	事業の計画 策定 事業の実施	①地域高齢者の福祉を推進するため に行われる区民相互交流に関するこ 。②高齢者を対象とする、介護予防 に資する活動、体力向上を目的とした 活動、文化活動その他の健康及び福 祉の増進に向けた活動。	その他 (指定管理者)	平成21年4月	その他	ことぶき館の機能転換により、指定管理制度を導入したことから。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力	公募 プロポーザル	指定管理者として施設を管理運営するとともに、地域交流・介護予防のための事業 を実施する。	各指定管理者による独自の魅力かる 事業展開がなされている。また、区民 ボランティア等と共催で事業を実施す るなど、地域との協働も推進されてい る。	
141	福祉部	地域包括ケア推進課		介護支援ボランティア・ ボイント事業	18歳以上の区民が介護保険 施設等でボランティア活動を おこなった際を又は考 財できるポイントを付与するこ どにより、高齢者を支えるため のしくみづくりを推進する。	事業の実施	ボランティア活動に応じてポイントを付 与し、貯まったポイントを年間50ポイント(5,000円)を限度に換金又は寄附す る。	社協 ボランティア (個人・団体)	平成21年4月 (ポイント付与 開始は同年7 月)	事業協力委託	区社協が持つ、地域の支え合いの仕組みづくりの機能を 活か・すため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 委託・助成等	その他(業者指定)	施・継続できるようコーディ ネート・フォローアップを行 う。	ボランティア活動の支援を行っている 区社協が、施設側とボランティアとの コーディネートの役割を果たすことで、 地域の支えらい活動を安定して進め ることができる。	
142	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	介護子防事業の実施 (新宿いさいき体操)	いつでもどこでも気軽に取り 組める「新宿いさいさ体験」 の活動を通じて介護予防事 業の普及を目標で新宿いさ いき体操の普及)。	事業の実施	新規養成セミナー(年2回)を行い、新宿いさいさ体操サポーター(指導員)を養成する。 区とサポーターが協働して課習会(年間)の回)を行い、介護予防体操を地域に普及する。	新宿いきいき体操サポー ケー	平成20年9月	事業協力	区オリジナルの介護予防体 操の企画時に、公募区民に 協力を呼びかけたことから。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 での報子と での報子と での報子と が での報子を での を が での を は を は を は を 様 し に の を が は を は を は な く の を は な く の く の く の く る く る く る く る く る く る く と く と も く と く と し く と し く と し く と し と し と し と と と と	公募	新規養成セミナーや講習会 の準備、進行、広報活動。 区の行事への参加協力。	サポーターによる普及啓発により、介 護予防体操に取り組む高齢者が増加 している。 今後の課題はサポーターが行う、新宿 いさいさ体操をツールとした地域づくり である。	
143	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	高齢者健康増進事業 (湯ゆう健康教室)	60歳以上の新宿区民を対象 に公衆浴場の脱衣所等で保 健露語や演芸を行い、地域 での交流及び健康増進の意 識づけを行う。	事業の実施	公衆浴場の脱衣所等の場所を提供してもらい、技能・知識・経験等を有する 地域の方にレクリエーションを実施して もらう。	ボランティア(個人・団体) その他 東京都公衆裕場業生活衛 生同業組合 新宿支部 地域の技能者	平成17年度	委託	公衆浴場の確保の為の法律 第4条(地方公共団体は公 衆浴場が住民の健康と福祉 の為適切な配慮する事に努 める適切な配慮する。公衆浴場を 活用して健康増進の場として の事業として開始した。	事業企画への参加 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	公衆浴場の脱衣所等の場所 の提供と浴場利用者への広 報PR レクリエーションの実施。	地域資源の有効活用による健康増進 介護予防等の実施と区事業の紹介に 加え、協働の相手方への意識啓発、 地域人材の活躍の場づくりにもつな がった。 実施場所の固定化と新たな実施プロ グラムへの取り組みが課題である。	
144	福祉部	高齢者支援課	継続	高齢者の権利擁護の 普及啓発	高齢者の権利擁護に関する ネトリコークの充実を図り、区 民や関係者に対して普及・啓 発を行うこで高齢者の総合 的な権利擁護を図る。	事業の実施	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会 及び推進部会の開催。 権利維護の普及啓発に関する連絡会 の実施。	社協 町会自治会 その他 (医師会、弁護士、司法書 士、社会福祉士、警察、消 防、病院、介護サービス事 業者協議会、民生委員)	平成21年4月	実行委員 会・協議会 情報提供・ 交換	高齢者虐待防止法の成立に より虐待防止のネットワーク 構築系心要になったと同時 に、孤独死防止、排傷や改 年後夏など認知症高齢者等 に対して包括的なネットワークの構築が必要となったこと がきっかけとなった。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供	その他(団体の推薦)	施策の検討及び普及啓発。	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会 は、情報交換、共有の場として有効に 機能しており、具体的な取組みにも繋 がっている。	

N	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
14	5 福祉部	高齢者支援課	実計継続	地域安心カフェ事業 (※ほっと安心地域ひ ろば)	一人暮らし高齢者、認知症 高齢者及びその介護者等が 気軽に交流や相談ができる 場を設け支援することにより、 高齢者や介護者の孤立を予 防し、地域における区民の支 え合いの充実を図る。	策定 事業の実施	・地域安心カフェの開催。 ・高齢者等への個別支援の実施。 ・スタッフ募集説明会の実施 等。	ボランティア(個人・団体) その他(介護福祉施設等)	平成21年7月	事業協力	①協働事業提案制度 ②地域における区民の支え 合いの充実を図り、区民が主 体的に地域の担い手となっ で高齢者の生活を支援する 体制を整備していく必要があ るため。	作り 行政情報提供 広報PR面での協力		事業企画の立案、情報収 集、事業広報 PR、スタッフ の養成・確保、事業実施。	・気軽で身近な形で高齢者等が知り合うきっかけづくりを行うとにより、人と人のつながりが深まっている。また、高齢者の抱える不安や心配事を早期に握し、専門機関への構成と等の支援を実施している。・様々な事情やニーズを持つ人がいる地域での事業実施を通じて、住民等の力を引き出し、自主的な活動へのきっかけをつくっていく必要がある。	
14	6 福祉部	高齢者支援課	実計継続	地域見守り協力員事業	一人暮らし等の高齢者に対して、ボランテイアが定期的 に見守り、声かけ訪問を行う ことで、安否の確認と孤独の の解消を図る、また、必要に 定じて関係機関、一つなげ、 高齢者を地域で支えるしくみ づくりを進める。	事業の実施	ボランティアの地域見守り協力員が希望する高齢者宅を訪問し、声かけ活動 や安否確認を行う。	社協 ボランティア(個人・団体)	昭和46年4月	事業協力 委託	高齢化に伴い地域との交流 のない引きこもりがらな高齢 者がで切かに間醒となっていた。 では域の高齢者を見守り・ 再かけを行うため、社会福祉 協議会と連携し、本事業を開 始した。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者指定)	事業対象者への訪問・見守 り活動及び協力員へのサ ボート、コーディネート。	高齢者の孤独感を解消する。また、活動を通して地域や近隣との交流を図る。	
14	7 福祉部	高齢者支援課	実計継続	一人婆L高齢者への 情報紙の訪問配布等	75歳以上の一人暮し高齢者 宅へ情報紙を月2回訪問配 布することにより、見守り・安 奇確認を定期的に実施す る。	事業の実施	①情報紙の編集・発行。 ②訪問配布、 民生委員による訪問配布(居住実 能等の把握を兼ねる)2回/年 ・委託法人による訪問配布 22回/ 年 ③訪問配布辞退者への勧奨及び不明 者の再調金。 ④高齢者等平の熱中症子 財医発用パンプレットの配布 ・熱中症予防啓発に関する記事を情 継紙・掲載 ・機・円底・砂砂をに関する記事を情 ・熱・円底・砂砂をに関する記事を情 ・機・円底・砂砂をに関する記事を情	NPO その他(シルバー人材セン ター等)	平成19年7月	事業協力 委託	情報紙訪問配布への協力呼びかけに対し、関係団体から 質同が得られたことから。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 委託・助成等	その他(業者 指定)	・地域の支え合いにより高齢者を見守る仕組みづりを行なうため、地域ボランティアをコーディネートし情報紙の配布を行う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域の支え合い活動に、区と連携する NPO等が参加することで、安定した住 組みとして見守り事業が実施されてい る。	
14	8 福祉部	高齢者支援課	実計継続	新宿区高齢者見守り登 録事業	地域における高齢者の見守りの強化。	事業の実施	高齢者に身近な事業者が、業務中に 気づいた高齢者の異変を高齢者総合 相談センター等へ連絡し、関係機関と 連携して地域の高齢者をゆるやかに 見守っていく。	その他(新宿区高齢者見 守り登録事業者)	平成24年9月	事業協力 情報提供・ 交換	高齢者の権利擁護ネットワークにおいて、地域といて、地域といて、地域といて、地域といっ環として、日頃から高齢者の見守地強に対ける高齢者の目常生活と関わりかるる事業者等の協力を得て、高齢者を必ら、高齢者を必らない。ことが提案されたため。		その他(申請 による登録)	通常業務において高齢者の 異変に気付いた場合に、高 齢者総合相談センター等へ 運やかに連絡する等、関係 機関との連携を図ること。	地域における見守りの目が増えている (平成29年6月末現在466事業者)。	地域の高齢者の見守りに みんなで協力しています 新依区風熱の見守り登録事者
14	9 福祉部	高齢者支援課	実計継続	認知症高齢者支援の 推進(認知症サポー ター活動登録者【オレ ンジの輪】の活動)	認知症サポーター活動登録 者(オレンジの輸)が、認知症 高齢者や介護者を地域で支 える取組みた参加することに より、支援の輸を広げる。		区や高齢者総合相談センターで行う 認知症サポーター養成講座の修了者 で、認知症についての普及啓発活動 を希望する登録者(オレンジの輪)に、 各取組みに参加してもらう。	ボランティア(個人・団体) 認知症サボーター活動登録者(オレンジの輪)	平成24年4月	事業協力 情報提供• 交換	認知症サポーター養成講座 を行う中で、認知症サポーターが地域の変え合いの輸 を広げる活動に参加するしく みづくりが求められたことか ら。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 人員の応援	公募	①認知症サポーターフォローアップ譲渡の受課。 ②認知症高齢者を支える取組み(区内グループホーム等のボランティア)。 ③認知症介護者を支える取組み(図内グループホーム等のボランティア)。 ③認知症介護者を支える取組み(認知症介護者家族会 ボランティア)。 @認知症サポーター養成講座の普及活動(講座の運営補助等)。	地域のボランティアと区が協働で行うことにより、認知症サポーター養成講座 やオレンジの輪の活動が広がる。	
15	0 福祉部	介護保険課	継続	特別養護老人ホーム の入所調整	特別養護老人ホームの入所 に際し、透明性と少平性を確 保した上で、優先入所システム 人人所の必要性の高い申 込者から優先的に入所する 仕組み)により、円滑な入所 を図る。	事業の実施	区が受け付けた入所申込みに対し、 入所調整基準により点数付けした優先 順位名簿を作成し、特別兼護を人 ホームはこれを基に入所事務を行う。	その他 (区内8か所の特別養護老 人ホーム、区外23か所の 特別養護老人ホーム)	平成15年7月	会・協議会	「指定介護老人福祉施設の 入所に関する指針について」 (厚生労働省老健局計画課 長通知)。		その他(区内 及び協力特 養ホーム)	区が作成した優先順位名簿 をもとに、必要度の高い申込 者が優先して入所できるよう 入所事務を行う。	優先入所システムにより、適明性・公平性のある円滑な入所が認られている。また、介護を人福祉施設優先入所システム協議会により区と各施設間の情報共有がなされている。	

			Ди1	XIIIII T X MENT	・28年度継続事業、その他・・・	9179C 7GECT	- V J 100 HO 7 X									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
151	福祉部	介護保険課	継続	介護サービス事業者の 質の向上	保険者としての責務及び区 民の福祉の向上を図る行政 主体として、高齢者が安心し して介護保険サービスを利用 できることを目的として、介護 サービス事業者の質の向上 を図る。	事業の評価	介護サービス事業者への支援、介護 保険サービス事業所表彰、介護従事 者、介護利用者及び介護家族の支 提。	その他(新宿区介護サービ ス事業者協議会)	平成15年12月 (新宿区介護 サービス事業 者協議会) 平成20年4月 (介護保険 サービス事業) 所表彰制度)		事業者間の連携の確保が課 題であったため。	行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他	企画運営。	効果:区内介護サービス事業者のサービスの質の向上の促進。 選題:サービスの質の向上のための具 体的・効果的な取り組み。	
152	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	保護司会への事業助成	青少年非行防止・地域環境 浄化活動の普及啓発事業に 対する助成を行うことで、PR 効果を高める。	策定	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に取り組む。	その他 (新宿区保護司会)	昭和39年	事業協力	不明	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 その他(会議相談場 所提供)	(事業開始時	関係機関・団体と連携しなが ら、「社会を明るくする運動」 としての新宿通り広報パレードや講演会等の実施、青少 年非行防止を目的とした講 減会の実施など、様々な啓 発活動を行う。	区が協働し、更生保護事業の広報等の役割を担うことで、区民に幅広く周知されるとともに、身近なものとして受け入れられる。今後も社会を明るくする運動」をはじめとした更生保護活動に関わる団体と反が、互いの活動や取組み・課題等の情報及び意見交換を積極的に行うことにより、更生保護活動のさらなる充実に向けた協働関係を築いていく。	
153	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	地区青少年育成委員会活動への支援	地区青少年育成委員会が行う事業に対土補助金の交付 代情報の提供・共有の場合 設ける等の支援を行い、青少 年の健全育成活動の活性化 を図る。	事業の評価	新宿区地区青少年育成委員会事業補 助金交付要綱(平成33年4月1日施行) に基づき補助金交付を行うが計算 の提供・共有の場として会長会や合同 研修会を実施し、活動がより充実する ための支援を行う。	地域団体(協力団体など) 地区青少年育成委員会	昭和46年	事業協力 情報提供• 交換	昭和46年に区内全地区に「地区青少年対策委員会」が設置され、活動に対・補助金を支出していた。昭和49年に「新宿区各地区青少年要綱」が設置され、その後、活動の実態に即した改正を行い、現在に至る。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 行政情報提供 の会長会を開催、 研修会開催への支 援)	その他 (事業開始時 からの継続)	施する事業の拡大及び充実	地域ごとの特色や実情をふまえた事業 の実施により、地域の絆、見守りの輪 を強化することができている。また、地 被ぐるみで書い子育で世帯を支援でき る仕組みどなっている。 長長会や合同の研修会を通して各地 区の枠組を越えた情報共有が可能で ある。	
154	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	青少年健全育成活動	少年自身の社会参加の実践	立案 事業の計画 策定 事業の実施	(1)社会を明るくする運動は、青少年の非行 防止と非行に陥った者の更生、援助のため か地域活動について、広く国内の理解と協 力を得ららせっちものである。注略者の主理 で全国的に実施してもり、宛信区では、7 ~8月を連瀬期間としている。 (2)子ど・若者育成支援強鶏月間は、次世 (大を担今よとと若者が様やかに育成する ための機能の推進ともは、子どもと若者が は会生活を円が高くから、子とも若者が は会生活を円がこから、子とも若者が は会生活を円が上がった。 1月を強力に変しており、新信区は 1月を強力に実施しており、新信区は 1月を強力に実施しており、新信区は 1月を強力に表しており、新信区は 1月を強力に実施しており、新信区は (3)ビーボ11のばんのいえは、子どもが身の他 変を感じたときに逃げ込める緊急避難場所 である。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ポランティア(個人・団体) (1)社会を明るくする運動推 (2)地区青少年育成委員会 等 (3)地区青少年育成委員 会・警察署等	(3)平成9平//	(1) 東会・東 特での事情での事情での事情が は、協・提換・協報を が表している。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(1)(2)運動の効果的な推進のため区と地域団体が協働している。(3)戸塚警察署から区にステッカーの作成依頼があり、区と警察署と町会連合会が協力し、地域へ設置の呼びかけを行った。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報的報收集 行情報 医乳腺性 広報 医乳腺性 医二硫甲基磺胺磺胺 不識 化二硫甲基磺胺 医二硫甲基磺胺 医二硫甲基磺胺 医二硫甲基 医二硫甲基甲基甲基 医二硫甲基 医二硫甲基甲基甲基甲基 医二硫甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基		小年の婦女本出に明えた。	青少年健全育成活動については、 様々な形できか細かく行うことが必要 であるため、今後も、他部署や他団体 の実施する運動とおり一層連携しなが ら進めていく必要がある。	
155	子ども家庭部	保育課	継続	保育所(管理運営委託 1所)	区立保育所に公設民営方式 を導入することで、運営の効 率化を図るとともに、多様な 保育サービスを提供する。	策定	富人町保育園の管理運営(基本保育、延長保育、専用室型一時保育、休日保育等の実施)。	その他(社会福祉法人 新 栄会)	平成15年4月	その他(指定管理)	多様な保育サービスを実施・ 充実をせていく方策して、 民間保育事業者の配力を活 用するため、指定管理者制 度を導入した。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 変託・助成策 その他(指導、人材 育成支援)	プロポーザル 提案・持込	園運営における具体的な計 画策定、各保育事業等の実 施。	同事業者が運営する私立認可保育所 (新架保育園と園児交流を行うなど、 多様な保育サービスを柔軟に実施して いる。	
156	子ども家庭部	保育指導課	継続	未就園児親子の交流 事業	地域の子育て支援。	事業の実施	在國児親子のほか、未就國児親子も 対象として施設を相互交流の遊び場と して開放するほか、保育士や幼稚園 教諭による講座や子育て相談を実施 する。	ボランティア(個人・団体)	平成19年4月	その他(運営協力の受け入れ)	ホフンテイノ 活動の甲し出に トス	その他(活動の場の 提供)	その他(申し出を受け、当を受け、必要とするするが必要とするするが必要となずるが必要とが判断する。)	古い日日かんよっとと分にて、イヤケの対象といこ	職員だけでは提供できない活動も可能となり、児童の体験の幅が広がっている。職員が、参加した児童の保育や保護者の相談により多くの時間を割ける。	

			<b>美</b> 司 ***	夫11 司 四 尹 未、 祂 称 * *	・28年度継続事業、その他・・・	初 元 単しい	より助則尹米									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
157	子ども 家庭部	男女共同参画課		男女共同参画への啓 発活動の充実(ウィズ 新宿の編集)	男女共同参画を推進する。	事業の計画 策定 事業の実施	男女共同参画啓発情報誌「ウィズ新宿」の編集・発行。	その他(編集委員)	平成19年4月	そ の他 民 委 集 地 、 体 は 団 力 ど )	区民ニーズに即し、より親し みやすい男女共同参画啓発 の情報誌を作成する。	事業企画への参加 情報収集 行政報序報提供 広野情報提供 広会議作業場所提供 人員の応援 その他(講師謝礼、 印刷経費、配付等)	公募	編集・取材・執筆。	編集作業を通した男女共同参画の意 識の啓発。 編集委員の意見から区民ニーズを読 みとる。	
158	子ども 家庭部	男女共同参画課	実計継続	男女共同参画への啓 発活動の充実(男女共 同参画フォーラム)	男女共同参画社会づくりに 向けて、区民の関心と意識を 高め、区民の交流を促進す る。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	男女共同参画フォーラムの企画・運営・評価。	その他(男女共同参画 フォーラム実行委員会)	平成11年6月	実行委員 会•協議会	企画・運営を通して男女共同 参画に対する意識を浸透させる。	事業企画への参加 情報収集 行致情報提供 広報作報量での協力 大会場所提供 イベン会場確保等 人員の応援 その他(講師、保育 土、手話通訳書札・ 印刷経費等の支出)	公募	企画、講師交渉、ポスター作成、当日の運営・評価。	企画・運営を通して男女共同参画に対 する意識を浸透させることができる。	
159	子ども 家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画への啓 発活動の充実(男女共 同参画推進センター運 営委員会)	男女共同参画推進センター の運営に関して利用者の視 点を取り入れる。	事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	男女共同参画推進センターの利用・運 営等に関することの協議・参加。	その他(男女共同参画推 進センター運営委員会)	平成17年4月	情報提供・ 交換 その他(講 座企画提 案・運営)	男女共同参画推進センター の運営に関する検討会で常 設の委員会の必要性が提案 された。	情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 人員の応援	その他(男女 共同参画推 進センター利 用団体有志)	男女共同参画推進センター の運営に関する助言と事業 実施等。	区民の視点に立った施設運営と事業 展開を行うことができる。	
160	子ども家庭部	男女共同参画課	実計継続	男女共同参画への啓 発活動の充実(ウィズ 新宿とのバートナー シップ講座)	男女共同参画に関する区民 の意識を高め、区民との交流 を促進する。	策定	区内で活躍する団体と協働で講座を 開催 (年間7講座まで)。	地域団体(協力団体など)	平成17年6月	共催	啓発講座をより一層利用者 ニーズに即したものにする。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報庁報節での協力 大会場確保等 機材貸出等 人員の応援 人員の応援 大と支出)	提案·持込	企画・講師交渉・ポスター・チ ラン作成・当日の運営・評 価。	共催団体との相互理解が深まるととも に、新たな受講生の確保が図れる。	
161	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	しんじゅく女性団体会議の運営	区内の女性団体の交流促進し、女性問題解決のための 学司連携とかための 学司連携と呼びにフレバ ワーメントを図ること、女性の 地位向上にかかわる、問題 解決に向けた活動を行いま す。		年6回定例会を偶数月開催。 定例会では、年間テーマを設定し、 テーマに沿った内容で研修、視察、講 演会を実施している。	地域団体(協力団体など)	平成10年4月	その他(定進演修ど提のな)	企画・運営をすることによっ て女性のエンパワーメントを 図る。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議員の応援力 会議員の応援 その他いな汉の雇上 け、講師部批・印刷 経費・配付等)	公募	年間デーマの決定、譲渡会・ 研修・視察などの企画の提 案、定例会の司会進行。	企画・運営を通して男女共同参画に対する意識を浸透させることができる。また、企画の立案や運営することを通して女性のエン・パータートを受ける。 カリーダー育成の助力となっている。	
162	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	図書・資料による情報 提供	男女共同参画に関する情報 の収集・提供にたり、男女共 同参画社会の実現に向け で、画社会の場心や理解を深 める。	策定	男女共同参画搭進センター運営委員 から、男女共同参画に関する資料・情 報の提供を受ける。	その他(男女共同参画推 進センター運営委員会)	昭和57年1月	情報提供・交換	男女共同参画推進センター の運営に関する検討会で常設の委員会の必要性が提案 された。	行政情報提供 会議作業場所提供	その他(男女 共同参画推 進センター利 用団体有志)	の資料収集に関する助言	区民の視点に立った資料収集を行うこ とができる。	

			夫訂***	夫们訂四争来、枢統·•	・28年度継続事業、その他・・・	新規・兄担し≀	-よる励制争来									
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
163	子ども 家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画推進セ ンターの管理運営	女性の地位向上と社会参画 の促進、男女共同参画社会 の実現を図るための活動拠 点として運営している。	策定	男女共同参画推進センター運営委員 による、センターの管理・運営等に関 することの協議・助言。	その他(男女共同参画推 進センター運営委員会)	昭和57年1月	情報提供• 交換	男女共同参画推進センター の運営に関する検討会で常 設の委員会の必要性が提案 された。	行政情報提供 会議作業場所提供 人員の応援	その他(男女 共同参画推 進センター利 用団体有志)	男女共同参画推進センター の管理に関する助言等。	区民の視点に立った施設管理・運営を 行うことができる。	
164	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画の推進に関す る基本的事項について調査 審議するため区長の附属機 関として設置。	政策の方針 立案 事業の計画 策定 事業の実施	男女共同参画の推進にあたり、専門的 意見や区民の声を取り入れるため、学 議経験者や公募区民などで構成され る会議の運営。	その他(新宿区男女共同 参画推進会議委員)	平成16年7月	情報提供・ 交換 その他(委 員会)	新宿区男女共同参画推進条 例に基づき設置。	情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供		男女共同参画に関する基本 的な事項についての審議や 計画の実施状況を継続的に 点検し、施策の方向性につ いて提言していべ。	様々な立場からの委員で構成され、多 角的な視点から意見交換がなされて いる。	
165	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	若者のつどい	若者同士の交流及び若者が 行政、地域、地域団体・若者 支援団体を知るきっかけづく り。	事業の実施	イベントの実施。	地域団体 NPO その他 (関係自治体等)	平成23年11月	事業協力委託	イベント開催にあたり事業へ の参加を団体に呼びかけ た。	事業企画への参加 広報PR面での協力 広報PR面での協力 会議作業場確保等 イベント会場確保等 機材貸出等 委託 して して して して して して して して して して して として して して して して して して して して して して して して し	その他	事業企画、事業運営、広報 PR。	【課題】関係者が増えることで調整にか かる時間が増加している。 【効果】それぞれの専門性を活用する ことで事業の幅が広がる。	新聞区教者のウとい2017 一つらばより報告ではカー
166	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	落合三世代交流事業	子どもを中心に、幅広い各世 代がそれぞれの役割を担い ながら交流し、誰もが気軽に 立ち寄れる多世代交流の拠 点とする。	策定	5つのプロジェクトによる定例事業に加え、お祭り等の特別イベントの企画・立案・実施など。	地域団体(協力団体など) 落合三世代交流を育てる 会	平成21年4月	委託	西落合ことぶき館の廃止に 传う施設活用について、多 世代が突流できる場合作るため、公募のメンバーによう 便・事業内容・運営方法等を 協働で検討した。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	指定)	営。各プロジェクト及び特別 イベント等の事業の企画、実 施。 サロンの運営について検 討、協議する運営委員会の	住民自身が事業の実施主体として企 画・立業・運営する事で、地域ニーズ に合ったものを提供できる、なお、今 後の事業実施については、担い手とな る人材の新規開拓や事業内容のさら なる充実を図ってい、。	
167	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	プレイバーク活動の推 進	プレイバーク活動を実施する 区民団体と協働し、子どもが 「自分の責任で自由に遊ぶ」 機会を作ることを目的とする。	事業の計画 策定 事業の実施	地域団体が実施するプレイペーク活動 及び啓発活動に対して、活動費用の 一部を助成するほか、広等活動を支 援する。プレイペーク活動を通じて子 どもの居場所づくりと公園利用の活性 化を図る。	地域団体(協力団体など) 新宿・戸山プレイパークの 会 回公冒険あそびの会 西新宿冒険あそび・わん ば一く 新宿プレイパーク協議会	(プレイパーク 活動助成開始	交換 その他(活	プレイパーク活動を実施して いる団体から区の協働支援 を求められ、事実の残官が 区の目的である「子どもの居 場所づくりと公園利用の活性 化」に合致したため。	連携・支援の仕組み作り情報収集行政情報提供広報PR面場での協力へペント会機確保等委託・助成等	公募	プレイバーク活動を実施して、子ともが「自分の責任で 自由に遊ぶ「機会を作る。また、講演会の実施やチラシ 等による広報動を通じて、プレイバーク活動の普及啓 巻を図る、講座等を通じてプレイバーグ 活動を支えるスタッフの新たな担い手を養成する。	区と活動団体とが連携を図ることで、 区民が安心して利用できる事業の拡大につながった。	
168	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	ファミリーサポート事業	地域住民の相互援助活動を 組織化し、子育てしやすい地 娘づくりをめざす。	事業の実施	新宿区社会福祉協議会に事業を委託 し、施設での保育時間前後の預かりな どの地域住民による相互援助活動を 行う。	社協	平成12年4月	委託	多様な保育手段を確保し充 実していくため、住民の支え あい事業に実績のある新宿 区社会福祉協議会に委託。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(業者指定)	ネート、トラブル等への助 言、講習会の実施。提供会	委託事業者の持つ地域福祉の推進の ためのスキルレグいかが、区民である の日本のコーディネートに活かさ れ、地域での相互扶助活動が円滑に 行われている。	

			天川…	大门可四ず未、他机…	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	利が、元回しに	よる間間事業									
No	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
16:	子ども 家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	思春期の子育て支援 事業 (※思春期の子育て支 援事業)	思春期やこれから思春期を 迎える子どもを持つ親を支え る。 受譲者が、講座等を通 して、自らの交づきを大切に した子育てができ、また、地 域における子育で支援者と なれるような人材を育成する ことを目的とする。	争来の計画	成長に伴う心身や対人関係の変化など「思春期」の概要を全回の講座で学んでいく。講座の最終回(6回目)はシンポジウムを行う。	NPO NPO法人非行克服支援センター	平成21年4月 (平成20年度 協働提案制度 採択事業。から は二般事業 化。)	委託	協働事業提案制度による提 案事業(H20採択)。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者 指定)	委託団体が持つスキルや ネットワーク等を活用し、「思 素のでシンボジウムを企画実 施する。	事業の目的に合った講師の選定や課 座の内容など、委託団体のスキルやノ クハウが活かされ、区が協働し広報等 の役割を担うことで、幅瓦ス周知される とともに、事業への信頼 安心の態につ ながる。 令後は、これまでの事業の成果を踏ま え、事業計画や実施内容を互いに検 証し合う機会を通じて、内容の光実が より図れるよう、努めていく。	
170	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	家庭・地域の教育力向 上支援(新宿子育てメッ セ)	区内の子育て関係団体等の 活動を紹介、展示し、区民に どのような子育で関係団体・ 子育で支援事業があるのか を知ってもらうとともに、子育 て関係団体同士のネットワークを構築し、地域ぐるみでの 子育で支援の輸を広げてい くことを目的とする。	策定	・主に小学校低学年までの子どもをもつ保護者をターゲットにした、地域団体の活動発表の場前宿子育でメットの開催(29年度は、6月11日に開催済)。・子育で関係団体同士の情報交換、意見交換の場として実行委員会の開催。	社協 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(新宿子育てメッセ 実行委員会)	平成16年度 (新宿子育て メッセ実行までま メッセの前家で 動る地域進協議 会の開始)	情報提供・	子育で関係団体等の活動の 活性化を図るため、団体の 活動を区民に発表から前宿子 ロマ研収2年表から前宿子 育てメルセ」を開催した。今後 もそれを継続して開催してい くこを目的に、平成24年1 現に地域家庭活動推進協議 会から、前宿子育てメッセ 実行委員会」に名称変更した。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 可報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(地域 団体の呼び かけ)	・子育て関係団体等の活動 発表の場の企画、運営。 ・子育で関係団体同士の情 報交換、スキルアップの場の 運営。 ・新たな子育で関係団体の 開拓、既存の子育で関係団体 体への参加呼びかけなど。	新宿子育でメッセの開催により区民へ の子育で情報を効果的に発信できて いる。また、子育で関係団体同土の情 報交換が活発になっている。 今後も、子育で関係団体同士の協力 連携の意識をさらに高めていく。	
17.	子ども 家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	子育で支援者養成事 業 (※子育で支援者養成 事業)	子育で支援に関する講座を 実施し、子育で支援者の拡 大を図る。	策定	子育でや子育で支援に関心を持つ新宿区民が、自らの経験と関心に沿いながら、地域の子育で支援課題の解決に向けて自発的に子育で支援を行うための講座を実施する。	ター、子ども家庭支援セン ター、児童館、地域子育て 支援センター二巻 NDO		区が事業 実施	協働事業提案制度による提案。	子育て支援者養成 講座の実施 連携・支援の仕組み 作り	協力依頼	見学・体験の受け入れ、事業への協力。	・養成後のフォローアップや自分の体験や事例を通してのケース・スタディや 原子を事例を通してのケース・スタディや ワークショップ等の実習を中心とした子 育て支援に対する区民意識の醸成効果。 ・受講者の子育て支援活動への参加 の拡大が課題である。	
172	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	中落合子ども家庭支援センター	乳幼児とその親の仲間づく り、居場所づくりを支援する。	事業の計画 策定 事業の実施	1 ベビーマッサージ(平成29年8月から年度内休止) 2 ベーバークラフト(平成29年11月から休止) 3 英語の歌と読み聞かせ		平成19年4月	事業協力	利用者が自ら企画する講座 や交流会などの開催要望から開始。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 人員の応援	提案·特込	講座や懇談会の企画と実 施。	・当センターの現利用者又は過去に利用経験のある者の企画であることから、活動への意然がある。当センター等楽の趣旨への理解も高い。 ・活動の周辺が法に限りがあり、協働対象者も子育て中であるため、安定した実施ができないことがある。	
173	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	北山伏子育で支援協働事業	区民と区が協働して、子育で 支援活動の拠点を提供する ことにより、地域全体で子育 でを支える仕組みづくりを推 連する。	事業の計画 策定 事業の実施	<ol> <li>子育てひろば事業(ゆうゆうひろ ば)。</li> <li>子育で仲間づくり事業(わいわいエ リア)。</li> </ol>	地域団体(協力団体など) NPO法人ゆったりーの	平成16年10月	委託	保育所跡地利用について区 民要望とワークショップの実 施。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(業者 指定)	事業の企画・運営。	・利用者全員がアイディアと資金を出し あが会員制」で選高されていることか ら、地域全体で子育てを支えることが できる。 ・利用者の立場に立った子育て支援 サービスの提供。 ・効果の検証は課題。	
17-	子ども 家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	家庭訪問型子育でボラ シティア推進事業 (※家庭訪問型子育で ボランティア(ホームス タート)推進事業)	1 孤立している親を支援し、 虐待の発生を予防する。 2 地域住民メー育で支援に 参加し、自己実現を図る。 3 地域住民グー育で支援活 動をし、地域を活性化する。	事業の計画 策定 事業の実施	研修を受けたホームビジター(ボランティア)が、6歳以下の未就学児がいる ティア)が、6歳以下の未就学児がいる 家庭へ週目の無償 で訪問して、子育ての悩みを聞いた り、後と一緒に育児や外出の付き添い などをする。	その他(社会福祉法人二 業保育園、地域子育で支援センター二業)	平成23年4月	委託	協働事業提案制度による提案。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 行政情報形成 公報PR面での協力 会職作業場所提供 不ペパト会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	その他(業者 指定)	事業の企画・運営。	・支援者が家庭に出向くことで、子育で 支援拠点に出向くことのできない親子 今孤立した親子への支援が可能とな る。 ・関係機関からの紹介によるケースに ついては、支援に必要な情報交換を行 い、適切な支援を実施できる。 ・子育で支援者の発掘、また、ホームビ ジターとして常に資質を潜くなど適切 ・拠点に足を選ぶことのできない必要 な家庭への対応ができているかの検 証。	

No.	部	課	事業の種類炎	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
175	子ども家庭部	子ども総合センター	継続	未来を担うジュニアリー ダーの育成	新宿区独自のジュニアリー ゲーを育成し、医内さいで、 になって、 になって、 を と しのリーダーとして活躍する 人材の発掘と育成を行うこと を 目的とする。	政策の方針 立案 事業の計画 策定 事業の評価	「自然体験の部」「表現活動の部」の 譲速を実施する。自然体験の部」は、 自然体験の部」は、 めキャンプを行い、「表現活動の部」では、 自分の意見や考えを発信できる力 を身につけるため舞台発表を行う。	ニューイヤー♥キッズ・	平成21年4月	事業協力	「表現活動の部」で学んだことを発表する舞台を設けるため、区と地域団体が協働し、地域団体が協働し、中で発表している。	連携・支援の仕組み 作的 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他	養成講座の一環として、「表 現活動の部」で学んだことを 発表する機会として場の提	仲間と協力し、ひとつの舞台を作り上げ、発表することで、子どもたちが自信 や自己肯定感を持つなど、ジュニア リーゲーとしての資質の向上につな がった。	
176	子ども家庭部	子どもお合センター	実計継続	子ども家庭・若者サ ボートネットワーク	児童福祉法上の「要保護児 重対策地域協議会」及び子 ども若書育成支援推進法上 の「子ども若書を接地域協 議会」並びにいとめ防止対策 推進法上の「、	事業の計画 策定 事業の実施	関係機関が必要な情報交換を行い、 支援の内容を協議する。	地域団体(協力団体など) NPO その他 警察署 家庭裁判所、医 師会代表、民生児童委 員、子どもの人権委員 ほ	平成17年6月	事業協力 情報提供・ 交換	次世代育成支援計画と児童 福祉法改正を契機に、区内 の福祉、保健、教育などの関 連する組織及び個人に参加 を呼びかけた。		その他(要綱 に基づき委 嘱)	て、十とも及び十百て家庭、	守秘義務のもと、支援に必要な情報交換を行い、適切な支援を実施できる。	
177	子ども家庭部	子ども 総合セ ンター	継続	子ども家庭活動推進 (地域活動指導員)	自立した青少年の育成を目 的にした青少年の体験活動 の充実や家庭・地域の教育 力向上のため、実施する各 経活動がより効果的に推進さ れるために、地域の教育力 等の技術的指導・助きな行う 非常勤職員「地域活動指導 員」を任用する。	政策の方針 立案 事業の計画 策定 事業の実施 事業の評価	区から委嘱された新宿区青少年活動 推進委員及び地域の子育で支援団体 で構成される「新宿子育でメンセ実行 委員会」が主催として非象を行う、取組 としては、青少年の機会育成を目的と した農業体験等の自然体験活動や、 家庭の教育力向上を目的とした情報 誌「あ・そ・ま・な」の発行などの広報話 動、及び区民に向けて地域体の活 動を発表する「新宿子育でメッセ」を開 催している。	(1)新宿区青少年活動推進 委員会 (2)新宿子育てメッセ実行委	(1)平成20年4 月 (2)平成22年6 月	員)	(1)昭和53年に地域社会教育権 進委員制度として発足・その後 地域社会教育権達委員制度を 軽上し、新たに生産学習推進委 課差、第少年活動推進委員制度を 課差、第少年活動推進委員を設 選し、子ども家庭部が所管な り、現在の活動に至る。 (2)平成19年度に「子どりかめま 全」が構動会をもうっまけ血として、生産学習推進委員を中也 、長り10百様で、宇宙で出来は が構造協議会」を設工、基金修 「後半成2年に「協議会の中に 「新作手官へかと実行支換会」	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 行政情報提供 会場作業場所提供 イベント会場確保等	(6) (2) (10)	事業の主催者として事業の 企画、実行など。	区が事務局を担うことで、事業の周知 活動などの側面支援が可能となり、効 果的な事業運営ができている。また、 地域活動指導員を任用し、事業の実 施内容についてもより効果的・効率的 なものとなるよう、技術的指導・助言を 行っている。	
178	子ども家庭部	子どもを治した	継続	児童館の管理運営	児童厚生施設として区内15 か所に設置し、子どもたちに 健全公変び場を提供し、仲 間づくりや遊びの指導を行 う。また、地域の子育で支援 策として乳が現れっなったして集え、身近な子育さ相談 ができるように、乳幼児親子 の居場所づくりを推進する。	事業の計画 策定 事業の実施	児童厚生施設を使用して、区民による 自主事業を実施し、児童厚生施設と児童に関する地域活動の連携の促進と、 児童厚生施設の利用の充実を図る。	町会自治会 地域団体(各児童館の自 主事業運営委員会)	平成5年4月	委託	平成4年度の区民福祉会館 (当時)・児童館・ことが全館 の開館日址大に伴い、町 会、青少年育成委員会、民 生・児童委員、PTA、学童ク ラブ等、地域団体や利用団 体により組織された自主事事 運営委員会に土・日・祝日 組織の名ととを 目的に始まった。	連携・支援の仕組み 作り 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(特命 随意契約)	自主事業の企画・運営。	効果としては、児童館利用者、近隣住 民である乳幼児から高齢者までの幅 広い年齢層の交流が促進され、事業 の充実と施設の有効利用が図られて いる、課題とては、活動の担い手の 不足や児童館事業や地域行事との重 複などがあげられる。	
179	健康部	健康政策課	継続	公害健康被害の補償 等に関する法律に基 づく補償給付等	法律に基づき、大気の汚染 による健康被害者への補償 給付及び健康被害を予防す るための事業を行うことで、健 療被害者等の迅速かつ公正 な保護及び健康の確保を図 ることを目的とする。	事業の実施	・水泳教室における子どもへの水泳指導。 ・ぜん息デイキャンプにおける子ども、 保護者の生活指導、レクリエーション 活動を実施。	地域団体(協力団体など) NPO その他(企業) 新宿区水泳連盟 NPO法人国際自然大学校 樹トアルト球団 東京フットボールクラブ株 式会社	水泳教室:昭 和60年度 ぜん息デイ キャンプ:昭和 52年度 (平成26年度ま マセンプとして 実施)	委託 その他(派 遺依頼)	質の高いプログラムと指導を 提供し、より効果的な事業を 実施するため。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集	その他	水冰教室: 会議への出席、水冰指導。 ぜん息デイキャンプ: 会議への出席、子ども・保護 者への生活指導、レクリエー ション活動の企画、実施。	団体やNPO法人の専門性を活かすことで、参加者の演足度の高い予防事業を展開することができる。	
180	健康部	健康政策課	実計	健康づくり行動計画 (がん対策・食育推進 計画等)の策定	「新宿区健康づくり行動計画 (平成24年度~平成29年度)」の進捗状況や達成度を 度)」の進捗状況や達成度を 等価するととは、次期計画 や今後の健康づくり事業の 展開に協議会の意見を反映 させるため、字職経験者や地 域関係団体、区氏等から樗 成される「新の民権」がくり 行動計画推進協議会」を開 催する。		学識経験者や地域関係団体、区民等から構成される協議会を開催する。	地域団体(協力団体など) その他(学識経験者、公募 区民) 新宿区健康づくり行動計 画推進協議会委員	平成15年4月	実行委員 会•協議会	区の健康づくり事業を展開していくうえで、学識経験者や 地域関係団体、区民等の意 見を反映させる必要があるため。	情報収集 行政情報提供 その他(会議の運 営)	依頼、団体か	区の健康づくり事業に対する 評価を行い、意見を述べる。	区の健康づくり事業及び次期計画について、それぞれの立場(学職経験者、医師、自科医師、薬剤師、管理栄養主、スポーツ関係者等)からの意見を聴取でき、健康で入り行動計画に基づく各事業の実施及び次期計画策定に役立てることができる。	`

			実計•••	実行計画事業、継続・・	・28年度継続事業、その他・・・	新規・見直し	こよる協働事業		平成29年度より	ルルルレル・サ	**				協働事業促薬制度を店用して事業を実	ルレル・サネ
No	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
18	. 健康部	健康政策課	. 継続	自殺総合対策	区内の自殺予防を目的として、地域の関係団体と第各 建勝を図りつ、様々な取録を を行うことにより、誰も自殺に 追い込まれることめない社会 の実現を目指す。	学来 が 川 四	自教総合対策会議及び若者支援対策専門部会の開催	社会福祉協議会 医療機関 地域団体(協力団体など) NPO その他(警察・消防等) 認知行動療法研修開発センター、司法書士会、法テ ラス、YouthINK、LightR ing., ReBit, OVA、早稲田 大学等	平成21年4月	実行委員 会·協議会	事業の推進にあたり、地域の 自殺対策ネットワークの形 成、及び、より現状に即した 具体的な取組を検討するた め、区内で自殺対策に関する 及組を行う団体の協力が 必要であったため。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 自殺対策計画策定 準備	自殺対策に 係る団体等を	委員としての会議出席、自殺 対策計画策定に向けた協 力、行政資料配布への協 力、情報提供等。	実際に自殺の危険性の高い人等に対 応している団体に参加してもらうこと で、より現状に即した対策を行うことが 出来る、また、団体間で連携を行う場 を設けることで、より密な自殺予防ネットワークを形成することが出来る。さら に、今後策定する自殺対策計画に、 金鑑委員の意見を反映することが出来 る。	THE STATE OF THE S
18	2 健康部	健康で	継続	いきいきウオーク新宿	運動習慣の普及、健康や生 きがいづくり、介護予防を図 る。	事業の実施	ウオーキング教室の開催と区内のウオーキング(3~4km)。	NPO NPO法人新宿区ウオーキ ング協会	平成20年4月	共催 事業協力	日本ウオーキング協会の企 画変員を務める区氏(現:新 宿区ウオーナンが協会会員) から健康づくりに最適なツー ルとしてウオーキングを提案 された。	行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等		や地図の作成、ウオーキング 教室など事業内容そのもの	地域で活動しているNPO法人と連携、 協力することにより、地域の特性を活 かしたウォーキングルートの設定や、 教室を実施することができる。	
18	3 健康部	健康で	実計継続	食育の推進	区民が、食に関する適切な 判断かを養い、生涯にわたっ で健全な食生活を実現する ことにむ、心身の健康の増 進と豊かな人間形成に資す ること。	事業の実施	・食育ボランティアを育成し、地域での 食育推進活動を行う。 い今生までの親子及び中学生を対 象としたメニューコンクールを実施す る。 ・区の食育に関わる個人・団体・企業・ 飲食店等からネットワークの登録団体 を募集し、団体間での講座の開催や 相互協力を実施する。	ボランティア(個人・団体) 新宿区食育ボランティア 新宿区理製薬専門学校 「食力・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・電子・	平成20年4月 (「食」を通じた 健康づくりネッ トワークについ ては平成27年 10月)	事業協力	・食育推進計画に基づき、地域での食育推進の担い手となるポランティアの育成が必要であるため。 ・専門学校の特性を活かして、ニューコンタールの企画運営ができるため。 ・参加団体間での譲進にの実施とは、経立い世代への食育を推進するため。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 機材貸出等 人員の応援	公募 提案・持込み 等	区が実施する食育関連事業 への参加。	・食育ボランティアが中心となって、多 様な食育活動を展開していくための支 接が必要である。 ・ネットワークの構築により、食育に関 する情報が集約され連携がとりやすく なり、子どもから高齢者に至るまでの広 い世代に食育を行うことができる。	
18	l 健康部	健康で	その他	ウォーキングマスター 養成講座	主体的に地域で健康づくり 活動ができる人材の育成	事業の実施	歩き方やコースマップの作り方等。広 用編ではウォーキングイベントの企画 連営等。	NPO NPO法人新宿区ウオーキ ング協会	平成29年6月	共催 事業協力	・区民の健康寿命延伸に向けた取り組みの一つとして、 地域での健康づくり活動の 担い手となる人材の育成が 必要であるため。	行政情報提供 広報PR面での協力 会場確保等	提案·特込	養成講座の講師を担当して いる。	地域で活動しているNPO法人の専門 性を活かすことで、ウォーキングに必 変な知識、技術を習得するだけでな く、地域のつながりが促進されることに より、受講生が地域で健康づくり活動 を行うことができる。	
18	健康部	健康で	その他	推進(※地域の担い手 「ごっくんリーダー」によ	区民を中心とした多様な主体 が担い手となって行う摂食艦 下機能に関する支援体制の 構築と普及啓発活動の推 進。	事業の計画 策定	事業推進のための会議の開催。一般 区民への普及啓発イベントの開催。普 及啓発活動を促進する、地域の担い 手の育成。啓活動を推進するため のツールの開発と活用。	NPO(特定非営利活動法 人メディカルケア協会)	平成29年4月	委託	摂金蠖下機能支援事業の 「新宿ごってんプロジェクト」を 医療・介護関係者ともに推 進しているが、区民への容券 が不十分であることが課題と して挙げるかため、(協働 事業提案制度による平成29 年度実施事業として抹決)	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 本学場確保等 委託・助成等	公募	会議の運営、啓発イベントや 地域の担い手育成のための 学習会の開催計画・内容の 決定、普及啓発ツールの開 発計画と活用の場の検討な	区の事業の課題であった区民への啓発活動に、地域づくりの経験や多様な ネットワークを有する当法しが関わることで、地域活動の中に入り込んだ効果 的な普及啓発活動を行うことが出来。 る。作成している普及啓発ンールの完成後は、ごっくんリーダーの育成や ツールを利用した啓発活動を積極的 に展開していく。	
18	6 健康部	衛生課	継続	人と猫との調和のとれ たまちづくり	ブルを未然に防ぎ、人と猫と	策定	「額場の管理、トイレの設置、後片付け、去勢不妊手術の実施を住民・町会・ボランティア・行政の協働で行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 区内各町会・自治会・学 生・地域ねこボラン・ティナ 質体、NPO法人ねこだすけ 等	平成13年度	共催 協業報提 特 交 検	東京都が提唱した、「飼い主 のいない猫との妻生モデル プラン事業」の実施に協力 し、新宿区内4箇所がモデル プランに指定された。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場確保等 イベント会場等 人員の応援		猫の飼い主に対する啓発活動、野良新の管理傾場トイレ片付け)・調査、主勢不妊 手術の実施、手術代金の拠出。センナーの開催。	モデルブラン指定地域及び「地域ねこ 対策実施」地域からは、野良猫に関す る苦情がなくなり、近隣に広がりを持つ ようになった。	

			Диг	人们们四千水、船场	<ul><li>・28年度継続事業、その他・・・</li></ul>	#179C 7GECT	- V J 100 HO 7 /K									
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
187	健康部	衛生課	継続	ベット防災対策事業	災害時における動物教護活 動を円滑に行えるよう啓発活 動を進める。	事業の計画 策定 事業の実施	ハット防災講演芸寺の企画、連名を励 働で行う	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他 避難所運営管理協議会、 牛込力ルカルバトロール 隊、東京都獣医師会新宿 支部	平成16年度 (平成18年度より現在の事業 名に変更)	事業協力 情報提供・ 交換	災害時の動物救護活動に関 する協定書を獣医師会新宿 支部と締結。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等	その他	災害時における動物教護体 制に関して、専門家としての 知識の提供及び災害訓練時 の獣医師の派遣、ペット助災 自主組織の確立。	協働で作成した動物救護マニュアル を、区内の避難所に浸透させ、防災訓練を実施する。	
188	健康部	衛生課	継続	食品衛生の普及啓発	食品衛生知識の普及啓発を 行うことにより、区民の健康の 保持を増進。	事業の実施	食品衛生フェア、消費者譲渡会の実施。	地域団体(協力団体など) 新宿区食品衛生協会	平成16年4月	共催	保健所の外郭団体として発 足時から活動している。	事業企画への参加 行政保P面での協力 会議作業場所提供 機材貸出等 人員の応援	その他(外郭団体)	人員の応援。景品の提供。	多数の来場者が見込め、普及啓発の 効果が大きい。	食品衛生フェア
189	健康部	衛生課	継続	栗事関係法令に基づく 監視指導及び営業許 可等(麻薬、向精神薬 及び覚せい剤の取締 監視等)	活動を推進するにあたり、地域社会に根差した活動を効	事業の実施	街頭における啓発キャンペーン活動 及び標語・ボスター等の募集、関係機 関との連携協力、学校への講演調整 等。	地域団体(協力団体など) 東京都薬物乱用防止推進 新宿地区協議会	昭和61年10月	共催	衛生課では従来から、青少年保護育成団体・行政機関等と連携して、薬物乱用による健康危害及び社会的に及ば十弊等を未然に防止し、正しい知識の啓発を行っている。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等	その他(区長委嘱)	関係機関、団体等との連絡、 協議。	街頭啓発活動を実施し、危険ドラッ グ、麻薬・覚せい剤・シンナー等の乱 用の危険性・有苦性について、積極的 な容発運動を育化、もって乱用防止の 機選を離成する。	
190	健康部	衛生課	継続	環境衛生講習会	理容、美容、クリーニング、旅 館業、公衆沿場及び興行場 等の各業界(協会・同業組 台)の経営者・理者等に対 して、衛生知識の普及啓発 及び衛生本院の向上を目的 として、衛生講習会を実施し ている。	事業の実施	衛生講習会の実施事業及び関係業界 団体との調整業務。	地域団体(協力団体など) 新宿区環境衛生協会・ 各同業組合	平成18年6月	共催	新宿区保健所では、衛生知識の普及啓発及び衛生水準 頭の普及啓発及び衛生水準 の向上に貸する目的から、 長年、当協会の共储事業と して実施してきている。	行政情報提供	その他(許可業者)	会員(営業者・管理者・従業 員)並びに環境衛生自治指 導員への周知連絡。	会員・自治指導員等に対して普及啓 発及び研修教育が図られている。 カレント・ビックスに対応した講習内容 や講師の選定が課題。	
191	健康部	衛生課	継続	狂犬病予防対策等	狂犬病予防定期集合注射の 実施。	事業の実施	4月に狂犬病予防定期集合注射期間 を設け、狂犬病予防注射の接種をす る。	その他(公益社団法人) 公益社団法人東京都獻医 師会	昭和25年10月	事業協力	厚生省の通達による。	広報PR面での協力 人員の応援	その他	狂犬病予防定期集合注射の 実施。	狂犬病予防定期集合注射期間中に東京都歌医師会新宿支部加盟動物病防 京都歌医師会新宿支部加盟動物病防 注射済票交付申請を受け付けている。 区内各所で申請を可能とし、接種率を 向上させている。	
192	健康部	保健予防課	継続	エイズ対策の充実	HIV抗体検査・相談(来所・電話)を通じ、早期発見、早期別・開新後及び正し、知識の音 及客を合行うことにより、エイスの感染予防及びまん延防 止を図る。	事業の実施	毎週木曜日午後の英語・スペイン語・ ポルトガル語、月2回木曜日午後のタ イ語による相談・抗体検査時のカウン セリング・医療通訳。	ボランティア(個人・団体) NPO クリアチーボス TAWAN (タワン)	平成11年4月	事業協力	「後天性免疫不全症候群に 関する特定感染症予防指 約1(H24.1.19)に基づき 側別施策層(外国人)に対応 するため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等	提案•特込	各言語による相談・カウンセ リングと医療通訳。	外国人へのエイズ検査の普及と感染 予防及び嫁養等の支援。	

No.	部	課	事業の種類点	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
193	健康部	牛込保 健セン ター	その他	支援体制の充実(乳幼	家庭内における乳幼児の事 故防止に関する知識の普及 啓発を図る。	事業の実施	ファミリーサポート協力員向けに講話を 実施し、家庭内における乳幼児の事 成防止に関する知識の普及啓発を図 る。	社会福祉協議会	平成12年4月	事業協力	相手先から連携の相談を受けた。	事業企画への参加		講座の企画。	効果:社会福祉協議会と連携・協力していくことにより、地域の中で安心して子育てを行うことができるようになる。	
194	健康部	牛込保 健セン ター	その他	母子保健事業(乳幼児 健康診査)	乳幼児の健康診査を実施することで、疾病の予防、早期 発見及び健全な発育・発達 を支援する。		生後3.4か月児及び経過観察児を対象に健康診査を行い、その保護者に 適切な保健指導を実施し、心身ともに 健全な児童の育成を図る。また、1歳6 か月児及び3歳児に対し、一般健康診 か月児及び3歳児に対し、一般健康診 指導または措置を行うことにより、身 体・歯科・精神発達の健全な成長を支 援する。		昭和50年4月	事業協力	連携の相手先から連携の相 談を受けた。	連携・支援の仕組み 作り	提案・特込		効果:民生委員と連携・協力していくことにより、地域の中で安心して子育で を行うことができるようになる。	
195	健康部	牛込保 健セン ター	その他	はじめまして赤ちゃん 応援事業	妊婦に対し妊娠中からの育 児支援を行うともに、産婦 には情報交換や中間づくかを 行うことはより、母親の精神的 不安の軽減を図り、産後うつ や虐待危能、存児困難な状 況につながらないよう予防 し、安定した母性を育むこと ができるように支援する。		妊婦とおおむね4か月までの赤ちゃん を持つ母親等を対象に、妊娠中からの 子育ての体験学習により育児不安を 経滅し、親子かを培えるよう、育児の 話や情報交換、個別相談などを行う。	地域団体(協力団体など) NPO 地域子育て支援センター 二葉 ゆったりーの	平成18年4月	事業協力	協働の相手から連携について相談を受けた。	連携・支援の仕組み 作り	提案·特込	ミニ講話、子どもの見守り。	効果:地域子育で支援団体と情報共 有・連携・協力していくことにより、地域 の中で安心して育児ができるようにな る。	
196	健康部	四谷保健センター	継続	歯科保健事業(歯科衛 生相談)	乳幼児から高齢者までのむ し歯予防・歯周病予防・歯並 び等の相談及び口腔機能の 発達と維持・向上を支援し、 健康増進を図る。	事業の実施	地域センター管理運営委員会や実行 委員会が主催する地域センターまつり に参加し、昔や口の健康に関する普 及啓発および観別相談に応じる。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委 員会 実行委員会	域センターま	事業協力	相手方の提案によるもの。	事業企画への参加 行政情報提供	提案·持込	地域センターまつりの開催。	【効果】乳幼児ら高齢者まで幅広く、かつ、多くの区民に対し、普及啓発を行うことができる。	CC VIII
197	健康部	東新宿センター	継続	健康增進事業等 (健康 教育)	生活習慣病の予防及び介護を要する状態になることの手 防その他健康に関する事項 について正しい知識の普及 を図るとさに、強切な指導・ 支援を行うことにより、背自ら の健康は自らが守る」という 認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持に資することを 目的とする。	事業の実施	健康教育事業の中で、平成29年11 月11日(土)に開催する糖尿病予防啓 発イベント(けんこうマルシェ)におい て、医師会・相科医師会・栗和師会、 社会福祉協議会や実習大学のボラン テイアが出展プースに参加協力、およ び協力企業による健康関連グッズの紹介・展示・サンプル配布を実施する。	地域団体(社会福祉協議会) その他 (医師会、歯科医師会、薬剤師会、実習大学、伊那 会品工業練、排伊藤園 (附日+Bライフサイエンス、 マルコメ辨)	昭和58年 (健康づくりセミ ナーについて は平成25年度 より開始)	事業協力	不明	連携・支援の仕組み 作り	提案·持込	イベントの各ブースへの参加、及び生活習慣病予防の ためのグッズ等の紹介・展示・サンブル配布。	【効果】 糖尿病予防啓発イベントに協力いただ くことにより、新宿区での健康づくりに ついて理解してもらえる。 また、協力企業による食生活の改善等 に手軽に取り入れられる商品紹介に より、「自らの健康は自らが守る」という 設職と自覚を高める。	
198	健康部	東新宿とンター	継続	健康增進事業等(健康 相談)	心身の健康に関する個別の 相談に応じ必要な指導及び 助言を行い、家庭における後 蒙管理に資することを目的と する。	事業の実施	地域団体等に出向いて、健康に関す る事項の普及啓発をするとともに心身 の健康に関する個別の相談に応じる。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委 員会	平成20年	事業協力	不明	事業企画への参加	提案·特込	地域団体等での健康相談の 周知、会場準備等。	【効果】地域住民が多数集まる地域団 体等での集会において健康相談を行 うことは、区民の健康保持・健康増進 のため有効である。	

No	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
19	9 健康部	東新宿保健センター	その他	訪問指導の充実	療養上の保健指導が必要で あると認められる者及びその 家族等に対して、保健師等 が訪問して、その健康に関し、そ 変な指導を行い、これらの者 の心身機能の低下の防止と 健康の保持増進を図ることを 目的とする。		対象者の把握、実施計画の策定その 他訪問指導の円滑かつ効果的な実施 を推進する観点から、関係医療機関、 ホームヘルバー、民生委員、福祉関 体をの他地域住民との連携を図り、必 要な協力を得ながら実施する。	地域団体(協力団体など) その他 関係医療機関 ホームヘルパー 民権主要員 機能と関係機関 居・セナービス事業者	平成14年	事業協力	不明	連携・支援の仕組み 作り	提案・持込	情報提供、業務引継等。	【効果】外出困難な区民を訪問して療養上に必要な事を指導する本事業は、関わる機関の連携が必須である。 連携するとにより円滑かつ効果的な実施を行える。	
20	D 健康部	落合保健センター	その他	はじめまして赤ちゃん 応援事業	妊婦に対し妊娠中からの育 児支援を行うともに、産婦 には情報交換や仲間づくりを 行うことにより、母親の精神的 不安の軽減を図り、産後うつ や虐待危後、育児困難な状 況につながらないよう予防 し、安定した単生を育むこと ができるように支援する。	事業の実施	妊婦と概ね4か月までの赤ちゃんを特 つ母親等を対象に、妊娠中からの子 の体験学習により育児不安を軽 成し、親子の神む形なあち、育児の話 や情報交換、個別相談などを行う。	その他(民生委員 地域子育で支援センター 二葉)	平成18年4月	事業協力	協働の相手から連携について相談を受けた。	連携・支援の仕組み 作り	提案·持込	ミニ講話、子どもの見守り	【効果】地域子育で支援団体と情報共 有・連携・協力していくことにより、地域 の中で安心して育児ができるようにな る。	
20	1 みどり 土木部	道路課	実計継続	新宿りっぱな街路樹運 動(道のサポーター制 度)	道路への愛着と快適な環境 の創出。	事業の実施	区民や事業者が区と合意の下、道路 の清掃、植樹帯の手入れ等管理の一 部を行う。	ボランティア (個人・団体) 道のサポーター	平成17年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み 作的 事業企画への参加 広報PR面での協力 機材貸出所 人員の応援	公募	道路の維持管理の一部を行う。	効果:街の美化やポランティア意識の 施成につながる。 課題:公物(道路)の私物化につなが る可能性あり。	
20	2 みどり 土木部	道路課	実計継続	人とくらしの道づくり	住環境の改善及び安全な歩行空間の創出。	事業の計画策定	整備箇所・内容を協働で検討する。	その他(戸塚警察署・落合 第四小学校)	平成20年度	情報提供• 交換		情報収集 行政情報提供	提案·特込	地域の意見集約。	交通管理者・道路管理者・学校関係者 の3者で地区内道路を調査すること で、多様な視点から交通安全の見直し を図ることができる。	整備例:西新宿一丁目
20	3 みどり 土木部	道路課	継続	民有灯及び商店街灯 の支援	道路交通の安全や犯罪の防止など区民の生活環境の向 上。	事業の実施	町会等が所有する民有灯と商店街灯 の電気料金の助成を行う。また、町会 等が所有する民有灯においては、町 会等と連携しながら改修と電球交換を 実施する。		昭和38年度	事業協力	区内の交通安全、防犯対 策、都市美観の見地から支 援を開始。	委託・助成等	提案·特込	民有灯の清掃、点検 商店街灯の設置、管理。	効果:支援を行うことにより、安心・安全 のまちづくりや地域の発展に貢献す る。	
20	4 みどり 土木部	道路課	継続	私道整備助成	私道の舗装や排水設備の必要かつ適正な整備を促進す ることで、通行の安全や良好 な住環境を確保する。	事業の実施	区内の私道所有者等が私道整備(舗装、排水設備工事を行う場合、整備の方法等について協議し助成金を交付する。	その他(区内の私道所有 者等)	昭和32年度	事業協力	区民の生活環境の向上を図 るため整備経費を区が補助 する制度を開始。	委託·助成等	提案·持込	私道の日常管理 整備経費の一部負担。	効果: 私道を利用する区民の安全な歩 行空間が確保されるとともに、排水管 の機能不全を解消するなど、区民生活 を支えている。	〈 輔装施工的 〉 〈 輔装施工後 〉

			※事業の 実計・・・	の種類 実行計画事業、継続・・	・28年度継続事業、その他・・・	新規・見直しに	よる協働事業		平成29年度より	追加した事	業				協働事業提案制度を活用して事業を実	施した事業
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
205	みどり土木部	みどり 公園課	継続	サポーター制度による 公園管理	公園利用の活性化を実現 し、暮らしやすい地域を創出 する。	事業の実施	園地清掃、除草、植栽・花壇の管理、 施設点検。	ボランティア(個人・団体) 公園サポーター	平成13年度	事業協力	緑に親しむ機会作のと公園 美化活動のとりくみ等、地域 住民の社会活動参加の要望 による。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報PR にの協力 広報PR での協力 会議作業場所提供 楼材貸出等 委託・助成等		公園の維持管理(園地清掃、植栽・花壇管理)。	効果:サポーターの参加により、公園 の維持管理の充実及び公園利用の促進。 課題:サポーターによる公園の私物化 の防止。	サポーターによる公園花塊の管理
206	みどり土木部			みんなでみどり公共施設縁化プラン	みどりとうるおいのある都市 環境を実現するために、協働 により医有シム性脳をや別しの 連転などの公共施設において課位を図る。 また、「みどりによる生物生息 環境形成計画」に基づき、生 き物と共生しまれあえる都 市・新宿の実現を目指す。	事業の計画 策定	<ul><li>・土入れ、植物の植え付け作業、維持</li></ul>	地域団体(協力団体など) ポランティア(個人・団体) 新宿中央公園ピオトープ の会、 東戸山小学校、四谷地区 協議会 なんげんトーブの会	平成15年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み 作り 機材貸出等	提案·特込 公募	協力。	・維持管理作業等への参加をきっかけ としてみどりに愛着を持ち、その後の 維持管理等に積極的に関わっている。 ・ピオトープの計画づり、造成作業等 に参加した区民等はピオトープへの解 解や関心が深まるため、その後の維持 管理等に積極的に関わっている。 ・北り多くの区氏が参加できるしくみの 構築、自主管理への誘導。	東戸山小学校の水田での田稲え
207	みどり土木部	みどり公園課	継続	みどりの普及	「みどりの協定」により、区民 が主体となった地域緑化を推 連する。	事業の実施	地域緑化の実施。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランディア(個人・団体など)	平成15年度	事業協力	<b>公募</b> 。	連携・支援の仕組み 作り 委託・助成等	公募	・地域緑化の実施。	・地域が主体となり、地域に密着した緑化が実施される。	みとりの協定による緑化事例
208	みどり土木部	みどり公園課	継続	アエが喜ぶ川づくり	河川譲城の回復や親水性の向上を進め、神田川や妙正 寺川を歩とりと潤いの空間と して区氏とともに活用を図っ ていべ。	事業の実施	神田川ファンクラブの実施	地域団体(協力団体など) ポランティア(個人・団体) 戸塚第三小学校 神田川ファンクラブ	平成11年度	事業協力	区からの働きかけ・公募。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供	公募	・生き物調査等、神田川ファンクラブの活動に参加することによって、河川に対する間 製産業を持たせるととにする関連意識を持たせるとともよう。 川を愛する気持ちを育む。	神田川の環境への理解が深まる。	神田川截水デラスでの生き物調査
209	みどり 土木部		実計継続	みんなで考える身近な 公園の整備	本事業は、公園の施設改修 及び利用の活性化を図るため、利用者の影像によるプラン作りを行い整備によるプラン作りを行い整備する。 1園あたり設計・工事を2ヵ年 かけて行う。	事業の実施	本年度はなんど児童遊園を対象に関 辺住民の意見やアイデアをもとに整備 ブランを作成する。	町会自治会 ボランティア(個人・団体)	平成10年度	情報提供· 交換	区からの働きかけ。	情報収集 行政情報提供	その他	公園の再整備ブランの作成 に伴う、問題点や要望、アイ デアの提供。	利用者の視点によるプランづくりが行 えるため、利用ニーズに即した公園の 整備を行う事が出来る。	なんど児童遊園再整備意見交換会第1回
210	みどり土木部	みどり公園課	継続	みどりの普及 (新宿花いつばい運 動)	新宿のまちを花とみどりで飾り、美しい部市空間を実現するため、街路灯に ハンギング バスケント等を設置し、区民等と協働で管理を行う。	事業の実施	日常の水やり、花苗の交換。	地域団体(協力団体など) 新宿駅前商店街級興組合 歌舞伎町商店街振興組合	平成19年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み 作り 機材貸出等	提案·特込	・日常の水やり。 ・ハンギングパスケット、ブラ ンターの監視。	<ul> <li>・花いつばいの美しいまちが形成される。</li> <li>・地域の自主的な緑化の取組みへのつながりが期待できる。</li> </ul>	トンギングバスケットの事例

No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
211	みどり土木部	交通対 策課	継続	みんなで進める交通安 全	交通事故を防止し、区民の 安全・安心を確保するため、 交通安全思想の普及啓発を 図る。	事業の実施	交通安全協議会開催、春・秋の全国 交通安全運動の計画及び実施等、資 器材の整備、幼児・小中学校・高齢者 等・の啓発活動、区内4安全協会へ の助成、地域の交通安全施設の点 検。	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(牛込)新宿-戸塚・ 四谷警教・上込-新宿-戸 塚・四谷安全協会等)	昭和45年度	事業協力	当事業は、警察署等の関係 機関や、学校、地域と連携し で実施していくとが不可欠 であるため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 伝報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場 機材貸出場 様材貸出場 長の応援	その他(関係機関等)	視、字校・地域関係団体の	継続的な活動により、区内の交通事故 件数及び負傷者数は減少傾向にあ る。課題は、高齢者への事故防止対 策と、自転車利用者のルール遵守や マナーの向上である。	子ども安全教室 交通安全総点検
212	みどり土木部	交通対 策課	継続	道路を活用したオープ ンカフェ	魅力的な道路空間と、まちの賑わいを創出する。	事業の実施	歩行者専用道路となる時間を利用して、道路上にテーブル・椅子を設置し、道路を活用したオープンカフェを 実施することによって、区民や来倘者 に安らぎの場を提供する。	町会自治会 新宿駅前商店街振興組合	平成17年度	事業協力	昭和50年代後半、新宿モア 待整備の計画づくりをきっか けに、道路の維持管理協定 が結ばれており、平成17年 度、本事業更にあたり、他 元調整等を含めオープンカ フェの運営をお願いした。	その他(道路環境整備・警察協議等の運 管支援)	その他(当該地の商店会)	の清掃や植栽への散水等・	オープンカフェの実施により、まちの服 わい創出と違法駐車や放置自転車の 解消に成果を上げている。	
213	みどり土木部	交通対 策課	継続	屋外広告物許可及び 是正事務(違反屋外広 告物の除却)	安全で安心して利用できる 道路等公共空間の確保。	事業の実施	進反屋外広告物の除却等。	町会自治会 その他(商店会など)	平成18年1月	事業協力	区からの働きかけ。	機材貸出等	提案·特込	地域協力による街づくりを行 うための意識啓発。	街の美観や道路の適正利用について の意識の醸成につながる。	
214	環境清掃部	環境対策課	実計継続	環境学習・環境教育の 推進	区民一人ひとりが環境問題 に関心を持ち、実践できるように環境学習・環境教育を推 連する。	事業の計画 策定 事業の実施	広く一般区民を対象とし、特に子ども (小中学生)層に対する働きかけを重 点にした啓発事業の展開及び参加型 の実践・体験学習形式を取り入れた啓 発事業を展開する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO	平成16年度	その他(指定管理)	指定管理者として環境学習 情報センターを管理・運営し ている。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報化 成報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント場確保等 委託・助成等	プロボーザル	事業実施、企画立案。	各種イベントの開催や課座等の実施 等を専門知識や経験を有する団体と の協働により実施し、環境への理解や 関心を深めるのに大きな成果をあげて いる。	
215	環境清掃部	環境対策課	継続	環境審議会の運営	区長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること及びその 他環境保全に関する基本的 事項を調査、審議する。		審議会の構成員として諮問事項等に 対して意見表明を行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO	平成8年4月	審議会委員	条例制定。	行政情報提供審議会の運営	公募	諮問事項の審議。	区政への区民意見の反映。	
216	環境清掃部	環境対策課	継続	環境基本計画の推進	第二次環境基本計画に定め る事項の進捗状況を把握し、 計画の推進を図る。	事業の評価	第二次環境基本計画に沿った環境施 策の事業実績及び遺捗状況を把握す るために「環境白書」を作成・頒布す る。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO	平成16年4月	情報提供• 交換 事業協力 委託	環境白書の作成。	情報収集行政情報提供	提案	第二次環境基本計画に資す る活動を実施する。	環境施策は区、区民、事業者それぞ れが実施すべきものであり、環境白書 を介し、それぞれの役割を確認し、連 携した実践を行うための手引きとする。	

			夹計•••	美仃計画事業、継続·•	・28年度継続事業、その他・・・	新規・見但し	よる協働争業		1 M25-126						脚両手来延来的及と旧用して手来とき	
No	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
21	· 環境清掃部	環境交策課	継続	エコライフ推進員の活動	区と区民の接点となり自らエコライフを実践し、地域においてその普及啓発を行う。	事業の実施	環境学習情報センターと連携・協働 し、エニライフの実践と普及啓発活動 を通じて環境に配慮した活動を地域に 広げていく。	町会自治会 ボランティア	平成16年7月	協議会事業協力	条例制定による。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 イペント会場確保等	公募 その他(推 薦)	エコライフ推進員は、環境学 習情報センターと連携・協働 し、エコライフの実践と普及 啓発活動を通じて環境に配 慮した活動を地域に広げて いく。	エコライフ推進協議会、分科会による 自主的な活動によって効果を挙げて いる。	
211	環境清 掃部	環境交策課	継続	環境学習情報センター の管理運営	環境を考え、行動する全ての 人に、新しい情報を信を活動の場を提供し、環境保全 思想の普及と環境行動の一層の進展を図る拠点さする。 また、環境間配下即組む区 民、団体、企業(行政が協働 に取り組むための拠点とす る。	市坐の事は	区及び指定管理者が企画・実施する 事業への参加。	その他(区民・事業者・団体)	平成16年4月	その他(指定管理)	公募(プロボーザル方式)を 導入したことによる。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 参託・助成等	その他		課座・イベント等への参加を通して、環境への理解・関心を深める成果をあげている。	
21:	環境清 掃部	環境交策課	: 実計 継続	地球温暖化対策の推 進 区民省エネルギー 意識の啓発	区民の省エネ行動を促進・ 支援と温室効果ガス排出量 の削減を図る。	事業の実施	みどりのカーテンの普及や省エネルギー機器の導入助成を行い、区民の 省エネルギーに対する意識向上を図 る。	その他(区民)	平成18年度	事業協力委託	区民向けに省エネ行動を促進・支援するため、新宿エコ 隊、活動団体、エコライフ推進員等に協力要請した。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	区の施策のPR、組織的な参 加協力。	区民に省エネ行動を呼びかけ、二酸 化炭素排出量の削減を図る。	
224	環境清掃部	環境交策課	実計継続		事業者の省エネ行動を促 進・支援し温室効果ガス排出 量の削減を図る。	事業の実施	環境マネジメントシステム認証取得助成や、省エネルギー診断など中小事業者の省エネ行動を促進・支援する。	その他(区内中小事業者)	平成18年度	情報提供・ 校 をの他(省 来 支援)	事業者向けに省エネ行動を 促進・支援するため事業を実 施。	連携・支援の仕組み 作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	組織的な参加、省エネ行動 への協力。	事業者に省エネ行動を呼びかけ、二 酸化炭素排出量の削減を図る。	
22	環境清掃部	環境交策課	実計継続	地球温暖化対策の推 地 区が取り組む地球 温暖化対策	区民の省エネ行動を促進。 支援し温室効果ガス排出量 の削減を図る。	事業の実施	長野県伊那市、群馬県沼田市、東京 都あきる野市に開設した3つの「新宿の 森」で下草刈りなどの森林整備を区民 との協働で行う。	その他(区民)	平成18年度	事業協力	区民に向けた省エネ行動を 促進・支援するため、新宿 の表:森林整備希望者を募 集した。	その他(事業の実施)	公募	事業参加	事業の実施により区民に向けた環境 教育を行い、省エネ行動を啓発する。	
22:	環境清掃部	ごみが量リサクル課	; 実計 イ 継続	路上喫煙対策の推進	周知・啓発キャンペーンやバ トロールによる指導等により 路上における受動喫煙や下 ばこの火によるやけどなどの 被害を防止する。	立案 事業の計画	路上喫煙禁止の周知・啓発活動。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他 (新宿駅周辺地区美化推 遠連教会、高田馬場駅周 辺環境対策総合、路上 喫煙対策協力員)	平成17年8月	共催 事委情協力 委託報提供・ 交換	「新宿区空き缶等の散乱及 び路上喫煙による被害の防 止に関する条例」(平成17年 8月1日施行)。	連携・支援の仕組み 作り。 事業企画への参加 情報収集 会議作業場所提供 イベント会等 委託・助成等 人員の応援			町会や路上喫煙対策協力員、地域団 体、ボランディア、事業者、他の行政機 関など、様々左生体の協働により、区 内全域における路上喫煙被害を防止 する。	

No	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
22:	環境清掃部	ごみ減 量リサッ クル課	イ継続	ボイ捨て防止ときれい なまちづくり	区民や事業者に対してポイ 捨て防止の意識を広く啓発 し、きれいなまちづくりを目指 す。	政策の方針 立案 事業の計画 策定 事業の実施	散乱防止計画の策定。美化推進重点 地区におけるポイ捨で防止キャンペーン、路上清掃。ごみゼロ活動の実施。 (春・秋)、繁華街の路上清掃。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他 (新宿駅同辺地区美化推 連進絡会、高田馬場駅周 辺環境対策連絡会)	平成9年4月	共催 事業協力 情報提供・ 交換	「新宿区空き缶・吸い殻等の 散乱防止に関する条例」(平 成9年4月1日)。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 会議作業場所提供等 表託助成等 人員の応援		実化推進単点地区内におり る路上清掃。ポイ捨て防止	町会や地域団体、ボランティア、事業 者、他の行政機関など酸々な主体の 協働により、「美化の輪」が広がること が期待できる。	
224	環境清掃部	ごみ減 量リサッ クル課		歌舞伎町クリーン作戦	繁華街の道路清掃を行い、 きれいなまちづりを推進す る。また、新宿区も歌舞伎町 の一事業者として自ら道路清 掃活動を実施する。	事業の計画 策定 事業の実施	歌舞伎町一丁目地区の道路美化清掃 活動。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(事業者) 駅舞伎町振興組合他	平成16年5月	共催 委託	歌舞伎町が条例により美化 推進恵地区に指定された 上生、平成16年5月に「歌舞 伎町ルネッサンス推進協舞 会」が発足したこと等による。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	公募		歌舞伎町の美化清掃を行うことにより、 きれいなまらづくりを推進する。	
22	環境清掃部	ごみ減量リサンクル課	ſ	3R推進協議会の運営 等	ごみの発生抑制を基本とした ごみの減量の推進に向け でこなの減量を業者及び居によ る意見交換と具体策倹計の 場として、「新官区37推進協 議会」を設置する。	事業の計画 策定 事業の実施	実現可能で具体的なごみ減量の方策 を検討し、各構成団体が実施、情報発 信する。	地域団体(協力団体など) NPO その他(事業者14団体)	平成20年4月	実行委員 会·協議会	リサイクル清掃客議会の答申 を基に、区の呼びかけによ る。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 広報界配可の協力 イベント会場確保 等	その他	実現可能で具体的なごみ減 量の方策を検討、実施する。	区民と事業者と区が、具体的な3R推 連の方策を検討、情報を信うることに より、ごみ減量についてより広く普及啓 発することができる。	
220	環境清掃部	ごみ減量リサックル課	亻継続	清掃協力会の活動支援	清掃協力会の活動を支援する。	事業の実施	ごみの減量、リサイクルの推進に係る 普及啓発を各地域で展開する。	地域団体(協力団体など) 四谷清掃協力会 牛込清掃協力会 新宿西清掃協力会	昭和33年	事業協力委託	設立当初から。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他	協力会の運営、普及啓発事 業の実施、町会等地域での 情報周知。	住民による活動のため、地域における 普及啓発が効果的である。	
22	,環境清掃部	ごみ減量リサックル課	イ 継続	リサイクル活動センター の管理運営	区民のリサイクル活動を支援 する拠点としての館の運営及 び普及啓発事業の実施。	事業の実施	施設の管理・運営、委託事業の実施、 自主事業の実施。	その他(新宿環境リサイクル活動の会)	平成10年4月	指定管理	センター運営検討委員会の報告による。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会場作業場所提供 委託・助成等	その他	リサイクルに関する協働型講 座の企画・運営。	区民が身近な課題として、環境リサイク ル活動の推進を捉える機会になってい る。	
221	環境清掃部	新宿清務所	実計:	リサイクル活動団体へ の支援	ごみの排出量を抑制し、リサ イクルを推進する。	事業の実施	区内の町会・自治会・マンションの管理組合等の団体を単位として、紙類・ 布類・アルミ缶等を回収し、回収業者 に引き渡す。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	平成4年10月	その他(報 奨金動び援 動品の支 給)	「資源回収実践団体登録申請書」による申請。	機材貸出等 委託·助成等	その他(新宿 区資源回収 活動支援実 施要綱で認 められた団 体)	紙類・布類・アルミ缶等の資 源を集収し、回収業者に引き 渡す。	行政で資源回収を行うより、費用がかからず、効率的に行うことができる。	

No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
229	都市計画部	都市計画課	継続	交通ペリアフリーの整 備促進	区内のパリアフリー施設等の 積極的な整備促進を図る。	事業の計画 策定 事業の評価	新宿区交通パリアフリー推進委員会等 への参加。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 区障害者団体連絡協議会 など	平成17年4月	会·協議会	・平成17年4月に策定した 「新宿区交通パリアフリー基本様見・を見たいするでから、 ・特定事業計画(新宿駅・高 日馬場駅)に高齢者・障害者 等の意見を反映させるため。	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	公募 提案·特込	区民・利用者等の意向調査 やパリアフリー推進委員会等 への積極的な参加及び情報 提供。	平成17年に策定した新宿区交通パリアプリー基本構想に基づき、交通パリアプリーを推進するにあたり、利用者である高齢者で練書者等の意見や評価を反映することができる。	
230	都市計画部	都市計画課	継続	駐車場整備事業の推進	新宿駅周辺の駐車場につい て、地区特性に応じた整備 基準を定める。	政策の方針立案	駐車場地域ルールの策定。	町会自治会 地域団体(協力団体など) 一般社団法人新宿副都心 エリア環境改善委員会 な ど	平成23年4月	実行委員 会·協議会 情報提供· 交換	つき、地区特性に応じた駐	連携・支援の仕組み 作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	地区内の地	会参加や建築時の駐車施設	新宿駅周辺の駐車場の整備基準を定めるにあたって、まちづくり等の地元の 意向を反映することができる。	
231	都市計画部	新宿駅整出当課	実計継続	新宿駅周辺地区への 整備促進(新宿通り モール化)	まちの賑わいと魅力をより向 上させるため、新宿通りを歩 きやすく魅力がた歩行者空 間としてモール化を行い、歩 いて楽しい回遊性のあるまち づくりを進める。		新宿駅東口地区の歩行者環境改善に 向け、新宿駅東口地区歩行者環境改善 善協議会を設置し、社会実験の実施 主体となり、実際に向けての具体的な 検討・調整を行う。	力団体など)	平成27年8月(協議会設置)	実行委員 会·協議会	歩いて楽しいまちづくりへの 取り組み。 国交省の社会実験に対する 助成制度の活用。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加	486 BB (n 45 4m)	地元調整、荷さばき社会実験の参加店舗募集。	社会実験を実施するにあたり、地元の 協力は必要不可欠であり、地元と連携 することでより多くの店舗等参加が期 待できる。	
232	都市計画部	景観・まりちづくり課	実計継続	地区計画等のまちづく りルールの策定	地域の課題にきめ細かく対 応していたとかき、地域住民 との協働にいたとかまちづくり活動 を行い、地区計画やまちづく り構想、ガイドライン等のまち づくりルールを定めていく。	事業の計画	まちづくり協議会の設立・運営、情報 及び意見の交換、地区計画等まらづく りルールの策定。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO その他(商店会等) 地元まちづくり協議会等	平成20年度	共催 情報提供・ 交換	区からの働きかけ、地元団体 からの要望等。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加情行政情報中級提供 広報PR面での協力 会議/大場確保等機材所提供等 機材貸出等	公募 提案・特込 その他	地元ニーズの調整や意見集 約、まちづくり制度の勉強、 区に対する要望の取りまとめ 等。	かしたよりつくりを推進できるという別 田が押徒できるが、夕倅わた見面切れ	COMBINED TO COMBIN
233	都市計画部	景観・ま ちづくり 課	継続	景観主ちづくり審議会の運営	新宿の地域特性にふさわし い良好な景観形成の推進を 目的として設置されている。	事業の計画	審議会は、区長の諮問に応じ、景観ま らづくり計画等の策定や景観形成施 策に関して、調査審議し、答申する。	その他(公募区民)	平成4年	その他(審議会)	新宿区景観まちづくり条例を 根拠法令として協働を行って いる。	その他(審議会の運 営)	公募	景観に関して区長の諮問に 広じ、調査審査・答申を行 う。	区の景観形成施策を円滑に推進する ため。	
234	都市計画部	防災都市づくり課	実計継続	本遊住宅密集地区整 備促進事業	事業地区(苦葉・須賀町地 区)における防災性の向上及 び住環境の改善。	事業の計画 策定	若葉地区内のまちづくりの推進のため の調査検討、まちづくり協議等。	その他 若葉地区まちづくり推進協 議会	平成9年3月	実行委員 会・協議会	区と地元住民等の連携を密 にし、円滑なまちづくりを図 り、まちづくりを推進するた め。	行政情報提供	その他(地元の発意)	・建替えの際、事業者への 「まちべり協力基準」に基づ は報荼計画協力要請 ・地区計画等まちづりルールに関する地元意見の集 約。	まちづくりルール見直し等を行う場合、 地元全体会に図る前の意見交換の場 とすることができる。	

		夫計・・・夫仃計画事業、継続・・・28年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業							,	,						
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
235	都市計画部	防災都市づくり課	実計 ) 継続	建築物等耐震化支援 事業	建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事その他の 建築物の耐震化を支援する ことにより、地震に強い安全、 安心なまちづくりを目指す。	事業の実施	耐震診断等の実施。	NPO その他(新宿区建築設計 事務所協会、耐震診断登 終員) NPO法人耐震総合安全 機構	平成21年度	事業協力委託	耐震という専門知識を有する 建築土を活用することで、事 業を迅速かつ適正に実施す るため。	行政情報提供	その他		専門的観点から区民の相談に応じ、 耐震診断・補強設計を行える。	
236	都市計画部	防災都市づくり課	)継続	まちづくり事業の支援	まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家(まちべく)和談員と派遣し、共同建替えや住環境の整備などを推進する。	事業の実施	まちづくり間連事業を行う団体等と区が協働して、共同建替文等を実現することで、まちの不燃化等を壮かる。	その他(区民等)	平成10年	その他(事業目的の 業目的の 進)	共同強勢之等のまちづくり関 連事業を行う団体からの相 談。		提案・持込		木造住宅の密集した状況等を解消し、 居住環境と防災性の向上を図ることが できる。	(従前) (従後) ※従前の段階において、まちづくり相談員を派遣 する。
237	都市計画部	防災都市づくり課	)継続	都心共同住宅供給事 業	都心地域に良質な中高層の 共同住宅の建設を促進する ことにより、職住近接の豊か な実現を図る。	事業の実施	区民等が主体となって行う共同建替え に対し、必要な助成を行い、居住環境 不等防災性の向上を図る。区と区民等が 事業目的を共有する中で、まちづくり を進めている。	その他(区民等)	平成8年	その他(事業目的の共有と推進)	地元区民からの共同建替え の相談。	委託・助成等	公募	居住環境や防災性の向上に 寄与する共同建替えを促進 する。	木造住宅の密集した状況等を解消し、 居住環境と防災性の向上を図ることが できる。	(従前) (従後)
238	都市計画部	建築指導課	継続	安全・安心な建築物づ ぐり	災害に強い「安全なまち、安 なできるまち」を表現するた め、区民の建築相談に対応 し、安全で安心な建築物づく りを目指す。	事業の実施	安全安心・建築なんでも相談会を月1 回協働で実施する。	その他(一般社団法人東 京都建築士事務所協会新 宿支部)	平成28年度より継続(平成11 年度に事業を 開から現在015年度 開から現在の形で実施してい る。)	事業協力	区民のニーズに応えるため、 事務所協会からの提案により 相談会を開催することとなっ た。	連携・支援の仕組み 作り 事業 企画 一提の の 参加 行政情報程 広報 PR面での 協力 会議 作業 場所 確保 等 様 材 貸 出等 人員の 応接	提案·持込	建築に関する専門的な知見 を活かしながら、相談会にお いて区民の相談に対応す る。	区民からの相談に対して、専門的知識 及び現場経験に基づき対応できる。また、事務所協会と建築に関する情報を 共有できる。	LEGG ESPACE USE  AUST HOUSE AND THE CONTRACT OF THE CONTRACT O
239	都市計画部	建築調整課	継続	既存建築物の防災対 策指導	災害に強い、逃げないです む安全なまちづりを実現す るために、既存建築物の維 持保全に関することや、建築 物の防災に関する事項につ いて安全化指導を実施しま す。	事業の実施	定期報告書の報告委託。	その他 (東京都防災・建築まちづ くりセンター、東京都昇降 機安全協議会、日本建築 設備・昇降機センター)	平成18年4月	委託	雑居ビル火災事故を契機 に、安全で安心な建築物づくりをめざすため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等 その他(案内書類の 送付)	その他(特命随契)	専門的観点から定期調査報 告書をデータ整備、管理し 区に報告している。	定期報告率100%に向け、定期報告 提出の前年度に対象建築物の所有者 に対して定期報告の案内書類を送付 し啓発するともに、広報やHPを活用 して周知啓発を図ります。	
240	都市計画部	住宅課		分譲マンションの適正 な維持管理及び再生 への支援	住環境の保全及び向上。	事業の実施	マンション管理相談、マンション管理相談 談員派遣、マンション管理セミナー、マ ンション管理組合交流会の実施。	ボランティア(個人・団体) マンション管理問題協議会	平成10年度	事業協力	民間ボランティアグループとしての提案がきっかけとなった。	広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 その他(管理報令、 区分所有者への事 業周知等)	提案·持込	相談に応じ、相談内容・結果	マンション管理について、専門的な知識と経験を有する者との協働により、 区民が抱える様々な問題に対応する ことができる、支援体制のより一層の充 実を図ることが課題。	

No.	部	課	事業の種類炎	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
241	都市計画部	住宅課	継続	住宅相談	専門的知識を有する相談員 が、区民に対し民間資料と をへの住み替え、または責 資情要契約や不動産の売買に 間して適切が助言を行うこと により、生活の安定と居住の 継続を図る。		住み替え相談、不動産取引相談。	地域団体(協力団体など) 公益社団法人東京都宅地 建物取引業協会新宿区支 部 公益社団法人全日本不動 産協会東京都本部新宿支 部	に新宿区区民 不動産取引相 談を開始し、平 成4年10月に	事業協力	当初、区内全域を網羅する 会員(加盟業者数)が多い切 体に事業協力を求め、協定 書を取り交わした。 住宅相談を拡充するため、 平成29年10月に1団体公益 社団法人 全日本不動産業 金東京都本部新産業団体 との協定による事業を開始し た。	広報PR面での協力 イベント会場確保等	その他(協定書の締結)	替え促進協力店の指定及び 住宅相談員を派遣し、物件 情報を提供し、高齢者等の	自ら転居先を探すことが困難な高齢者 が増加しているが、高齢者の住み替え 条件に見合う物件探し1省易ではか い、このため、平成29年10月から住宅 相談を拡充し、高齢者等の民間賃貸 住宅への円滑な入居支援を強化する ため、協働事業者を2団体に拡大し た。	住み替え相談 不動産取引相談 マンション管理相談
242	都市計画部	住宅課	継続	住宅修繕工事等業者 あつ旋	区民の住宅改善を援助し、 その向上を図る。	事業の評価	区民が住みよい快適な住宅を求めて、 既存の住宅を増改築、修繕工事を行 場合は、信頼できる工務店・大工を区 が新宿区住宅リフォーム協議会を通じ てあっ旋する。	地域団体(協力団体など) 新宿区住宅リフォーム協議 会	昭和60年4月	その他 (あっ旋)	当時の住宅事情は住宅数が 世帯数を上回り、量的な充 足は連展していたが、質的 には規模、設備をはしめとす る多くの点で改善を必要とす る性宅が多数存在していた。 信頼できる工務店等を紹介 し、区民の任宅改善を提助 し、その向上を図るため。	連携・支援の仕組み 作り 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等	その他	マへの空了報告書掲出 と	区があっ能する信用度の高さにより、 相見積もりに利用されることが半数以 上を占める。	ふれあいフェスタ住宅リフォーム無料和談 新宿区リフォーム協議会会員が相談を受ける。
243	教育委事務局	教育調整課	継続	学校警備委託(学校施 設管理協力員制度)	新宿区内において、地震、水 害、火災等の災害が発生し たとき又は発生が手想される ときに、新宿区立学校を一次 運難所として円滑に開設する ことを目的とする。	事業の実施	職員不在時に緊急的に学校を使用する場合に、校門・体育館の鍵を開ける等の業務を行う。	ボランティア(個人・団体)	昭和62年4月	その他(委嘱)	職員不在時に緊急的に学校 を使用する場合に、校門・体 育館の鍵を開ける等の業務 を行う人材が必要となったた め。	作り	その他(学校推薦)	職員不在時に緊急的に学校 を使用する場合に、校門・体 育館の鍵を開ける等の業務 を行う。	地域事情に精通した人材を活用することにより、緊急時の円滑な業務実施を 担保できている。	
244	教育委事	教育指導課	実計継続	学校評価の充実	学校において学校評価を実 施し、その評価結果を学校 運営の改善につなげていく。	事業の実施	学校関係者として、学校評価にかかわり、学校運営の改善を推進する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(保護者)	平成21年4月	情報提供• 交換	学校運営を評価する学校評 価~の多様な視点の必要性 から。	連携・支援の仕組み 作り	その他(各学校が決定)	事への参加、授業観察、地 域協働学校運営協議会への	学校評価を活用することで、学校の課題解決のための取組みを学校関係者 が共通理解するとともに学校運営の改 部に向けての取組みが行われている。 学校関係者が、自己の役割子確認 し、主体性をもって学校評価を実施す ることが課題である。	
245	教育委事	教育支援課	継続	教職員の研修、研究活 動に対する支援	学校合同で実施する発表会や、学校行事を支援する。	事業の実施	一定期間、地域商店街・地域の商店・地域の商店・地域の商店・地域の商店・地域の商店・地域の商店・地元の民間企業・公的施設等で仕事等を経験させる職場体験の支援を行う。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO	不明	共催	児童・生徒の体験の場を確保するため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	公募 提案·持込	連携により、地域の事業所な どを活用し、事業所の実情に 応じて、職場体験を行ってい	現在は学校教育の一環として実施して いるため費用の受益者負担化は想定 していません。なお、学校・地域・教育 委員会との連携により、地域の企業を 活用し、各中学校の支情に応じて、職 場体験を実施しており、企業との協働 を行っている。	
246	教育委事	教育支援課	継続	地域との連携による家 庭教育支援	PTA活動の充実による家庭 教育支援。	事業の計画 策定 事業の実施	子どものための健全育成事業等。	その他 (新宿区立小学校PTA連 合会)	不明	委託	協議。	行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	提案·特込	企画運営。	子どもや保護者を取り巻く環境に応じ た事業の企画・運営が行われる。	

		実計・・・実行計画事業、継続・・・28年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる恊働事業							1 M25 + 12 6 7						脚両す来近来的交を目用してす来と失	
No.	部	課	事業の種類姿	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
247	教育委員務局	教育支援課	実計継続	地域協働学校(コミュニ ティ・スクール)の推進	地域住民や保護者等が学校 の運営に参画することによ り、地域に信頼され、地域に 支えられる開かれた学校づく りを進める。	事業の実施	地域協働学校が学校運営協議会を開催し学校運営等について協議を行う。	その他 (地域協働学校運営協議 会)	平成22年4月	実行委員 会・協議会	新宿区立学校における地域 協働学校運営協議会に関す る規則。		その他	学校運営への参画と学校支援。	地域に開かれ、地域に支えられた学 校づくりの推進が図られるとともに、教 育活動や学校支援の充実が図られ る。	
248	教育委事 <b>務局</b>	教育支援課	継続	援等	外国籍児童・生徒の保護者 への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」へ の授業協力。	事業の実施	「総合的な学習」の時間における、国際理解教育、環境教育等に関する授業の協力 株田解書の家庭への学校通知の翻訳、通訳。	NPO シニアボランティア経験を 活かす会	平成20年4月	委託	協働事業提案制度による提 案事業(平成19年度採択)。	広報PR面での協力 委託・助成等	その他	「総合的な学習」の時間における授業プログラムの提案、サポート。	シニアボランティアとしての海外での活動体験を活用し、「総合的な学習の時間」において、豊富なプログラムの提案がされている。	
249	教育委事務局	教育支援課	継続	教育支援 (※小中学生の美術鑑	小中学生に対し、美術鑑賞 を通して、生涯にわたり美術 鑑賞を楽しむ習慣の基礎を 養成する。	事業の実施	小中学生の美術館における対話型美 術鑑賞(東郷青児記念 損保ジャパシ 日本興亜美術館)。	その他 (東郷青児記念 損保ジャ パン日本興亜美術館)	平成21年4月	事業協力	協働事業提案制度による提 案事業(平成20年度採択)。	委託·助成等	その他	学校での事前授業及び東郷 青児記念 損保ジャベン日 本興亜美術館での対話型艦 賞の実施。	「地域の美術館等を利用した美術鑑賞 教育」を実施し、文化・芸術に関する 教育の充実を図ることができる。	
250	教育委事務局	教育支援課	継続	スクールスタッフの活用	地域特性を活かした教育活動を展開するため、地域の人 材を活用した学校教育活動 支援を行う。	事業の実施	地域の人材(スケールスタップ)による、 学校教育活動の支援等。	ボランティア(個人・団体)	平成16年4月	事業協力	各学校で行われていた地域 ボランティアによる支援の仕 組み作りが必要となった。	連携・支援の仕組み 作り	その他	学校での授業への協力や、 部活動、武書活動、芸能・技 術指導等。	地域人材と児童・生徒の継続的な交 流や地域に開かれた学校づくり。	
251	教育委事	教育支援課	継続	スクール・コーディネー ターの活動	区立小学校及び中学校と地 域社会と家庭との連携を図 り、児童、生徒の学習活動を 支援する。	事業の実施	地域で青少年の育成活動の経験がある方の中から、教育委員会が委嘱して 区立小・中学校に1名すつ配置するス クール・コーディネーターが、学校・家 庭・地域の連携を図る。	その他(スクール・コーディ ネーター(地域住民))	平成16年4月	その他	新宿区スクール・コーディ ネーターの設置等に関する 規則。	連携・支援の仕組み作り 作り取り集 情報収集 広な機PR面での協力 会議作業場所提供	その他	学校の要望に沿って、総合 的な学習の時間などの評価 として地域の方々を紹介した り、職場体験の際にご協力い ただく事業所との調整をした りする。	学校に地域の団体や人材の教育力を 橋渡しすることで、教育活動や体験学 習活動の充実が図られている。	
252	教育会事	教育支援課	継続	PTA研修会	PTA及び保護者の会の活動 充実と活性化をめざす。研修 会を通して、参助者の突流を 図るととは、学び合いの機 会を提供し、家庭の教育力 の向上を図る。	事業の実施	PTA及び保護者の会の役員等を対象 に譲渡やディスカッション等の研修会 を開催する。	その他 (新宿区立幼稚園PTA連 合会、新宿区立小学校PT A連合会、新宿区立中学 校PTA協議会)	不明	共催	区からの申し出・提案。	事業企画への参加 情報収集 情報で集 行 原 報 中 保 前 報 中 R 面 で の 協 力 イ ベ ン 分 会 号 、 会 の を は り た 会 り 会 り 会 し 会 り 会 し 会 と 会 り 会 と 会 と 会 と 会 と 会 と を と く と ら と ら と し く と し く と し く と し と し と し と し と し と	その他	当日の運営・事例の発表・記 録集原稿の作成。	講演やディスカッションを通して参加者 の交流を図り、PTA及び保護者の多 の方も動について充実を図る。研修会に 参加していない学校や子ども園の保護 者等に対して、どのように参加を促す かが課題である。	

No.	部	課	事業の種類法	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
253	教育会局	教育支援課	継続	家庭教育学級および 講座の運営	PTA及び保護者の会の自主 的な講座運営によって、保護 者に家庭教育について学び 合う的山上を目指す。	策定	家庭教育学級:近隣小学校3校のPT A.学校・地域関係者が1プロックの運 営委員会を組織し、プロック内で家庭 教育の関する場所を建築的では る。家庭教育課座・幼稚園・中学や、養 選学校のPTA及び子とも園の保護者 の会が家庭教育に関する講座を開催 する。	その他 (各聞・校PTA及び保護者 の会)	昭和40年度	共催	不明	連携・支援の仕組み 作的 情報原集 情報原集 情報時報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機変託・助応等 人員の応援	提案·特込	企画·運営。	講演やワークショップを自ら企画し、ま た参加することで、保護者間の交通 機会を設け、実施の教育力向上を 図つている、PTA役員の人数が少な い学校など、実施が困難な学校に配 慮した運営力法の検討。	
254	教員務	教育支援課	実計継続	特色ある教育活動の推 連	各学校の中長期的視野に 立った特色ある教育活動の 展開を具現化するため、「特 色ある学校づくり教育活動計 順)や各校の教育目標に 沿って、計画的な活動を実 施する。	事業の実施	地域や学校の特色・特性を活かした学校づくりを行う。	ボランティア(個人・団体)	平成17年4月	事業協力	学習指導要額の改定により、 「総合的な学習の時間」が創 設された。	その他	その他	総合的な学習の時間等における、地域に根ざした学習への支援。	地域の実態に応じた創産工夫を活か した学習の支援を行うことができる。	
255	教員務	教育支援課	継続	子ども安全ボランティア 活動の推進	子どもの安全確保のため、犯 罪の発生を未然に防ぐ日常 的・継続的たび取組小が必要と される中、PTAが地域と連携 して実施している防犯防災活 動の支援を行う。	事業の実施	PTAのニーズに応じた防犯防災活動 のための支援物品を購入し、配布す る。また、地域での防犯啓発のため、 小学生が描いた防犯ポスターを印刷 し、PTAに配布する。	その他 (新宿区立幼稚園PTA連 合会、新宿区立小学校 PTA連合会、新宿区立中 学校PTA協議会)	不明	その他(支 援)	区からの提案・申し出。	情報収集 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	区全体の子どもたちの安全 確保の子どもたちの安全 確保のために、地域比民で ある保護者が主体的に活動 を行う目頃のPTAのパトロー ルにより、犯罪抑止を図る。 また、小学生から防犯ボス ター図案を募集し、保護者 や子ども自身の防犯意識の 向上を目指す。	PTAが地域と連携して直接パトロール 等を実施することは、行政が直接実施 するよりも効率的かつ有意義である。	
256	教員務	教育支援課	継続	教育センターの運営 (サイエンス・プログラム の推進)	区立小・中学校における理 科教育の活性化と充実を図 るともに、児童・生徒に対し 理科学習の興味・関心を高 めるために、事業を行う。	事業の実施	「新宿版サイエンス・パートナーシップ・ プログラム」中学校において、大学や 研究機関から講師、実験助手を招き、 研究機関から講師、実験助手を招き、 大学校 研究機関から講師、実験助手を招き、 行う。	その他(早稲田大学理工学術院)	平成21年4月	その他	国で平成20年度まで実施していたSPP事業(早稲田大学との連携)を、区で予算化し引き継いだ。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 会場作業場所提供 委託・助成等	提案•特込	最先端の科学実験を、教員への教授。 への教授。 児童・生徒に対し理科学習の興味・関心を高める授業の 実施。	理科教育の充実を目的とし、教員の実験・観察・教材に対する理解を深める ことで、指導力の向上を図ることが出来ている。	
257	教員務	教育支援課	継続	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習 得が十分でなく、学習意欲・ 学習習慣に課題がある児童 生習を対し、放戦後等の 時間を活用し、一人ひとりの 学習到達状に応じた。より き別種がよに応じ、より きの細やかな指導を行い、基 確学力の定着を目指す。	事業の実施	放課後等学習支援員(学習支援ポランティア)が学校と連携を取りながら、 児童・生徒の学習課題について補習 を行う。		小学校(平成2 2年度より実 施) 中学校 (平成21年度 より実施)	事業協力	地域ボランティアによる支援 の仕組みづくりが必要になっ たため。	連携・支援の仕組み 作り	その他	児童・生徒への学習支援。	地域人材と児童・生徒の継続的な交 流や地域に開かれた学校づくり。	
258	教育委事	学校運営課	継続	学校保健の管理運営 (学校医報酬(小・中学 校))	区立小・中学校の児童生徒 の健康の保持増進を図るた めに、学校保護安全法の規 定に基づき、学校医、学校園 大学校業剤師を配置 する。	事業の実施	新宿区医師会等からの推薦に基づき 学校医・学校 歯科医及び学校薬剤師 を配置する。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会、新宿区歯 科医師会、四谷牛込歯科 医師会、新宿区薬剤師会		事業協力 情報提供• 交換	学校医等の配置にあたって は、地域に根差し、各校の教 職員や児童生体へ保健計算 及び健康相談等を適切にな しろ医師及び薬剤師を採用 する必要があるため。	作り 情報収集	その他	学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の推薦、情報提供 等。	各校へ安定的に学校医等を配置でき ており、インフルエンザ等の感染症等 が発生した際も円滑に連携が取れて いる。	

		実計・・・実行計画事業、継続・・・28年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる恊働事業						T MAZO TOCOL						脚両子来近来的及る旧川して予末と大		
No.	部	課	事業の種類を	事業名	事業目的	協働の方法	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の 選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
259	教育委事	学校運 営課	継続	学校保健の管理運営 (結核検診(小・中学 校2))	学校保健安全法及び同施行 規則に規定された結核感染 の有無について餘診を実施 し、区立小・中学校児童及び 生徒の健康の保持増進を図 る。	事業の実施	結核高まん延国から転入した児童・生 徒等を対象とした結核検診の実施。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会	不明	実行委員 会・協議会	児童生徒への結核感染の防 止及び有症状者の早期発見 のため、適切に検診を実施 する必要があるため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	その他	結核対策委員会で検診方法 の検討。	専門的知識に基づく助言や検診方法 の検討により適切な検診を実施でき る。	
260	教育委事	学校運営課	継続	学校保健の管理運営 (小児生活習慣病予防 健診 (小・中学校))	小児期から始まっているとさ れる生活習慣病の予備軍及 び罹患者を早期に発見し、 予防及び治療することを目的 とする。		受診を希望する区立小・中学校の児 繁生徒を対象に、小児生活習慣和予 筋性診を新宿区医師会への委託によ り実施する。健診の結果、駅医療と判 定された児童生徒の保護者に対して は、新宿区医師会から発行される紹介 水を交付し、専門医療機関での治療 を勧奨する、要指事と判定された場合 は、生活習慣改善のために各家庭で 取り組んでもら事項を記載たリーフ レットを交付するとともに、保健セン ターで実施して必健康・栄養相談の 利用を勧奨する。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会	平成21年	委託 情報提供• 交換	便性を図るため、本健診の	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 委託・助成等	その他	専門的知識を生かし健診方 法等についての検討及び実 施。	生活習慣病予備軍の早期発見及び罹 患者への適切な指導ができている。	
261	教育委事	学校運 営課	継続	学校保健の管理運営 (その他保健衛生費 (小・中学校))	区立小・中学校の児童生徒 の健康の保持増進を図るとと もに、小学校の安全な環境を 保障し、学校教育の円滑な 実施とその成の確保に資 することを目的とする。	事業の実施	学校保健学習用バンフレットの配布、 学校保健会だよりの発行等を通して生 徒の健康の保持増進を図る。また、書 株・書虫の駆除、飲料水・ブー 質検査、樹木の剪定などの施設管理 を委託により実施し、衛生的な学校環 境の整備に努める。		不明	情報提供• 交換	児童生徒の健康の保持増進 や、安全な学校環境につい て意見交換を行う必要がある ため。	連携・支援の仕組み 作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	その他	児童生徒の健康増進や学校 環境の改善のための意見交 接等。	意見交換や専門的見解からの助言に より適切に児童生徒の健康の保持増 進や、学校環境の整備ができる。	
262	教育会事	学校運営課	継続	区立幼稚園の管理運営	園医等を非常動で任用する ことにより、区立幼稚園の園 児に対する健康管理及び園 の環境衛生の保持・改善を 図る。また、区立幼稚園の園 児又は入園予定者に対し て、健康診断等を実施し、健 康管理を増進する。	争業の計画	医師会・歯科医師会・薬剤師会に園 医・園歯科医・園薬剤師の推薦を依 頼。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会、新宿区歯 科医師会、新宿区四谷牛 込強科医師会、新宿区薬 剤師会	不明	事業協力	学校保健安全法により園医・ 園歯科医・園薬剤師の設置 が義務づけられている。	その他 (園医・園歯 科医・園薬剤師の採 用)	その他(任 用)	医師会等による園医等の推薦。	園児に対する健康管理は幼稚園設置 者として区の責務であり、今後も医師 会等と協働して固医等を区立幼稚園 に継続して配置していく。	
263	中央図書館	中央図書館	継続	障害者への図書館 サービス	身体や視覚等に障害のある 者、高齢者等が主体的に学 習を行ったり、役立つ情報を 入手するための支援を行う。	事業の実施	対面朗読の実施、録音図書の製作、 来館困難者宅への配本等。	ボランティア(個人・団体) 新宿区声の図書館研究 会、図書館サポーター	昭和56年10月	事業協力	図書館でボランティアの募集 を行ったり、ボランティア自身 からの申請による。	連携・支援の仕組み・作り 事業企画への参加 情行政情報提供 広報作業場所をの協力 人名 一次	その他(募集 及び申請)	対面朗読の実施、録音図書の製作、来館困難者をへの配本等。	対面朗読:105回。録音図書製作:75タ イトル 。来館困難者を、少配本849 回(うちボランティ7204回)。	
264	中央図書館	中央図書館	実計継続	絵本でふれあう子育て 支援	区内4保健センターで実施している3~4か月兄姥診時に 総本を配付し、座婚自科健 康相談・育児相談日、及び3 歳児健診時に「給なの読み。 関かせの意義」を説明すると ともに、ボランティアはこる読 み開かせを行い、影書習慣 の促進を図る。 また、3歳児姥診対象者に は、絵本の配付を図書館で 行うことにより、非能機会の増 進及び利用促進を図る。	事業の実施	乳幼児に対して読み聞かせを、また、 その保護者に読み聞かせの意義の説 明をお願いしている。 保護者に対して図書館利用案内と読 書啓発をお願いしている。		平成20年4月	事業協力	生涯学習振興課から事業提案。	連携・支援の仕組み 作り イベント会場確保等 機材貸出等	その他(募集 及び申請)	読み開かせ・ボランティア個 人との調整・連絡、及びボラ ンティア団体での内部調整・ 連絡。	ボランティア(個人)どうしの交流に発展。	